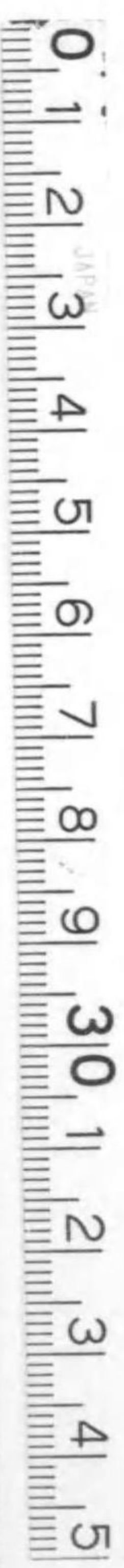


349  
66



始



國體要義

大正  
2. 5. 15  
内交

22

22

五箇條ノ御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ  
メンコトヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明  
ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣  
ニ基キ協心努力セヨ

戊辰三月

御諱

皇室典範及帝國憲法制定ニツキテノ御告文

二

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト共ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

三

皇室典範制定ノ上諭

四

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ臣民祖先ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉戴シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷共同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

五

### 憲法制定ノ上諭

六

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ卽チ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコト

ヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘ

七

ク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務  
ヲ負フヘシ

八

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト  
深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥  
ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ  
此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ  
啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重  
シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇  
運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ  
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

九

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守  
スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕  
爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

### 明治天皇御製

あしはらの瑞穂の國のよろづ代もみだれぬ道は神ぞひらきし  
さゝれ石の巖とならむ末までも五十鈴の川のみづはにこらじ  
傳へ來て國のたからとなりにけり聖の御代のみことのりぶみ  
いそのかみ古きためしをたづねつゝ新しき世の事もさだめむ  
善きを取りあしきを捨てゝ外國に劣らぬ國となすよしもがな



## 緒言

本書は、數年來處々の講習會等に於て演述し、又雜誌にも掲載したるを、更に補訂して一部の書となしたるものなり。抑も國體の知識の重要なは、今更喋々するまでもなき事なり。されば現今、國民教育に於ても、世間一般に於ても、之を講明すること漸次盛なるに至れるは、大に慶すべきこと、いはざるべからず。然れども、社會の廣く人衆の多き、之が普及は甚だ容易ならず。これ本書を以て聊か其の缺漏を補はむとする所以にして、敢て新奇の説を立てむことを目的としたるにはあらず。乃ち成るべく先輩穩健の説を咀嚼して、確實なる知識を捕捉せむことを旨としたり。たゞ、方今文運の極めて隆なるに似ず、此の類の著書甚だ稀にして、其の僅に存するものも、大抵一部分の説明若くは議論に止る有様なれば、特に本末を按じ首尾を整へて、説明の體系を立つるに、若干の考慮を費したり。即ち、第一に國體の意義を論じて、世上の種々の論説を判じ、第二に各國の國體を比較して、其の相違の點を明にし、第三に我が國體

の淵源を推究して、國家成立の内容を窺ひ、第四に國體顯現の狀態を觀察して、其の精華を發揮し、第五に國史上國體自覺の事實を考へて、現在の思想の系統を尋ね、要するに、國體に關する信念を一層明確ならしめ、既往の成跡に鑑みて、將來の進運に資する所あらしめむことを念としたり。固より淺學寡聞にして、この所期に達し難からんことは、著者の汗顔に堪へざる所なれども、讀者の批正によりて、更に之を完全に近づくるを得ば、豈啻に著者の幸たるに止らんや。

大正二年四月三日

著者

目次

第一章 國體の意義

語の用法—語の意義—國家の性質—主權の主體—主體と機關—機關の別意義—  
—國家と主權と主權者—國體の定義

第二章 國體の比較

一 概説

國體の二大別—民主國の主權者—民主國の帝王—古史上の帝王

二 支那

天—天命は民命—革命—共和

三 英吉利

大憲章—君主と法—庶民院の地位

四 獨逸附普魯西

獨逸聯邦—帝國憲法—普魯西の建國—普魯西憲法—王の地位

目次

二九

二九

三八

四六

五〇

五 露西亞……………五九

露西亞の建國—君民の關係

六 皇國……………六二

建國史—國體の基礎—大權の固有—天皇の特殊の御地位—國體と政體—統治の公正

第三章 國體の淵源……………七九

國家發生の外形と内容—國體の内外因

一 性情……………八四

イ 知の方面……………八四

現世的實際的—知能活動の方向—知性の着實と國體

ロ 情の方面……………八八

天性柔順—國體と人情—残忍の性と革命……………九六

ハ 意の方面……………九六

尙武の性—武の神髓—國體と意力

仁と勇—巍然たる氣象—三種の神器

二 境遇……………一〇五

原始的社會狀態と國體

イ 地理的狀態……………一〇七

風土と國體—我國の天然

ロ 經濟的狀態……………一〇九

生活の狀態—農業と國體

第四章 國體の精華……………一二二

斯道—國體と國民道德

一 皇位の尊嚴……………一二四

尊王の熱情—天皇の神性—内外尊嚴の差違—君命と神意—忠道と孝道—忠君と愛國

二 皇室の慈仁……………一二九

統治の目的—統治の性質

三 臣民の忠誠……………一三三

皇運の扶翼—献身的道徳

第五章 國體の自覺……………一三九

一 建國史の傳誦……………一三九

史書の材料—即位の詔—語部—天神壽祠—出雲國造神壽祠—祝詞

二 大化の改新……………一四六

族制政治—馬子の弑逆—蘇我氏の僭上—入鹿の誅戮—國體の諭示—大化の改新—儒教の好影響

三 清鷹の忠誠……………一五二

道鏡の非望—國體擁護の神宣—皇室の崇佛

四 相門の擅權……………一五四

藤原氏の功績—擅權と皇位

五 武家の跳梁……………一五七

紀綱の弛廢—承久の亂—國民的良心の權威—皇威の陵夷—元寇

六 建武の中興……………一六三

北條氏の滅亡—中興成る—吉野遷幸—世態人情—名分の嚴守—神皇正統記

七 崇外自卑……………一七四

外交の態度—大唐國—義滿と明國—自卑思想の一例

八 戰國の統一……………一八〇

皇室の式徴—信長の尊王—秀吉の尊王—統一と皇威—思想上の自尊

九 尊王論……………一八五

文教の奨励—道徳と道理—放伐の是非—朝暮關係の論—素行學—闇齋學—水戸學—神道説—稱謂の濫—國學

十 維新の宏謨……………二〇一

進取の國是—五箇條の御誓文—直譯的新思想—崇外の病弊—國粹保存—憲法皇室典範—教育に關する勅語—戰勝の效果—基督教

目次終

# 國體要義

石川岩吉著

## 第一章 國體の意義

語の用法——語の意義——國家の性質——主權の主體——主體と機關——機關の別意義——國家と主權と主權者——國體の定義

國體といふ語の意義は、何人も之を解するに苦まざるが如くなれども、仔細に之を検すれば、古來幾多の用法ありて、一定せるものにあらざる如く思はる。方今何人の耳にも熟せるものは、教育に關する勅語の中に

國體の精華

と宣はせたる、國體の語ならむ。此は臣民忠孝億兆一心の美蹟を以て、國體の成せる結果と仰せられたるものと覺ゆれば、忠孝と一心とは結果にして、國體

之が原因たり。語を換へて言へば、國體は神髓なり、忠孝と一心とは其の作用なりと解し得べく、國體は臣民億兆をして忠孝ならしめ一心ならしむる所以の基礎なり根柢なれば、國家の組織上根本的の或るものを意味する事を知るに足る。

明治十五年一月軍人に賜ひし勅諭には

凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき。

とあり。即ち王政の陵夷し權力の下に移りたるは、國體に戻るの御趣意にて、統治權に關して之を宣へり。

明治二十二年二月皇室典範及憲法制定の際の御告文には

願ふるに、世局の進運に膺り、人文の發達に隨ひ、宜く

皇祖

皇宗の遺訓を明徴にし、典憲を成立し、條章を昭示し、内は以て子孫の率由す

る所と爲し、外は以て臣民翼贊の道を廣め、永遠に遵行せしめ、益々國家の本基を鞏固にし、八州民生の慶福を増進すべし。

の一節ありて、『國家の本基』の語見え、同時に下されたる勅語

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は、萬世一統歴代繼承し、以て朕が躬に至る。惟ふに祖宗肇國の初、大憲一たび定まり、昭なること日星の如し。

今の時に當り遺訓を明徴にし、皇家の成典を制定し、以て丕基を永遠に鞏固にすべし。

の中には、『丕基』の語あり。明治十四年十月、國會開設の勅諭には

立國の體國各宜きを殊にす

とあり。二年正月版籍奉還の上表には

朝廷一日も失ふ可らざる者は大體なり。一日も假す可らざる者は大權なり。

天祖肇めて國を開き基を建て玉ひしより、皇統一系萬世無窮普天率土其の有に非ざるはなく、其の臣にあらざるはなし。是大體とす。

とあり。其の『國家の本基』『丕基』『立國の體』『大體』とあるもの、文字こそ異

なれ、等しく現今普通に使用せるが如き用法にて、國體の意味を言ひ顯せるものにて、おのづから國體の語釋とも看做さるべし。これを用法の第一例とす。かゝる意味にて古く尙他の語を使用せるものあり。即ちかの「管家遺誡」の一項と稱せらるゝ、

凡そ神國一世無窮の玄妙なる者敢て窺知すべからず。漢土三代周孔の聖經を學ぶと雖も、革命の國風深く思慮を加ふ可きなり。

の「國風」は、確に現に用ふる國體の意にして、かゝる用例は乏しからず。本居宣長の「直毘靈」に支那を貶して、

國の風俗悪しくして、治まり難きを強ちに治めむとするから、世々にそのすべを様々思ひ廻らし爲ならひたる故に、しか賢き人(聖人)ともいできつるなりけり。

といへる「國の風俗」は、國體に關しての言と見るべし。平田篤胤は「古道大意」に三代相恩の主どころではなく、たとへ十代二十代厚恩を受けたるも、惡しき行あるときは、彼の殷の湯王や、周の武王の如き強き者討つて出で、その君

主を追伐し又は殺してその位を篡ひ、己れ國主となり……諸越の國風が世々かくの如く、相殺し相奪つて定まりたる國主とてもなき國でござる。

といひ、「西籍慨論」に

彼の國歴代の……有様を偽らず飾らず、真正直に演説して聞かすべし。實に信すべき國風か、信すまじき國風か、よく心を平かにして聞かすべし。といひ、又同書に

唐の風俗は日本と違うて、天子が渡り者も同然にて、氣に入らねば取替へて天下は一人の天下にあらず、天下の人の天下也と、へらす口をいひちらして、主の天下をひつたくる

といひ、又同書に

固より猥なる自然の國が故、少かも孔子の心を用ふるものなく

などいへる「國風」、「風俗」、「國がら」等の語皆然り。

次に第二の用例としては、明治四年九月、服制更正の勅諭に

風俗なる者移換以て時の宜しきに隨ひ、國體なる者不拔以て其の勢を制す。

今衣冠の制、中古唐制に模倣せしより、流れて軟弱の風をなす。……朕今斷然其の服制を更め、其の風俗を一新し、祖宗以來尙武の國體を立てんと欲す。

の一節ありて、『尙武の國體』と仰せられたるは、前例とは用法稍異なるが如し。尙武なるべきか尙文なるべきかは、國運に對して重大なる關係を有すれども、以て所謂『主權の所在』に異同を生ずる底の事にあらず。こゝに用ひられたる國體の意味は前例よりも軽くして、現在の用法にては國風の意味に解すべき程度ならんか。明治二年九月刑律改撰の詔に、

我大八洲の國體を創立する、遂古は措いて不論、神武以降二千年、寛恕の政以て下を率ひ、忠厚の俗以て上を奉ず。……保元以降乾綱紐を解き、武士權を専らにし、法律以て政を爲し、刀鋸以て下を率ゆ。寛恕忠厚の風遂に地を掃ふ。今や大政更始、宜く古を稽へ今を明にし、寛恕の政に従ひて忠厚の俗に復し、萬民所を得て王威始めて振ふべし……

とある『國體』『寛恕の政……忠厚の俗』『寛恕忠厚の風』即ち同趣旨なるべし。

會澤正志の「新論」に、國家の宜しく恃むべきものとして、其の第一に『國體』を擧げ、『神聖忠孝を以て國を建てたまひしことを論じて、遂に其の武を尙びて民命を重んじ給ひしことの説に及べる』に、其の忠孝建國の説明として左の如く論じ、

帝王の恃んで以て四海を保ち、久安長治天下動搖せざる所の者は萬民を畏服せしめて一世を把持するの謂に非ず。億兆一心皆其の上に親しみ、離るゝに忍びざるの實誠に恃むべきなり。夫れ天地剖判始めて人民有りてより以て今日に至る豈其れ偶然ならんや。夫れ君臣の義は天地の大義なり。父子の親は天下の至恩なり。義の大なる者と恩の至れるものと天地の間に並立し、漸漬積累人心に浹洽し、久遠にして變らざるは、此れ帝王天地を經緯し億兆を綱紀する所以の大資なり。忠孝一に出で、教訓正俗不言にして化す。祭以て政を爲し、政以て教を爲す。教と政と未だ嘗て分れて二ならず。故に民唯天祖を敬ひ天胤を奉ずるを知りて、郷ふ所一定し異物を見ず。是を以て民志一にして天人合す、此れ帝王の恃んで以て四海を保つ所にして祖宗の國を建て基を



開く所以の大體なり。

又『本朝以武建國』の冒頭を以て

夫れ寇賊を攘除し土宇を開拓するは、天祖の孫謀を貽す所以にして、天孫の天祖に繼述する所以なり。故に皇大神を祭るに、祝詞に稱へるあり、神明の照臨する所、天を窮め地を極め、狭きは廣からしめ、險しきは平ならしめ、遠きは八十綱を以て之を牽く如くすと。是れ皇化の日に四表に被るを禱る所以にして、天朝國を建つるに武を尙ぶの意亦見る可きなり。

といへり。忠孝を以て國を建つとは、忠孝なるべきやう國を建て給ひたりの意ならざるべからずして、しかく君父臣子の關係を定め給へるが故に忠孝あり、其の關係が本にして忠孝は末なり、即ち體と用との區別あるべし。尙武建國も亦建國の方法につきていへるものにして、凡そ此等の意味を以て用ひられたる國體の語は、廣く國風の義に解して可なるべし。かゝる意義に用ふるよりして、我國が儒教佛教を同化せしめ、立憲政體を採用したるなどを以て、國體の進歩と稱する人もあり。

次に第三の用例としては、國體の語を國の體面名譽の義に用ふることあり。本居翁の『馭戎慨言』に、『御國のひかりをおとす』の一句ありて、其旁註に損國體と記せり。徳川時代の學者の文章には、足利義滿が異邦に臣稱せしを以て、『國體を虧く』といひ、内外を辨へざる者が、明清を稱して華夏中國とし、自ら夷狄を以て居りしを、『國體を汚辱す』といへる類用例尠からず。此等は明治二十七年八月宣戰の詔に

速に平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を全くせむことを期す。

と宣ひ、又憲法發布の勅語に

相與に和衷協同し、益々我帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし……

と仰せられたる類の『帝國の光榮』の意義にあたるものなるべし。

其の他、譬喩的の意味にて、國の身體といふが如くに、國體の發達などを用ふる人もあれど、其等は措き、大略國體の語には以上三種の用例あるが如し。而して其の孰れが最も普通に行はるゝかを考ふるに、第三例は古くは多く用ひら

れしが今日は然らず。現今に近づくに隨ひて、第一例の意義を以て、普及するに至れり。上古に於ては、文字通りに國土の地形といふ意に用ひられし事あり。「出雲風土記」に「國の大體震(東)を首として坤(西南)を尾とす」とあり。出雲國造神壽詞には、天孫降臨前天穗比命が國體見に遣されし事ありて、鈴木重胤の「祝詞講義」には、この國體は風土及人物の消息を含めていへるものと解したり。「日本書紀」の『くにがた』は漢字の『地形』をしか讀ませたり。支那には『管子』に「四正五官國之體也」の語あり、四正は君臣父子、五官は五行の官、國の根幹をさせり。「漢書」に「通達國體」の語ありて治體の意に用ひられ、外患の爲に國家的觀念の發揚せられたる宋の史には「存紀綱以立國體」「函首求成國體虧矣」等の語散見して、自主獨立の意に用ひられたり。即ち精神的方面の事に用ひられたれど、用例は甚稀なり。其の頻に用ひらるゝに至りたるは、我國近世以來の事にして、實に國史を基礎とせる道義の學の勃興せるに伴へるものなり。隨つてかゝる思想は、素行闇齋等の學派、水戸學派、國學派の人々の鼓吹によりて喚起せられたるものにして、特に此語を頻繁に使用せしは水戸の學者なり。されど第一例の思想

を表する用語は、明治になりても未だ一定するに至らざりしと、前諸例によつて之を知るべし。支那人は過般の革命前後より此の語を多く使用するに至れり。要するに現今は第一例の如く使用するを普通とすれども、之が語釋、定義に至りては、殆ど自明なるが如くに取扱はれて明解を見ず。教育に關する勅語發布以來行義の書夥しく出でたれど、此の國體の語釋は極めて簡單にして、碩學鴻儒の著書にも、或は「國家の大原則」といひ、「國の姿、成立」といひ、「國がら」といひ、「建國の體制」といふ類以上に出でず。文部省の發表したる勅語の英譯には國體を Fundamental Character of our Empire とせり。即ち我が帝國の基礎的性質の意なるが如し。然るに憲法學者の間に於ては國家の構成に關する理論を講ずる必要上之が闡明に力むるものあり、又之を無用視する人もあり。其の後者の側に於ては國家の構成に關する各國共通的方面の理論を講ずるに專にして、差別的現象を藐視する傾あり。法學上の先進國に於て——即ち其等の人々の學說の標準とする國々に於て——其の建國の體制各國同主義なるがために、特に或る一國の國體を區別する必要なきに倣ひて、我が國家の説明にも、何等特殊の用

意を要せざる如く思惟せり。随つて之を無用の問題と爲すにあらざれば、單に歴史家教育家の關する所と爲せるが如くなれども、穂積八束博士の學派にては、憲法の研究上、之を以て最も重要な事項となせり。吾人は勿論、國體の觀念を以て國民思想上極めて重要なものと信じ、概括していへば日本國家の過去現在の事象、區分していへば政治道德宗教風俗等、其の真相を解せんには結局國體の研究に溯らざるべからざるを感ずるにより、國法學上に於ても亦之を重視すべきものなりと思惟す。實に此の點に關する心得方の如何は直に國本に影響すべきものなれば、單に歴史家、教育家の取扱ふべき事項たるに止らず、國政の全般に大關係を有する法學者に取りても、決して閉却すべからざる事項となさざるべからず。とにかく法學者間には相當の解釋の與へられたるものあり、之に比すれば歴史家教育家等の側の説明は、尙甚だ淺薄なる感なきを得ず。但し歴史全部の説明が結局國體の説明なりとの意味もあるべし。國體の意義を知らんには、先づ國家の意義を明にせざるべからず。國家とは如何なるものぞといふに、一定の土地に於て、獨立の權力によりて支配せらるゝ

國家の性質

人類の團體なり。即ち土地と人類と獨立の權力と、これ國家の要素なり。而して國家の權力は固有の權力ならざるべからず、最高の權力ならざるべからず。然らざれば獨立なることを得ず。他の支配を受くる權力は最高の權力ならず。他の權力を源泉とせる權力は固有の權力ならず。最高固有にして自主自由なる權力にして始めて完全に國家の生命たるを得。此の權力を主權といひ統治權といふ。換言すれば國家の意思力なり。國家には多數の人類在り、然れども此の多數の人類は、個々人の群集にあらずして、嚴密に一個の團體なり、多數は形なり、質は單一なり。國家構成の要素たる自然人は、斷えず生死して寸時も止らず、所謂年々歳々人同じからざれども、古今を一貫して單一恆久なる團體的意識の存するものあり、團體の利害を知り團體の榮辱を感ず。即ち人類の團體が國家として永久なる自主的生存を營める事實は、掩ふべからざる所なり。其の能く然る所以のものは主權の活動に由るに外ならず。這般の事實より國家の性質を解すれば、國家は一人の人格なりといふことを得。これ今日多數の學者が執れる所の學說なり。法學上に於て人格と稱するは意思の主體たる點を捉へてい

ふなり。故に自然人にあらざるものも、法の認定によりて人格と看做さる。所謂法人なり。國家の自然人にあらすして人格たるは、國家自認の事實なり。其の人格に必要とせらるゝ意思は即ち國家の主權なり。然らば則ち主權の主體は國家なりといふことを得。

憲法學者の間には、此の主體が何なるかの言明に争あり。殊に我國に於て最も重視せらる。即ち一方に於て主權の主體は天皇なりといへば、他の者は天皇は主體にあらず、主體は國家なり、天皇は單に機關なりといふなり。然れども前説の泰斗たりし故穂積博士も、國家の團體たり人格たることを認めたるによりて、論理の當然として、國家が主權の主體たる所以を前提し、随つて天皇と國家と同じく主體たる論結として、『天皇即國家』の立言を生めり。但しかくいへばとて同時に二個の主體ありといふにあらず、唯思想上に於てかく考ふことを得るのみなり。博士の著憲法提要によりて觀るに、博士が世間の所謂國家主體説を排撃したるは、論者が國家主體の謂は直に天皇機關の謂なりとすることを答めたるに外ならず。とにかく此の二種の學説は、國體の意義につきて天淵の

主權の主體

差違を生せしむるものなれば、輕々に看過することを得ざるなり。前説に従へば我が天皇の御地位は臣民に對して絶対なり、後説に従へば相對なり。機關論者の側に於ては、其の著書中に、國體の文字を現すことを避け、各國々體の區別といふが如き事を以て、單に道德上の問題に過ぎずとす。されば他國の君主と比較する場合に於ても、唯天皇の特權の他よりも廣大なるをいふのみにして、何故に然るかの理由を説明せず。

「憲法提要」に曰く

國家は主權を具有す。而して國家組織に於ける主權存立の體様は一ならず。此の體様の異同を指して國體の別といふ。國體は主權の所在によりて分るゝなり。……國家主權の所在は歴史の基礎に由りて決定せらるゝ者なり。

此の説明は方今教育界にも廣く行はるゝものなり。之を非難するものはいふ、主權の主體が國家なることは各國共通の事實にして、即ち主權は固より國家に在るものなれば、國によりて主權の所在を異にするの理あるべからずと。この反對論に従へば、根本問題として國體論あるを得ずして、唯政體論中に之を含

むるも可なり、含めざるも可なり底の結果となるが如し。蓋し此は單に一面の觀察にして全般を盡せるものにあらず。主體たる國家の意思は架空的に存在し得べからず。國家てふ觀念は抽象によりて生ずれども、國家の意思は單に其の觀念より湧出するものにあらず。其の國家てふ觀念が人類の團體たる形態より抽象せられたるが如く、國家の意思も亦國家の要素たる自然人の意思を基礎として構成せられざるべからず。要するに國家は吾人人類が人類必然の作用として意思を具ふるが如くに、人爲を待たずして意思を具ふるものにあらず。随つて所謂國家の意思は自然人の意思の充當を待つて始めて生ずるものなり。而して人類は各一個の人格として自己の意思を有し國家團體の中には多數なる個々の意思存するが故に、何人の意思が國家意思たるべきかについては、更に之を決定するを要す。乃ち歴史によりて其の様式が決定せらる。是れ國體論の生ずる所以なり。或者は漫然主權の主體は國家なりと稱して、是れ以上を詳にせず。故に極めて無造作に之を解する者は、國家の意思は國民總體の意思の平均若くは多數決なりとして疑はず。實際此の如き様式によりて國家の意思を決定

する邦國もある由なり。瑞西聯邦中の某國に於ては、人口寡少領土狹隘なるが故に、或る法律を作るといふが如き場合には、總國民を一平野に集め、原案に賛成するものは一方の方角に趨き、反對者は他の方角に趨き、其の多數者の意思を以て問題を決定すといふ。這般の様式も勿論之あり得べし。領土廣大にして人口夥多なる邦國に於ては此の如き方法を行ひ得べからざれども、相當の機關を設けて、同趣意の事を實行することを得。或は又社會中の一階級の意思を以て國家の意思とする事も有り得べし。かゝる事は固より動き得べき人類の意思を以てする事柄なれば、幾多の方法あり得べきものなり。此の故に主權の抽象的の所在は國家なりといふ事に一致しつゝも、尙其の具體的の所在を探求する必要の存すること疑ふべからず。國家の人格たる所以が吾人々類の人格たるが如くならずして、個々の人類を基礎とする組織に存する以上、國家觀念の構成に這般の手續を要すること當然なり。上述の意義に於て、國體論は無用とすべき理由なし。

次に主體といひ、機關といふ語の心得方に齟齬なきを要す。自主的に存するも

のを主體といひ、其の自主者より派生して専ら自主者の用を爲すものを機關といふならば、主體と機關とは主従の差別あり。たとへば吾人自己の意思を以て某事業を営まむとするに當り、たとひ他より資金の供給を受くることあるも智慧を借る事あるも、自主者たり即ち主體たることを失はず。然れども若し如何に智慧を廻らすも、資金を提出するも、他人の意思を奉じて之を爲すものならば機關に外ならず、一方は主人にして他方は傭人なり。傭人に自身の意思なし、之を其の主人より受く。主體は常に機關を左右すべく、機關は主體に加ふる所あるを得ず。此の如き意義に於て或者を主體とすると機關とすると、柄鑿相容れざるものなり。共和國の大統領は國民の選舉によりて其の職に就く、國民の機關といふも可なり國家の機關なりといふも可なり、とにかく機關たること疑なし。大統領は其の職務を行ふに當り特定の方法によりて決定せられたる國家の意思を奉じて之を實現せしむることを要す。歐羅巴には古來民選の君主あり。これ實に單に世襲の大統領に外ならず、即ち亦一機關たること明なり。然れども、若し國家に別に定められたる他の意思なく、君主の意思議會の協賛

ある場合に於ては自主的裁量を加へて之を君主の意思とすを以て國家の意思となすものによりては、君主の自主と國家の自主と實は一事の兩面のみ、君主を以て機關と稱すること能はざるなり。要するに主權の抽象的所在は國家なると同時に、具體的所在には幾多の様式あり得べしとし、主體とは自主的本體をいひ、機關とは受動的設備をいふと解せば、主體たる自然人も、機關たる自然人も有り得べく、國家の要素たる自然人は悉く國家の機關なりと斷言するを得ず、又悉く主體たりと斷言することを得ざるべし。我が天皇を機關なりといひ若くは機關にあらずといふ論争は、此の如き意義の下には之を等閑に附すべからざるなり。

但し前掲の意義に於ける機關論者と目せらるゝ學者の著書中にも、君主國の君主を以て、國家の總べての活動の原動力を發する機關なりとせるものあり。即ち其の君主の意思を以て、國家の總べての活動の最高の源となるべき意思なりとなせり。機關てふ語を此の如き意義に用ふるは前述の用法とは大に異なり。前述の意義に於ては、機關に機關自身の意思なく、必ず他の使役に因りて活動

を爲す。君主を總べての活動の原動力と解し、總べての活動の最高の源と解するは、結局の意味に於て君主即國家の論結を生すべきものにして、所謂機關論と同じ論據に立てるものにあらず。とにかく此の如く用法を異にするに於ては、争論の決し難きは當然なり。此の第二の意義に於ては、君主を國家の意思機關といふも、又總攬機關といふも、所謂主體説と歸着を一にするものなるべし。何となれば、君主の意思を以て自主的に總攬せられたるもの、其が即ち國家の意思の實現なりとすれば、意思は同じ意思にして、意思發生機關は畢竟意思の主體、自主的總攬者は總攬の主體なれば、其の主體をば、一面に於て即ち抽象的形式的に國家といひ、他の一面に於て即ち具體的實質的に君主といふの差あるに過ぎざればなり。かゝる國家に於て君主が國家を統治すといふは、たとへば吾人に於て自我が人格を統一するが如し。即ち君主は國家的自我なり。是に於て自我が意思の主體たる以上君主は國家的意思の主體なりとの説出づるなり。然れども其の所謂國家的自我は特に國家的の文字を冠するによりて明なるが如く、君主の個人的自我にあらず、君主は其の個人的自我を國家的自我即ち哲學

者の所謂普遍我に擴充して表現するものにして、或る意味に於ては國家の機關なりとの説も亦これより出づ。思ふに此の兩説に於ける君主の意義には徑庭なかるべし。而も一は主體なりといひ、一は機關なりといひて、結論を異にせるは、所謂盾の兩面の相違の類ならんか。吾人は宇宙の本體を表現す、然れども吾人の外に本體あるにあらざるが如く、君主は國家的自我を表現す、然れども君主の外に國家的自我あるにあらず、國家的自我たる君主は、其の表現者として觀れば機關たる性質を有し、體現者たる點に於ては主體の地位に立つ。此の兩義は融通して悖らざるものにして、君主を以て主體とするは實に其の正面的觀察なり。其の一面たる機關觀も理由あるものなれども其は世人の速了し易き受動的機關の意義とは全然相容れざるものなり。されど元來機關といふ語には、直に其の受動的意義を思はしむる力あるが故に、之を用ひて誤解なからしめむことは困難なり。されば特に誤解せられ易き用法を避け、機關といへば常に受動的意義にのみ用ふることとし、君主ある國家に於て、其の君主が主體たるは機關たるは國體の相反するものにして、前者は君主國なれども、後者は民主

國なりと説明するを以て、國體の區別上大體に於て了解し易しとす。凡そ國家の國家たるは主權の存立に在りて、其の力が國家てふ人格を形成せるものなり。但し國家といふものが、主權といふものを所有すると、恰も吾人が或る物體を所有するが如き關係なるにはあらずして、此の關係に比していへば國家と主權との關係は一物の表裏ともいふべきものに外ならず。いはば主觀的には主權なり、客觀的には國家なり。我が國の歴史の成果としては、其の力は實に皇位に存し、天皇を主權の主體として、換言すれば天皇即ち主權として國家を形成せるものなり。國家を形成せりといふも人々が自己の力を以て或る物件を任意の形に成す如き製造を行ひたるものにあらずして、主權の活動が國家として實現せるなり。たとへば性格が人品を作るといふは、性格といふ一物が人品といふ別物を作るにあらずして、性格の實現が人品なるが如く、又人が生命を有すといふは、人といふ一物が生命といふ別物を所有するにあらずして、生命即ち人なりといふ類なり。國家と主權との關係實に此の如く、主權即國家なり。但しかくいへばとて國家の他の要素——土地、人民——を無視せる

ものにあらざることは勿論なり。主權の對象としては必ず土地人民を豫想す、土地人民を離れたる主權を想像すること能はざるなり。さればたゞ國家組織上の最も重要な觀念、即ち國家をして國家たらしむる所以の原動力、換言すれば國家の生命を抽出してかくいへるのみ。一部を指して全部といふにあらず。要するにかゝる意義に於ては、國家といひ主權といひ又主權者といふも、別箇のものにあらず、唯觀察點を異にせるのみ。されば又國家が主權の主體なりといふは、主權者が主權の主體なりといふに異ならず。而して事實の主權者は君主なる事あり。總國民なる事あり、上述の意義を適用すれば、其の前者は君主即ち主權者即ち國家、後者は總國民即ち主權者即ち國家てふ論理ともなるべきにて、前者は君主國、後者は民主國と稱せらるれど、いづれにしても、國家が主權の主體たる觀念に抵觸するものにあらず。此の理は、恰も、抽象的原理は普遍的なれども具體的事實は千差萬別なる世間有り觸れたる事柄に異なることなし。此の普遍的原理を明にすべきと同時に具體的現象を明にすべきは各國民共に必要とすべき所なれども、歐米に於て國體論の喧しからざるは、彼等殆ど皆



民主主義なるために、別箇の主義を説明する必要存せざればなり。彼等の間にも嘗て民主主義の大運動ありき。是れ彼等に在りて其の國體の自覺なり。現今は既にすべての制度教育等此の主義を奉じて行はるれば、もはや之を喋々するを要せざるなり。彼に國體論なしとて我にも必要なしとするは不見識なり。我と彼と國體を異にする點の闡明は、彼の此の如くなるに對して益々重要なりとせざるべからざるなり。

國體といふ語の意義に就いては、歴史家教育家側の漠然たるに比して法學者側に比較的明瞭なる説明あること前述の如し。要を摘めば、各國其の歴史を異にせるによりて主權存立の體様を異にす、これ國體の相違なり、國體は即ち主權の所在によつて分るゝものなりといふに歸するが如し。これ穂積博士の説にして廣く行はる。著者も亦之を襲用するものなり。但し説明の文として尙聊か物足らざる感を免れざるは、其が「國體とは何々をいふ」との正面的の定義にあらざる事これなり。國家組織に於ける主權存立の體様の異同を國體の別といふは聞えたり。體様の相違は國體の相違にして、體様は國體甄別の客觀的標準たるべ

國體の定義

けれども、體様即ち國體といひては痛切ならず。尙其の體様を決定する所のものを捉へて説明したし。これ即ち國體なり。故に

國體とは國家組織上主權の存立に關する特殊の主義をいふ

としては如何。特殊の體様は即ち此の特殊の主義の顯現のみ。主權は即ち國家統治の權にして、最高無限にして固有なるものなり。他の委託に原因して生じたるものにあらざる意。此の權力が何人の手に存するかは建國の歴史の決定する所にして、其の決定をなす所の主義が國家的特性の基礎となるなり。この主義と國體との關係は一より他を生ずる關係にあらずして主義即ち國體なり。而して各國其の主義を異にする以上、國體は各國各別ならざるを得ざるなり。即ち君主を主權者とする主義の國(君主國體)もあるべく、國民總體を主權者とする主義の國(民主國體)もあるべきなり。世上或は右の如き定義を以て粗大に失するが如く感ずる者もあるべし。即ち之を以て單に法的關係を言明せるに過ぎざるものとなし、殊に我が國體の尊嚴なるを信するよりして、一層之に厭き足らず、何等か道義的文辭を添加せんことを欲するもあるべけれど、元來國體といふ語

は、國家の構成方に關して謂ふべきものにして、國家の構成は主權に關して思考せらるゝ事柄なれば、純粹の定義は此の如きものならざるを得ず。之を社會學上より觀察する事も必要なり、道徳學上より觀察する事も必要なれど、かゝる觀察は國體の定義に影響を及すべきにあらず。特定の國體が社會上道徳上の現象に如何なる特色を附與するかの問題は、其の國體ありて後に派生し來る所の事實に關するものにして國體そのものにあらず。例へば忠孝は我が國體に相應する重要な徳なれども、忠孝そのものが國體なるにはあらざるが如し。法學者の間には、教育に關する勅語中の『國體』の文字は、道徳上に使用せられたるものなりといふ人もあれども、予は此の語を以て、根本的に國家のすべての基礎として使用せられたるものと解し、法學上の定義、道義學上の定義等の區別をなす必要なしと信ず。且つ又這般の定義は君主國にも民主國にもいづれにも通用すべき概念にして。未だ我が國體を説明せるものにあらざれば、其の簡單粗大なる事固より當然なり。特殊の國體の説明は、右の概念を充實するに、特殊の歴史的事實を以てせざるべからざるなり。然らば則ち我が國體は如何。いふ

までもなく

葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり  
の神勅は、帝國の主權は皇室之を固有し給へる主義を宣明し給へるものにして  
帝國憲法の第一條

大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

の條文は重ねて之を明にし給へるものなり。これ我が國家の千古不動の根本主義なり、即ち國體なり。其の成立の由來、其の作用の效果等に至りては、別に歴史上詳細の研究を要するものなり。又之を主權行使の主義と混同すべからず主權行使の主義を論ずるものは即ち政體論なり。

思ふに、主權が君主に在る國家は、我が帝國のみならざるべし。現在に於て然るよりも、過去に於ては、かゝる國家が一層多かりし事、歴史の示せる所なり。然れども其の國の史上の成跡、克く我が國の如くなるを得ずして、或は夙に滅亡し、或は漸次國體を變更し、君主國體の美を發揮せず。随つて我が國體につきて思考する者をして、單に主權君主に在るが故に君主國なりといふのみにて

は満足を感じしめざる所以の者は、實に主權の存立に關する事實の相違に基因するものにして、君主國中事實上に於て更に幾多の區別を要し、結局我が國の國體は世界無比なる特色を有することを認めざるを得ざるによるものなり。即ち或る君主國に於ては、君主が主權者たる由來に於て神聖ならず、或は又主權の行使を怠り、遂に人民の怨府となり、革命の厄に遭へるが如き、畢竟其の主權存立の内容に當然の原因を含めるものにして、日本民族が天照大神の皇統を奉戴せるが如き事實と比較すべからざるなり。其の内容の相違を説明するものは唯歴史あるのみ。

## 第二章 國體の比較

### 一、概 説

國體の二大別——民主國の主權者——民主國の帝王——百史上の帝王

一國の國體を明にせんと欲せば、之を他國のそれに比較するを要す。世間通常主權君主に在るものを君主國體、主權人民に在るものを民主國體と稱し、國體を大別して二種となせども、國體は所謂歴史の成果にして歴史は各國各別なれば、齊しく主權君主に在りに見ゆる國家にても、其の存在の状態に於て、歴史相當の差別を存せざるを得ず。随つて各國皆それ／＼特異の國體を有することゝなり、君主國中更に内容の區別をなす必要を生ず。佛蘭西及北米合衆國の如き共和國に於て、主權の人民に存する體様は、特に説明するを要せざるべく、我が國の國體とは全然相容れざるものなること無論なり。西曆千七百八十九年十月の佛國の有名なる人權宣言には左の如くいへり。

國體の二大別

民主國の主權者

今般國會に班列する佛蘭西國民の代議者考慮して以爲らく、人民或は其の權利を知らず、或は之を忘棄し或は之を汚卑するは是國家の災害を生じ政府の暴亂を醸成するの原因なり。之に因て嚴格なる布告を以て、凡そ人の權利は依然として變ぜず挺然として移らず貴重靈尊なるを顯示すべきに決せり。因て國會に於て天神の前に於て天神の助を以て左に記載する所の人民及國民の權利を認許して之を布告す。

第一條 凡そ人は出生の初より既に各自由なり。又互に權利の均齊なる者にして右終に至るまで變易なかるべし。人民組合中の品位上下の區別は公益に基きたる外に之あるべからず。

第二條 凡そ人民組合ひて國を成すの目的は皆自然不朽なる人の權利を保存するに在り。人の權利とは自由の權、所有の權、保身の權、及暴政に對して抗防するの權を云ふ。

第三條 凡そ主權の根源は國民に在りとす。故に一人又は數人を問はず、何人と雖も國民より特に受けたる威權に非ざれば之を行ふべからず。

第四條 所謂自由の權とは、他人の害となることの外總て事を行ふの權を云ふ。此の權を行ふの限界は他人をして同一の權を行ふを得せしむべきを以て限界とす。其の限界は只法律にのみ之を定むるを得べし。【以下略す】

此の後帝國となりたる事もあれども永續せず、前記の精神を以て組織せる民主國たること、今日見る所の如し。共和國の大統領は、主權者たる人民より選舉せられて元首たるものにして、其の權限は、行政上の長官として、立法部即ち議會の議定せる法律を布告し、之を執行するに在り。吾人君主國殊に我が日本帝國の如き君主國の臣民の想像にては、大統領といふ者も、多大の權限を有し甚だ尊嚴なるものと思料する習慣あれども事實は然らず。豈啻に大統領のみならずや。君主國の形をなせる國家の君主にても、共和國の大統領を距ること遠からざるもの尠からず。皇帝といひ、王といへば、直ちに我が國の天皇と等しきが如くに想像するは大なる誤謬なり。佛蘭西の千七百九十一年(ルイ十六世の末年)の憲法によれば、國王は佛蘭西人の王とのみ稱することを得べく、佛蘭西國王と稱することを得ず。又佛蘭西國に於ては法律の威權に超ゆる權なく、國王も法律に依て國家を制御し、法律の名義を以てのみ人を服従せしむることを得。國王は國の百般の行政の頭領にして、國の安寧及取締の保存を委託せらるゝことを明言せり。ナポレオンが皇帝となりし時の憲法にも、共和國の政事は皇帝

一人に委託す、皇帝は佛蘭西國民の皇帝の位稱を用ふべしとあり。歐洲の君主は大抵此の類にして、行政は君主の任ずる所なれども立法は議會と其の權を共有し若くは議會にのみ其の權あり。此の如き次第なれば、國民の極力維持せむと欲する所は法律の威嚴なり、これ彼等に取りては國體の擁護に外ならず。國王位に即く時は其の國憲を遵守する事を誓ふべき定めにして、白耳義憲法の如きは、國王は兩院合會の中に於て、式に依りて建國法を遵守すべき趣旨を表せる一定の誓辭を宣べたる後にあらざれば位を有せずと規定せり。即ちそれ迄は空位なり。我が國の如く天皇崩御の瞬間に新帝踐祚あらせらるゝものと同日の比にあらず。此の白耳義王國は、西曆千八百十四年ナポレオン没落後に於て、和蘭と同盟して、和蘭王ウキリヤム一世の統治を受けたりしが、一千八百三十年革命を起して獨立を遂げ、一定の資格によりて人民の代表者を召集し、之をして憲法を制定せしめ、十三に對する百七十四の多數を以て君主を立つる事を決定し、四十四對百五十二の多數を以て、サクセコブルグのレオポルド公を選擧して國王となせり。此の如き事情の下に推戴せられたる國王なれば、純然た

る世襲の大統領にして、白耳義國は名義だけの君主を戴ける民主國なり。即ち其の憲法には、『あらゆる權力は國民より發生す。國王は憲法と法律とに依つて形式的に規定せられたる以外の權力を有せず』と明言せり。此の憲法は往々模範的憲法と稱せらる。世界の古史に徴するに、諸外國に於ける王者興起の由來概ね次の如し。埃及王國の建設は耶蘇紀元前二千百年代に在り、同千八百年代に至るまで、此の國の首長は牧畜を以て生業となしたりしが故に、牧者の王てふ稱ありきといふ。イスメル人がモーセスに導かれて埃及を脱出したる後四百年間、其の人民は裁判を司る者によりて、相次いで管轄せられしが、其の最後の裁判役サムエルの時、人民王を戴かんことを求めたるに、サムエルは王の暴虐を行ふものたる證を擧げて、王は寧ろ無きに若かずと諭し、も人民聽かざりしかば、止むを得ずしてソールといふものを選びて王となしたり。希臘のチラニス(Tyrant)といふものは、貴族中の野心家が平民の味方となり、其の力を借りて他の貴族を壓倒して權力を得たる者なり。スバルタには國王二人ありしが、此は互に掣肘せ

しめて、專横を防ぐを目的としたるものなり。西洋史上に於て世界統一的の大業を爲したる最初の王はアレキサンダー大王なるが、この大王と海賊との問答にをかしき話あり。其の海賊捕へられて王の面前に出でし時、王問ひて曰く、汝何の權ありて劫盜の所業を爲すかと。賊答へて曰く、王の掠略の權と同一の權を以て之を爲せり。然れども吾は寡少の人を以て些少の害をなせるのみ。王は大軍を以て大害を爲せり。王と吾との異なる所は多寡あるのみと。此の王臨終の時、侍者此の大國を何人に譲り給ふぞと尋ねしに、能く其の事に堪ふる者に譲らんと答へ、三十三人の大臣に分割せられ、後四人に併せられたり。羅馬の王は始祖ロミュラス以來皆人民の選立に係れり。有名なるシーザーの甥オクタヴキアンは羅馬皇帝の第一代と稱せらるれども、帝は其の叔父が帝たらんとする野心ありと目せられたるために非業の最期を遂げたるに鑑み、慎みて君主の態を爲さず、共和政治の體面を失はず、多くの官職を一身に集めたる結果として諸種の權力を獨占し、之によりて君主の實を有したるものなりといふ。耶蘇紀元百八十年より二百八十四年迄に二十四人の帝相嗣ぎて立ちしが、其の

中天壽を全うせしは僅に二人に止れり。其の原因は歴代の帝皆軍隊に擁立せられて位に即きしものにて、軍人が己の戴ける將軍を帝位に上さむことを競争して軋轢を生じたるに在り。民選は天然の秩序を逐はず、故に此の弊あり。西紀第五世紀に種族遷移の大運動ありて、西羅馬帝國內に數多の日耳曼人の國家建設せられたり。此の日耳曼人は本來民主主義にして、部落長あるのみにて王を戴かず、戰時に此の部落長中より指揮官を選擧して敵に當らしむる習慣なりしが、戰爭絶えざるため、其の指揮官を常置するに至り、遂に王となりたり。箕作博士の「西洋史講話」によれば、この王の權力は種族によりて、その發達の程度を異にし、アングロサクソン、ランゴバルドなどには、王の相續は、種族會にて最適者を選擧して之を定め、王は種族會を召集し、その議長となり、その決議を施行し、軍の元帥となる。普通の官吏を任免することを得れども、部落長を任免する權なく、且つ其の行爲に干渉することを得ず。其の土地は王之を管理するのみ。又何人にも王に對して民事訴訟を提起することを得たり。東西ゴート、ブルグンド、ワンダルなどには、王は一部の官吏を任免し、其

の行爲に干渉することを得、共用の土地に相當するものは王の所領にして、王に對して訴訟を提起することを得ず。フランクにては更に一步進みて、殆ど專制君主の如くなりきといふ。

西紀第八世紀フランクにシャールマン大帝と呼ばるゝ帝あり、日耳曼西班牙伊太利を征服し西羅馬皇帝の跡を繼ぎたり。帝は其の領土を直轄し、地方官として平時には其の地方の行政司法を掌り戰時には司令官となるべき役人を置きたるが、公侯伯等の爵號は、此の地方官の名稱より起りたる者なり。元來フランク種族の法として、財産は諸子に分配すべく、長子相續主義を執らざりしため、帝の領土は相續の際諸王子に分配せられたり。これ領土を私有財産として取扱ひたるものにして、今日の觀念と大に異なり。かゝる相續法の缺點として、國內の混亂を來したる間に公侯等の獨立の勢を馴致し、遂に封建制度を造り出せり。歐羅巴の現諸國王は、這般封建君主の進化したるものなり。故に統治權と所有權と混同し易き痕跡あり、君主の壓制、人民の反抗其の間より湧起せり。中世に於ては基督教の勢力強かりし爲、其の勢力を假りて君位を神聖ならしむ

る習なりき。之が爲に、日耳曼諸王侯に選舉せられたる日耳曼帝は、西羅馬皇帝の繼承者として神聖羅馬帝國を起し、露西亞を統一したる全露西亞大侯イヴン三世は希臘皇女と婚して希臘皇帝即ち東羅馬皇帝の繼承者たり、共に基督教を保護するを任したり。此の如き資格ある皇帝に對して他の諸國王は同輩の禮を以て接せず、特に之を尊敬する形式を執りたるよしなれども、其の成り上の帝王たることは歷史上掩ふべからざるなり。

以上の例證を參考して我が國史を顧みれば、世界各國君權の内容は幾多の差別ありて、甚しきは天淵の相違あるを發見すべし。以下比較上必要なる國家につきてその國體を検せむとす。但し歐洲の諸君主國を觀察するに當りては、其の背景として常に自由主義、個人主義、民主主義の國民性を豫想するを要す。

## 二、支那

天——天命は民命——革命——共和

隣國支那は一昨年革命を行ひ、君主を退位せしめて爾來中華民國と稱し、大統領を選挙して共和政を行ひ、民主國としての承認を求めつゝあれども、支那は此の時を待ち始めて民主國となりたるにあらず。從來と雖も、其の名は君主國なりしかども、其の實は頗る民主的にして、君權は民意を基礎としたりしものなり。元來支那民族の最も畏れ信ずる所のものは天なり。其の所謂「天」は、一言を以て説明すること難けれども、大體宇宙人生の根源たり、歸趣たり、終局の支配者たる一種の力を意味するものにして、理性的には根本原理たり、感情的には主宰神たる兩方面を備ふる如く解せらる。其の用をいへば則ち天道なり。君主は天の命を受けて其の位に居るものにして、最も天意に適へるもの、即ち最も有道なるものならざるべからずと思惟せられたり。而して何人が最も天意に適へるか容易に知り難けれども、自ら人望の歸するもの即ちそれなるべく、

天

天命は民命

人民の判断に私なき時は自らかゝる有徳者を發見し得べき筈なり。されば世能極めて純朴に人口極めて寡少なりしときに在りては、之を發見せんとするに當りて甚しく苦むことなかるべく、人望の歸する所聖人にしてこれ即ち受命者たるに相違なかるべしと雖も、天固より自ら指示せざるが故に、大なる社會に於ては之が發見甚だ難く、随つて自立して自ら天命を受けたりと稱する者出現し來ることあるべく、如何なる手段にもあれ、とにかく人望を集め得たるものが、事實の受命者となる次第なり。かくして後世には不道徳なる篡奪的自稱受命者續出せり。されば民にして正に従ふときは、眞に適任なる受命者を得ることあるべきも、若し不正に抗せざるときは奸雄をして名を成さしむべし。是に由りて觀れば、天命は畢竟民命に外ならず。かるが故に、『愛すべきは君に非ずや、畏るべきは民に非ずや』君道を失すれば民之に叛く、故に畏るべしとなり。大禹「民は近づく可し、下す可からず」之の歌「予禹兆民に臨む、懐乎危き貌」として朽索の六馬を馭するが如し、上天は民を衿む、民の欲する所は天必ず之に従ふ。魯等の語「書經」に之あり。『民を貴しとし、社稷之に次ぎ。君を輕しと爲す』の語「孟子」に之あり。



以て其人民本位なるを知るに足るべし。而して其の上に君を立つる所以は、民に『欲あり、主無ければ乃ち亂る』書經、仲の語の如く、民を生じたる天は又聰明を生じて之を治めしむ、事便宜に出づるが故に、其の間の應酬の打算的なる事、『我を撫すれば則ち后、我を虐すれば則ち讐』書經、泰誓君の臣を視ること手足の如くなれば、則ち臣の君を視ること腹心の如く、君の臣を視ること犬馬の如くなれば、則ち臣の君を視ること國人路人といはるの如く、君の臣を視ること土芥の如くなれば、臣の君を視ること寇讐の如し』孟子といへるに明なり。此の如き關係に在りて君たるもの、安全に其の位を保たむことは容易ならず。恃む所は唯有徳なることなり。故に『君子は先づ徳を慎む、徳あれば人あり、人あれば土あり』大學『惟れ命常に于いてせず』書經、康誥善なれば之を得、不善なれば之を失ふ。其の制裁や極めて峻嚴なること、かの周の武王が殷の紂王を弑したるは、臣として其の君を弑したるに相違なきに拘らず、孟子は之を辯護して、『仁を賊ふ者之を賊と謂ひ、義を賊ふ者之を殘と謂ひ、殘賊の人之を一夫と謂ふ、一夫紂を誅せしを聞けり、未だ君を弑せしを聞かざるなり』といへり。之を要するに、支那古來の『君主たる

資格』は有徳なることに在り、其の徳の有無は、人民の認定即ち衆望の歸する所によりて識別せらる。是れ實に天命の示現にして、其の結果は平穩に齎らざることあり、戰爭によりて決せられしことあり、脅迫功を奏して戰亂に至らざりしことあり、其の衆を得たる原因は一ならずと雖も、其の形式は常に有徳・作・王の主義なりき。

史に稽ふるに支那の三皇燧人氏、伏羲氏、神農氏時代は漢人が幾多の部落を成して、各々酋長を戴きたる時代なりしが如し。黃帝出で、之を統一し其の後顓頊、帝嚳を経て堯に至り、徳望大に高まれり。堯位を舜に譲り、舜は之を禹に譲れり。即ち皆有徳者を舉げて帝たらしめたるものにして、かゝる繼承法を禪讓といふ。其の繼承者の決定は投票をこそ用ひざれ、推薦によりて行はれ、實は任期を限らざる大統領の更迭の如きものと見ることを得。禹の後は其の子啓立ち爾後王位を世襲したりしに、桀王に至りて人心を失ひ、殷の湯王に放逐せられたり。湯の子孫は紂王に至りて人心を失ひ、周の武王に滅されたり。かゝる方法を放伐といふ。堯舜禹は勿論、湯武に至るまで、其の治蹟は後世の模範

とする所にして、此等の諸王は聖人として尊崇せらるゝ次第なれば、禪讓放伐も亦模範的行爲たり。後世自立篡奪して王となる者多く辭を之に假り、比較的平和に繼承したる者は禪讓をなしたりと稱し、一昨年滿洲王室が其の位を退きて共和を認めたる時も、堯舜を例として、之に倣ひたる者と稱したるが、平和に進行せざりしものは、止むを得ずして放伐の方法に則れり。此の如くにして、朝を更ふること二十有餘、形に於ては、一朝起る毎に舊國滅びて新國現れたる有様なりと雖も、國民の信念に於ては、支那國家は黃帝以來連綿として健在し時々其の統領を替へたるに過ぎずとなせる者なるべく、「王侯將相種あるにあらず、天下は天下の天下なればとて、時々交替するを當然と思へり。明治以來吾人が Republic の譯語として使用せる共和の文字も其の出典は實に支那の上代に在り。周の厲王、暴戾にして諫を聽かず、國人に背かれて出奔して死し、其の太子も亦脱走せり。宣王嗣いで立つに至るまでの間十四年、召公周公の二相政を行へり。之を共和と號せし事、史記にあり。即ち王を戴かずして、公卿相共に和して政事を修めしなり。由來民主的なりとはいふものゝ、人民の大多數は所謂

衆愚にして、殊に支那人の大多數は自家の財産に安全なるを得ば、其の他は深く問ふ所にあらず、何人來つて王となるも擇ぶ所なき習なれば、主權國民中の一部階級に在ること召周二公行政の如くなるを歴代の真相となすべし。孟子が『政を爲すこと難からず、罪を巨室(世臣大家)に得ざれ』といへるもの其の間の消息を道破せる者ならん。支那歴史の裏面は巨室擅權史なり。時代が相違すれば發現の形式も異ならざるを得ずして、滿朝の専制政治を破壊したる新共和政治が、袁、黎、孫、黃諸氏の妥協政治ならざるを得ざるも、歴史が或物を繰り返すに似たり。されば共和政治を建設したる、若くは止むを得ずして承認したる彼等が相共に堯舜を云々するが如きも、怪むに足らざるなり。ともかくにも這般の思想は之を推窮すれば民主々義に外ならずして、要するに這回の革命は累代の潜在的民主觀念が赤裸々に顯現したるに過ぎず。今日の民國人は其の共和政治を採用せるを以て國體の變更と稱せりと雖も、嚴密にいへば國體の變更にあらずして政體の變更に近かるべし。勿論支那に於ても、從來の君主は全然民選君主なりとはいふべからず。之を清朝に例へていへば、清朝の祖先は明朝

を倒して主權を掌握したるものなれば、其の權力たるや、自ら取得したるに相違なく、強者として他者を壓服し得たる結果に外ならず。されば其の自力を以て之を保持し得る間君位を領有し得べく、即ち以て君主たるに足り、随つて其の國家は君主國體の國家と稱し得べきものなりしが、國民の信念は、之を以て動かすべからざる状態なりと思惟せず、唯一時其の朝廷に畏服せるのみなりしが故に、其の末路衆望に應ずると能はざるに及んで、一たび革命の亂物發するや、舉國翕然として之に雷同し、また滿朝を擁護すべき義務を感せざるに至れり。此の際に於て一新王朝の擁立とならずして、共和國となりたるは、他なし、唯歐米の思想に接觸したるが爲のみ。而して他國が經驗せし程の混亂に陥らずして、比較的平和の間に君主政治を廢止したるは、畢竟人民が君主を重んぜず又熱烈なる政治的精神を有せざるが故なるべく、その君權に對する信念が我が國民の君權に對する信念と異なるは、彼我兩國君權發生の因由を異にせるによるものなり。即ち支那大陸には太古より幾多の異人種生息し、大體に於て支那國家の支配者たる漢人種中にも多數の異姓民族あり、百姓といひ萬姓といふ此

等氏族を均齊に統治するが、堯舜平章の善政にして、君主たるものも、決して此等の異人種異姓族中に於て絶対に尊貴なる理由を有せず、随つて主權が多數者の手裏に存すること當然といはざるべからず、是れ國體の實質に區別を生ずる根本原因ならざるを得ざるなり。此の國は種々の點に於て不可解なれば主權の所在といふ點に於ても明言を難んずれども、大體に於て民主的なること掩ふべからざるなり。

此の如く論じ去れば、世人或は孔子の説、實は禪讓放伐を是認せず、支那思想必ずしも吾人の所説の如くならざるを辨するものあらん。然り、支那思想必ずしも悉く此の如くならず。支那思想には、君權尊崇の意味を表せる格言も尠からず、かの天子は天下を以て家となし、或は國を以て家とするの本分よりして之を天家といひ、或は國家といふ事さへあり、恰も今日の君主國家説のために期せずして典據に備はるに似たるが如き點もあれども、歴史上の事實は孔子の希望を實現せず、又他の君權尊崇觀を貫徹せざりき。是れ支那が君主國たりし時代に於ても然り、況して今日に於てをや。(方今支那は未だ國家としての承認

を受けずと雖も、假に民主國と看做すことを得べし。而して既に吾が國體と比較して評論すべき部類に屬せざるに至りたれども、其の表面君主國たりし間の思想は、我が國の思想に大關係を有するが故に、こゝに論述せり。

### 三、英吉利

大憲章——君主と法——庶民院の地位

英吉利も君主を戴けり。然れども主權君主に在りといはゞ、同國民は之を承認せざるべし。遠き昔の事は措いて問はざるも、七百年前に、英國國民の誇りとせる大憲章の發布せられし因由を考ふれば、這間の關係明瞭なりといふべし。當時の國主ジョン王屢々外征の軍を起して國用給せず、諸侯疲弊して從軍を厭ふに及びて外國兵を備ひ、爲に巨額の給料を要せしにより、誅求年に重きを加へ遂に献金を強制するに至り、國民之に堪ふること能はず、西曆千二百十三年諸侯僧侶集會して弊政改革を促すに決し、翌々十五年兵を率ゐて倫敦に集り、王に要求する所ありしに、王策を弄して之に應せざるより、神威軍といふを組織

大憲章

君主と法

して、倫敦城を圍みたり。城兵即ち門を開いて之を迎へしかば、王はせんすべなく後門より逃走せり、從ふ者纒に七人に過ぎざりき。王は止むを得ず改革案を商議せんことを約し、遂に諸侯僧侶の提案を容れ、所謂大憲章を發布するに至れり。即ち王と人民と衝突したる結果、人民より其の權利の確證を要求し、王が之に讓歩して妥協を爲し、隨つて王は人民より其の權利を制限せられたるものなり。爾來王は人民の承諾せざる費用を人民より徵收すること能はず、人民も非道の誅求に應ずる義務なき保障を得たれども、實際に於ては君主と議會との紛争絶えず、千六百二十五年チャールズ一世即位するに及びて又衝突あり、同二十八年下院は權利請願を議決し、王命によりて侵害せられたる自由を恢復するを目的として王に迫り、王をして之に従はしめたり。王の答は『宜しく汝等の好む所を以て法と爲せ』といふに在りき。當時上院には、其の請願の前文に『陛下の有せらるゝ所の主權によりて此の請願を採納せられむことを乞ふ』の文句を附せんとの議ありしが、下院に於て君主の權を主權と稱するに反對あり、かゝる語を用ふるに於ては法律以上に君主の權を認むるが如く解せらるゝ悞ありと

て、遂に之を使用せざりきといふ。然るに其の後尙大紛擾を醸し、王黨民黨の争激烈を極め、一旦共和國にまでなり、又暫くして王國に復りしか、ゼームス二世暗愚にして民望に背きしかば、人民王を廢して其の甥にして女婿たる阿蘭公ウキリヤムを迎立し、議會は權利法典を議決し(千六百八十九年)、十三年の後王位確定法を議決せり。大憲章以下此等時々の決定は英國憲法の要素たるものなり。其の王位確定法中の一條には次の文あり。曰く「英國の法律は英國民の生れながら保有する權利にして、此の國の王位に登るべき國王及女王は此の國法に従ひ、其の國政を掌るべく、百官有司亦之に従ひて各之に奉仕すべきものなるを以て、僧侶貴族及庶民は更に進んで次の事項を請願す。即ち此の國の確定したる宗教及權利自由を保安する此の國の總ての法律其の他現に行はるゝ此の國の一切の法律は之を追准且つ確認し得べく、乃ち陛下は僧侶、貴族及庶民の勸獎及承諾を經、且つ其の權能に依りて之を追准且つ確認すべし」と。英國王は其の戴冠式に於て、現時に於ても古例により、常に此等國法の遵守を誓はるゝ、事讀者の記憶に新なる所なるべし。英國王の在來の地位は實に此の如く、全く

憲法によりて認められて始めて存する所の地位に外ならず。迎立せられたるウキリヤム王は、人民の希望通りに其の人民固有の權利と稱するものを確認したること、其の人民に對する關係上當然の事なるべし。要するに、英國に於て主權が君主のみに存せず、君主をして讓歩、否國民の權利を承認せしめたるだけそれだけ人民も亦之を掌握し、漸を以て人民の地位を上進せしめしことは數百年來の事實なり。但し其の人民といふも元は實は貴族にして、西曆千八百三十年代に至るまでは、英國の主權は君主と貴族と庶民院とに在り、その庶民院といふものも准貴族にして、純粹なる人民の代表にはあらず、随つて實際に於ては主權が國民中の一小部分に在る有様なりしが、急激なる改革思想を以て奔走したる政黨の力により千八百三十二年に選舉法の改正あり、其後數回の改正を経て庶民院は完全なる人民代表の機關となり、同時に一方に於ては、庶民院に多數の賛成を有せざる内閣は辭職すべき慣例を樹立し、庶民院は單に立法機關たるのみならず、内閣組織の實權を掌握せり。最近ヅキクトリア女王、エドワード七世王の外交上の成功により、君權は頗る發揚せられたりと稱せらるれど

尙議院殊に下院の權甚だ強大にして、古來彼の諺に英國の議院は男女の性を替ふることの外何物をも爲し得ざることなしといへるが如く、實は議院萬能にして民主國の體制を成せり。最近に於ける上院否認權問題の結果の如きは愈々以て下院の地位を鞏固ならしめたるものなり。此の如き次第にて、君位は單に名譽の表彰たるに止るが故に、英國は蓋し表面君主國にして内實は民主國なり。此の國に於ては憲法の改正に格段の手續を要せず、普通法律の改正と異なる所なし。此の一點を以ても君主の地位の重からざること知るに足るべきなり。

#### 四、獨逸附普魯西

獨逸聯邦——帝國憲法——普魯西の建國——普魯西憲法——王の地位

次には獨逸の國體につきて觀察せむ。西曆千八百七十一年、獨佛戰爭獨軍の大捷を以て終局となるや、普王の功業に報せんために、獨逸諸州悉く一致して王をして獨逸皇帝たらしめぬ。即位の式場に於て、王衆に告げて曰く、『余敢て獨逸各諸侯の上位に立つを欲せず、即ち諸侯を以て帝者の臣従たらしむるを願は

ず、只余は同種族人民中第一等の人民として以て之に接せんことを希望す』と。換言すれば己は帝者の位を望まず、たゞ人民の代表たるを期すといふにあるべく、佛蘭西千七百九十一年の憲法に國王をして佛蘭西國王と稱せしめず佛蘭西人の王と稱せしめたと同意ならん。獨逸帝國は實に四王國、六大公國、五公國、七州、三自由都府の聯邦組織なり。獨佛戰爭以前にありては、普魯西が領袖たる北獨逸聯邦といふものはありしも、統一したる獨逸國は之なかりしが、是に至りて鞏固なる一國家を組織せり。而して佛國に對する戰勝の功績によりて推戴せられたる獨逸皇帝は、名は皇帝なりと雖も實は聯邦の長官たるに止り帝國の主權は皇帝に存せずして聯邦議會及帝國議會之を掌握せり。されば嚴密なる意義に於ては聯邦の大統領たるに過ぎざれども、其の職を世襲する事の外に、他國の君主が有するが如き種々の特權を有せるが故に、其の權力は決して微弱ならず。且つ一方に於ては、普魯西王として偉大なる勢力ありて、聯邦參議院に於ける代表的權力も、バヴリヤ六人、ザクセン、ウエルテンベルグ各四人、バーデン、ヘッセン各三人、メクレンブルグ、シユウエリン、ブランズウ

イック各二人、他の十七州は各一人づゝの員數を出すに過ぎざるに、普魯西は一州にて十七人を出すことを得、而して十四の反對投票ある時は、憲法の修正をなすことを得ざる規定なれば、普魯西を代表せる議員一致する時は、憲法を維持するに足る次第にて、一方に於て普魯西王たる獨逸皇帝は、實際に於て強大なる君主たるに相違なし。唯其の本來の性質に於て、主權者にあらざるなり。西曆千八百七十一年に制定せられたる帝國憲法に左の文あり。

北獨逸聯邦を代表したる普魯西國王、バイエルン國王、ウエルテンベルグ國王、パーテン太公、ライン南部ヘッセンを代表したるヘンセン及びライン大公は、聯邦領地及び其の領地内に行はるゝ權利を保護し、及び獨逸國民の安全を保持せむが爲に、永世不朽の同盟を結約す。此の同盟は獨逸帝國と稱し、下條の憲法を有す。

○第二章第五條 帝國の立法は聯邦議會及び帝國議會に依り之を行ふ。帝國の法律は兩議會多數議決の協賛を要す。陸海軍々制及び此の憲法第三十五條に掲げたる租税に關する法律案の議決に付、聯邦議會に於て意見を異にせる時は聯邦長の決する所に據る。但し從來の制度の維持に付て主張せる時に限る。

○第四章第十一條 聯邦の首長は獨逸皇帝の名義を有する普魯西國王とす。皇帝は公

法上帝國を代表し、帝國の名義を以て戰を宣し和を講じ、外國と同盟其他の條約を締結し、公使を差遣し、及び外國の使節を受くるの權を有す。帝國の名義を以て戰を宣するに、聯邦議會の協賛を經るを要す。但し領地若くは其の沿岸に迫る外寇は此の限にあらす。外國に對し、此の憲法第四條に依り、帝國立法の範圍内に屬する條約を締結するには、聯邦議會の協賛を要し、其の條約に効力を保たしむるには、帝國議會の承認を要す。

○同第十八條 皇帝は帝國官吏を任命し之を帝國に向つて宣誓せしめ又必要の場合には之を免黜す。……

皇帝は聯邦議會及帝國議會の決議を經たる法律に對しては禁止權を有せざるなり。其の聯邦議會は聯邦を代表し帝國議會は獨逸國民を代表するものなり。現皇帝は帝權神授の思想を有せらるゝより、國民中には反動の思想を有するもの存し、社會黨の勢力漸次強盛を致し、政界の風雲年を逐うて急ならんとするもの如し。獨逸には古來幾多の小邦國あり、此等邦國の君主の選舉を以て皇帝を戴き、其の帝國を神聖羅馬帝國と稱したりしが、該帝國は一千八百六年に廢滅に歸し、爾後の獨逸諸州は各獨立の國たり、其の中の優者たる奧太利、普魯

西の二國牛耳を執り來れり。千八百十四年にナポレオン没落してより後、帝國統一の運動起りしが、其の皇帝として奧太利皇帝を戴くべきか、普魯西王を戴くべきかにつきて一致せず、千八百四十九年には、普魯西王が皇帝たるべき推薦を受けたれども、王は帝冠を人民の議會より受くることを欲せずして之を拒絶せし事あり。千八百七十一年に至りて帝冠を戴きたるは、實にパヴリヤ王の主唱に係る。這般の事情よりして皇帝は大に其の威權の發揚を力めらるれども、とにかく獨逸皇帝の憲法上の位置は、獨逸國家の主權者たることを意味せざるなり。然るに皇帝の權勢頗る強大なるは、其の普魯西王としての根據あるに因るものなれば、以下普魯西の國體につきて一瞥せむ。

普魯西王はもとブランデンブルグの選舉侯(皇帝を選舉する資格ある諸侯たりしものなるが、更に其の以前に遡れば、獨逸北邊の一鎮將たりしものなり。西紀第十五世紀の初、現普魯西王室の祖、此の地を領して權力を掌握し、千六百五十七年波蘭の主權を脱して自由侯國となり、千七百一年獨逸皇帝より普魯亞王の稱號を允許せられ、同十三年ユトレヒトの條約によりて列國の承認を得たり。

普魯西の  
建國

普魯西憲法に據るに、國王は行政の全權を有し立法權は國會と之を共有するものなり。即ち法の明文に於ては歐洲立憲君主が有する地位に異ならず。且つ聯邦の一國たる普魯西は、全帝國の一部分として、其の主權に服従すべき關係に在るものなれども、聯邦中最上の權力は普魯西の掌握する所なれば、實際に於ては普魯西即獨逸たる地位にあり。普魯西王としては、王國勦建以來、歴代の君主身を奉ずること極めて質素にして、力を軍隊の訓練に注ぎ、其の創意によりて強大なる兵力を養成し、以て歐洲に縱横する實力を蓄へ、機會を得る毎に之を利用して、自國の地位を上進せしめ、初は獨逸諸州の牛耳を執り、遂に世界に雄飛する功業を樹立したるが故に、國民は其の光榮を感ずること深きだけ、それ丈普王を尊信するに至れること偶然にあらず。されば普王たるものは、自家の權力を人民より獲たりと思惟せざること勿論にして、普王が統治の任に當るは上帝の命に出づることを揚言し、所謂君主神權説を固持せり。普王が王たるは固より其の實力の結果にして、封建制の下に、其の土地を自己の財産として取得したるに基くものなれば、其の意味に於て自己の特別の地位を主張する



なり。然れども普魯西はブランデンブルグの一小邊土より興り、漸次他の領土を獲得して短日月の間に其の領域を擴張したるものなるが故に、全國民を統一して順良なる忠臣たらしむることは至難の業たりしものといはざるべからず。されば佛蘭西革命の影響を受けて、暴動を起したることもあり、民主的要求の起りしも一再ならずして、其の神權説は國民一致の確信たるものにあらず。君權の強大なるもの存すれども、民權の之に對する制限も亦無視すべからず。憲法の前文には左の語あり。

天佑を享有して、普魯西王其他の位に在る朕フリードリッヒ、ウキルヘルム宣す。朕が曩に千八百四十八年十二月五日を以て發せる普魯西憲法は立法の成規に據り、修正議に付せむことを約し、我が王國議會兩院の認識を得たるものなるが、即ち所約の如く修正議に付して、兩議院の協賛を経たるを以て、茲に之を制定するものなり。

朕今此の憲法を國家の根本法として左の如く公布す。

而して本文國王に關しては左の條項あり。

第四十三條 國王の身體は侵すべからず。

第四十四條 各大臣は國王に代りて其の責に任すべきものとす。凡そ國王の政務に關

する公文にして有效たらんには、責任大臣一名の副署なかるべらず。

第四十五條 行政權は國王の特有とす。國王は大臣を任免す。國王は法律の公布を命じ且つ其の施行の爲に必要な命令を發す。

第四十六條 國王は兵馬の元帥たり。

第四十七條 國王は武官及び其の他の官吏を任命す。

但し法律を以て特に定めたるものは此の限にあらざ、

第四十八條 國王は戰を宣し和を講じ及び外國政府と諸般の條約を締結す。外國政府との條約若くは通商條約にして之が爲に國家若くは國民各個人の負擔を起すべきものたるときは、兩議院の同意を得て始めて有效とす。

第四十九條 國王は恩赦減刑を命ずるの權あり。大臣其の職務を以て罪を得たる時は之を彈劾したる議院の上奏ある場合に限り、此の權を執行することを得。國王は特に法律に依るに非ざれば、既に行へる審判を破毀することを得ず。

第五十條 國王は勳章及び其の他の榮典を授與するの權を有す。但し其の榮典は特權を附帶せず。國王は法律の條文に循ひ貨幣鑄造の權を有す。

第五十一條 國王は兩議院を召集し且つ其の會議を閉づ。國王は同時に兩議院を解散し或は唯其の一院を解散することを得。此の場合には必ず解散後六十日以内に選舉

を行ひ、九十日以内に兩議院を召集せざるべからず。

第五十二條 國王は兩議院を停會することを得、停會は各議院の承諾なければ三十日間を越ゆることを得ず。且つ一會期中に二回の停會を爲すことを得ず。

第五十三條 王位は王室典範に循ひ嫡長の序に依り男統を以て實系の者之を繼承す。

第五十四條 國王は滿十八年を以て成年とす。國王は兩議院合會の前に於て、王國憲法を確守して犯すことなく、且つ憲法及び法律に遵由して政を行ふことの誓を宣す。

第五十五條 國王は兩議院の承諾を得ずして外國の君主を兼ねることを得ず。

見るべし。これ亦憲法ありての君主たる體制にして、國家が君主に對して、何々することを得、何々することを得ず、何々せざるべからず等の許容、拒否、命令を與ふるなり。其の所謂國家の實權は君主と國民の代表たる議會との共同體に在りて、これが君主の權力に這般の規制を爲せるなり。これ前文に所謂「立法の成規に據り」「兩議院の協賛」を経たる憲法なる當然の結果にして、又第六十二條に「立法權は國王及び兩議院共同して之を行ふ」の明文の存する所以なり。然らば即ち普國の國王は君主として強大なる君主にして、普國は民主國にあらざること勿論なりと雖も、純粹完全なる君主國にあらざること亦疑なし。

## 五、露西亞

露西亞の建國—君民の關係

次には露西亞の國體につきて觀察せむ。今より一千年の昔、西紀第九世紀に於て、ルス族の酋長ルーリックといふもの、フィンランド地方より入寇してノブゴロドに城砦を築き、附近を攻略してロシア建國の業を創め、其の子孫相繼ぎ、第十六世紀の末まで其の系統を維持せしが、其の間露西亞は統一せる國家なりしにあらざりて、幾多の小邦國に分裂し、後には七十二の小公國を算するに至りたりき。此の際蒙古人に侵入せられ、二百年間異人種の支配を受けしが、第十六世紀に至り、莫斯科の大公イヴン三世、勢を得て蒙古の勢力を驅逐し、其の領土を擴め、ギリシヤの皇女ソフィアを娶り、ギリシヤ帝室の紋章たる雙頭鷲を襲用して、自らギリシヤ皇帝の繼承者を以て任じ、全ロシア大侯と稱し、孫イヴン四世の代に、皇帝を稱したるが、千五百九十八年に其の血統斷絶して、國內擾亂し、千六百十三年に至つて、ロマノフ家の祖ミカエルロマノフ皇帝と

なり、二世を経て千六百八十二年、有名なる彼得大帝即位せり。これまでの露西亜は未だ野蠻の域を脱せざりしが、帝力めて西歐の文明を輸入し、大改革を施して面目を一新し、俄然勃興の運を開けり。帝の改革によりて、宮廷を初として貴族社會には、西歐文明の新空氣流入し、これが爲に、國交上露西亜の獲たる利益は大なりしが、上下の隔絶大なるため、上流の進歩も一般國民とは没交渉の有様なりき。而して皇帝が政治を行ふや、極めて壓制的にして、人民の福利と相容れざることありて、漸をなして反動を馴致し、君民の間一部寇讎の如き憂患をも生ぜり。英人アーチボルドウィーア氏の著文明協會譯近世歐州文化史論によるに左の如き批評あり。

彼得大帝が世を去りたる後、露國政府は様々の變化をなしたるが、幾たび變りても最早彼得大帝の如き愛國心と勢力とを有するものは出でざりき。一の政府が興りては前の政府は倒る。興る者も倒る、者も自分の腹を肥さむとするのみにて、眞に國家の事を憂ふるものは一人もなかりき。大貴族等は常に寡人政府を組織して皇帝を其の手に弄ばむとせり。皇帝は自分は唯徒に官位

君民の關係

を擁し居るものなることを知り、又様々の陰謀が自分の周囲を取捲き居る事に氣付き居たれば、成るべく彼得帝の獨裁主義を強行せむと勉め、又身邊に一群の寵臣を置きて自ら備へたり。斯くてアレキサンドル一世の御世に至るまでは累代の皇帝は絶對權の維持といふ事に全力を注ぎたるなり。

其のアレキサンドル一世は、一旦自由主義を採用せしが、秘密結社員の皇帝に危害を加へんとせしを怒りて、又專制主義を執り、次のニコラス一世は極端なる保守主義者にして、政治上思想上に大壓制を行ひ、次のアレキサンドル二世は、歴代の壓制主義の不可なるを認め、言論の自由を許し奴隸を解放し、刑罰を緩くし、義務を輕減し、異宗教の寛容、教育の改善等種々の改革に着手したるが、貴族僧侶の反抗と、人民の無智とに妨げられて之を成就すること能はず、帝之に失望して又極端なる專制主義を執るに至れり。こゝに於て、人民中の自由論者は虚無黨を組織し、兇暴なる暗殺手段に訴へて、現制度を根本的に破壊するを目的とし、爆裂彈を以て遂にこの皇帝を弑せり。アレキサンドル三世嗣ぎて立ちしが、此の帝益々專制を逞しうしたれば、虚無黨等の不平愈大に

して帝の身邊の不安益と大に、憂悶の極遂に病死せらるゝに至れり。西暦千八百九十四年現皇帝ニコラス二世其の後を繼承せられたり。

此の國は、古來此の如く君主獨裁國にして、立法司法行政の全權皇帝に在り。西暦千九百〇五年即ち今より九年前に立憲政治に改められたれども、尙君權は頗る強大にして前記諸國の比にあらず。勿論君主國に相違なしと雖も、上記の如く帝室と臣民との間は圓滑なりといふを得ず。往々反目の狀に在りて極めて危険の感なきを得ず。其の此の如くなる所以のものは、蓋し國內に思想感情を異にせる幾多の異民族あり、且つ古來主權の獲得繼承に非義の事實あり、之が行用も平穩ならず、即ち國體の基礎安固ならざるものに由るものなるべし。

## 六、皇 國

建國史——國體の基礎——大權の固有——天皇の特殊の御地位——國

體と政體——統治の公正

以上の觀察に由るに、君主を戴ける國家は君主國といふべきこと當然なるが如

くなれども、其の君權の成立及び内容を考査する時は、各國各様にして之を概言することを得ず。埃太利、伊太利等諸國は別に掲記するを要せざるべし。而して吾が日本帝國に至りては、實に君主國の純乎たるものなり。

神代の初、伊邪那岐伊邪那美二神天神の命によりて此の國土を修理固成し給ひ、最後に三柱の貴子を得給ひき。三貴子とは、天照大神、月讀命、素盞鳴尊これなり。天照大神は最尊貴の神なり。故に素盞鳴尊が、父神に逐はれ給ふや、大神御子忍穗耳尊をして、此の葦原中國を治めしめ給はんとす。時に素盞鳴尊の御子大國主命出雲におはして、國土を領し諸神を服屬せしめて、其の威強大なり。大神即ち最初に天穗比命、次に天稚彦、最後に經津主武甕槌二神を遣はして、此の葦原中國は大神の御子の治しめすべき國なる旨を諭さしめ給ひしに、大國主神乃ち國內の諸神を従へて命を奉じ、忍穗耳尊の御子瓊々杵尊降りて此の國に君臨し給へり。降臨の際天照大神皇孫に勅して宣はく、『葦原の千五百秋の瑞穗國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫就きて治らせ。さきくませ。寶祚の隆なること天壤と共に窮り無かるべし』と。(大殿祭の祝詞の中には、

『皇我がうづの御子皇御孫の命、此れの天津高御座に坐して、天津日嗣を萬千秋の長秋に、大八洲豊葦原の瑞穂國を、安國と平らけく知ろしめせ』とあり。斯くて天兒屋命等五部の神を配侍せしめ、八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍を授け、『此の鏡は専ら吾が魂として、吾が前を拜くが如く、同殿同牀して齋ひまつれ』と宣ひき。是に於て皇孫瓊々杵尊は筑紫の日向の高千穂の峰に降り、笠狭の碕に到りて宮居し給ひ、我が日本國家こゝに建設せられたり。而して三種の神器は歴代皇位の表徴なり。

顧みるに、此の國土は天照大神の御親伊邪那伊邪那美二神の經營に成り、天照大神は無上の尊貴にましませり。其の大命を奉じて降臨し給へる瓊々杵尊の御位の尊嚴なること固より當然なり。而して天照大神は、御鏡を御靈として奉齋せしめ、寶祚を天壤と共に無窮に守護し給ふ。御代々立替はらせ給へども、御位は實に天照大神の御位にして、神代も今日も變化ある事なし。其の神勅の儼然として萬世に赫灼たるは大神の稜威無上なるに因ると論なきなり。然れども更に遡りて考ふれば、大神の稜威此の如くなる所以の因由亦自ら之なきを得

ざるべし。即ち其は大神の御高德が發揮せられ衆庶之を瞻仰する所以の基礎にして大神が高天原の主宰とます皇統上の御地位なり。大神は御自身の靈徳により其の固有の御地位を幾層倍有力なるものとなして、御子孫に傳へ給へるものといふべきが如し。換言すれば、我が皇室の有し給へる大權は、天照大神の附與に基づくこと勿論なりと雖も、天照大神の大權も亦基づく所あり。即ち此の點に於て皇位の淵源は祖先崇敬の觀念に存し、遂に無始より發生せるものなる事を信せざるを得ざるべし。

今現存の事實に徴して上古の社會狀態を想像するに、當時は、國內諸方に血統を同じうする大家族存して部落を成し、其の家族の長は、一方には家族に命令する權を有すると同時に、一方には之を扶養する責任を負ひ、家族を代表して祖先の祭祀に任じ、祖先を代表して家族を統轄し、家長と家族と一體となりて其の家の繁榮を圖り、子孫愈々繁殖すれば祖神の分靈を奉じて他の地方に移住し、分家又分家を生ずる状態なりしが如し。此の如き民族の總體が所謂日本民族にして、其の根本、樞軸、頭首たる地位におはす最尊貴の族長は即ち天皇な

り。此の狀態より發達したるが故に我が國家は大體に於て單一の民族より成れり。方今朝鮮、臺灣、樺太等に異民族存せりと雖も、國民の基幹は所謂日本民族に外ならず。但し其の日本民族と稱するものも、現今は一民族と稱すべきものなれども、過去に遡れば、今日の日本民族が異民族を包容せるが如くに、當時の基幹たる日本民族と支那朝鮮等より來れる異民族とを含みたりし事史上明證の存する所なり。かくて過去に遡れば、種々の異民族の系統を發見すべけれども、神代以來如何なる時代に於ても、常に民族同化の樞軸たる基幹民族存して國家の維持發展に任じたり。而して此の基幹民族が一方に於ては自身人口を増殖し、他方に於ては異民族を同化して、次代に於ける一層大なる基幹民族となりたるものにして、其の基幹民族中の純基幹を迪れば、其の最先の發端は結局我が皇室の御一族に歸着せざるを得ず。(皇室に姓なきは當然の特徴なり)これ我が國が一家の擴大せられたるものと觀らるゝ所以なり。又我が國家に於ける君と民との地位が對抗的ならざる所以なり。かるが故に、我が皇室の保有し給へる國家統治の大權はもと一家に於ける家長權の發展にして、將來天壤と無

窮に、即ち無終に皇室に存するものなり。將來此の如くなるべきが如く、過去に於ても我が皇室の發生と共に無窮より存在せしものなること、是れ即ち所謂『神ながら』の事實なり。神ながらに自然の意あり、何人の創造をも待たずして、天然自然に、固有にかくなり居る事實をいふ。かるが故に我が君臣の秩序は天・成の秩序なり、これ即ち國體の基礎なり。臣として君を超ゆべからざること、子として親を超ゆべからざるが如し。國體の尊嚴なる所以實に此に存せり。抑も一家の親たる地位は何人か之を創造したる。我より父、父より祖父、次第に遡りて、祖先の祖先たる者の地位を考察せよ。其の人の親たる地位は天來の地位ならざるを得ず。随つて親の家長たる權力は、他人より附與せらるゝを待たず、勿論其の子の認否に關せず、其の固有の地位に伴隨して自ら存立するものなり。親は神ながらに親なり。他者の間然し得る所にあらざるなり。一家は團體なり。而して其の主權は親に在るを自然とす。親の權力の淵源は親たる地位に固有なるものにして、勿論子孫の依託に由るものにあらず。一家の主權は一家といふ團體の各人に存するにあらずして、家長たる親に存せり。

権力の所在よりいへば親即ち家なり。突飛なる比喻を用ふるが如くなれど、太陽系に於て太陽の太陽たる地位は、太陽の固有にして、惑星自らこれに支配せらるゝ關係なるが如し。我が天皇の大權も、此の如き意味に於て天皇に固有なり。團體の附與に依りて此の如くなるにはあらざるなり。『大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す』とある憲法の明文は、これ我が建國の主義にして、天皇の此の御地位は憲法によりて始めて定れるものにあらず、憲法の明文は唯皇祖皇宗の遺訓を明徴にし給へるものなり。他の君主國の或者の如く、人民と協定したる憲法によりて始めて君主たることを認めらるゝもの、即ち憲法を根本とし君主之より生ずるものとは同日の比にあらざるなり。帝國憲法發布の勅語には朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布すと仰せられ、又憲法の前文には國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なりと仰せられたり。『憲法義解』に曰く。天皇の寶祚は之を祖宗に承け之を子孫に傳

天皇の特  
殊の御地  
位

ふ、國家統治權の存する所なり。而して憲法に殊に大權を掲げて、之を條章に明記するは、憲法に依て新設の義を表するに非ずして、固有の國體は、憲法に由て益々鞏固なることを示すなり』と。這般の大義は殊に述ぶるまでもなく、昭々として臣民の瞻仰する所なり。されば、我が憲法の制定は其の趣意決して大權を減殺するの意味を以て設けられたるにあらず、大權そのものゝ行動を天皇自ら規定せられたるものなり。故に我が憲法には天皇は何々し給ふ權あり又は無しなどの書き振毛頭も存せずして、唯何々し給ふとあるのみ。即ち『大日本帝國は萬世一系天皇之を統治す』『天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ』『天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ』『天皇は陸海軍を統帥す』等の如し。而して他國の憲法は、人民單獨に若くは君主と人民と共同して約定したる憲法にして、憲法によりて君主の權を定めれば、憲法に明文なき權は實際に無きにて、更に之を加ふるには憲法にて之を認めざるべからず。『義解』に『第四條以下第十六條に至るまで元首の大權を列擧す。抑々元首の大權は憲法の正條を以て之を制限するの外及ばざる所なきこと宛も太陽の光線の

遮蔽の外に映射せざる所なきが如し。此れ固より逐節叙列するを待ちて始めて存立する者に非ず、而して憲法の掲ぐる所は既に其の大綱に擧げ、又其節目中の要領なる者を羅列して、以て標準を示すに過ぎざるのみといへるは即ちこれなり。而して其の憲法の正條を以て之を制限せるも、他の力によりて制限したるにならずして、元首自ら制限し給へるなり。これ主權の主權たる所以にして主權は自ら制限するの外決して他の制限を受けざるものなり、他國にては國家が憲法を作りて君民の權義を定む。我國にては元首は自ら元首にして憲法を制定して、統治の作用、臣民の權義、統治機關の運用を定め給へり。他國における國家の地位が即ち我における天皇の地位にして、此は天皇が統治權の源泉におはしまして、機關におはしませず、所謂天皇即國家たる國體の然らしむる所なり。普國憲法は我が帝國憲法制定の際最も多く參考せられたるもの、由なるが、國體の相違は明に兩者の明文及び其の書き振りに顯れたり。彼は前に掲げたるが如き書き振りなる上に、其の條章の立て方、第一章版圖、第二章人民權利義務、第三章國王なるに、我が憲法は第一章天皇、第二章臣民權利義務なり、

尙細目に入れば、幾多の相違を列舉し得べし。之を要するに天皇の大權の他に無比なるは、(一)憲法の制定が全然天皇固有の大權に出でたるが如く、其の改正も亦勅旨を以ての外行はるゝことなく、即ち憲法前文に『將來若し此憲法の或る條章を改定するの必要な時宜を見るに至らば、朕及朕が繼統の子孫は發議の權を執り、之を議決するの外、朕が子孫及臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるべし』と仰せられ、第七章に『將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは、勅命を以て議案を帝國議會の議に付すべし。此の場合に於て兩議院は各々其の總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず。出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず』と規定せられ、而して議院之を議決するに當りては、唯可否の議決を爲すべきのみにして修正の權なき事、及び(二)憲法の外皇室典範ありて、『皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず』と規定せられ、典範は憲法と相對して兩々相犯さざる事になり居り、典範に基づきて制定せらるゝ皇室令は、國家の法律に關涉する點あるも、議會の議を経るを要せざる事の二點に在り。外國に於ては、君主の大權



に關する事柄の發案權を君主に留保しあるものはあれども、憲法の條項の全部につきて君主に留保せるものなきなり。其は憲法が君主によりて制定せられたるものにあらずして、當初より臣民が其の制定に與り居り、君主にも固有の權あれば、臣民にも固有の權あり、兩者の權力の相違は、唯程度の差あるに過ぎざる關係なればなり。又皇室典範並に皇室令の如上の地位も、皇室固有の御地位よりして然るものにして、天皇の大權は天皇自ら制限し給ふ外、何者にも制限せられざる結果として、當然の事なり。其の他は一々列擧するに及ばざるべし。要するに統治の大權は天皇の固有し給へるものにして、臣民は専ら皇運の扶翼に任じ君臣一體上下同心、統治の實際極めて圓滑なり。即ち我が國體は主權發生の歴史に於て君主國體の最も純なるものにして、隨つて其の發動の狀況に於ても亦最も善美なるものなり。

法理上主權の性質は其の固有の權力たる事を以て一の要件となす。苟くも主權たるからには、他に自己以上の力を戴かざる者たるべき事當然なり。此の意味に於ては君主國體と認むるに足るべき國の君主の主權は、何國に於ても固有の

權ならざるべからず。これ法理上當然の結論なれども、法理上若くは現在の事實に於てのみ固有にして、感情上、歴史上それ以上に神聖なる原始的權力を聯想せしめ、若くは他者の異議を容るゝに足るべき間隙を存する素質を有することは、歐洲諸君主の免るべからざる所にして、法理上並に現事實上に於ては勿論、感情上、歴史上、如何なる方面より觀ても純然たる固有の大權を有し給ふは我が天皇の外に存せざるなり。此の點を以て國體甄別の最大要義となす。世間輕薄の徒、往々如上の説明を以て舊思想に屬せりとなす。然らず。政體は變更せられたれども國體は不易なり。政體は統治方法の形式なれば、時に隨ひて宜しきを制すべし。所在は一定不動なるも、運用は一なるを要せず。如上の説明は國體に對するものなれば、古今の差異なきなり。君主が主權を有せらるといへばとて、臣民は唯土偶の如く、其の人格を無視せらるゝものと解するは謬れり。高天原に於てすら、八百萬神を集へ、衆智を集めて事を議せしめられたり。主權の行用をして至公至正完全無缺ならしめんが爲には、古來常に補弼の臣を任じ、民意を參酌して、事の宜しきを制せられたり。先帝は軍人に對し

て『朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ、其親は特に深かるべき』と仰せられたり。天皇は頭首にましく、臣民は股肱たり。かるが故に君と臣とは同心一體にして、天皇の統治權の發動は、臣民に對して、腦の命の神經に傳はりて毛頭爪端感せざる所なきが如くなり。臣民の意思は天皇の視聽に入り、自主的の裁量を待つて天皇の御意思となり、即ち國家の意思となる。頭首と股肱とは相對抗せるものにあらず、一方を切離し得べき者にあらず。而して其の地位名分は動すべからざるなり。これ主體は固より主體にして、固より自主なれば、他者の動し得る所にあざればなり。換言すれば動さるゝ者は主體にあざるなり。臣民の皇運扶翼は、主權をして、其の理論上完全無缺ならざるべからざるが如く、實際上に於ても完全無缺にして、其の行用を全うし其の効果を發揮するに遺憾なからしめむとする努力なり。其の發現の形式は政體によりて異なるべし。今日の政體は議會における立法上の協賛を以て、昔時と異なる最も有効なる方法となし、其の他言論を尊び個人の意思を重んじ、如何なる階級如何なる職業に拘はらず、一面に於て

は個人としての志望を遂げ、一面に於ては國民としての本務を盡し得る如く、最も適當の状態に組織せられたり。此の如きは古來君主に在りたる主權が臣民衆庶に散布せられたるにあらずして、主權行使の方法の進歩に外ならず。即ち主權の所在に變動を生じたる者にあざること無論なり。臣民の知徳進歩すればする程、國事に關して貢獻する所も多かるべく、其の國家に對して發する意思は、天皇之を總攬して、大權の行用に資し給ふ。臣民の意思は、民主國に於けるが如く、多數決を以て直接國家の意思として發動する事あらざれども、天皇の御意思に攝取せられて、國家の進運に參與する事を得。議會の協賛といふ事は其の最も顯著なる事業なり。這般の關係をば、憲法發布の勅語に『惟ふに我が祖我が宗は臣民祖先の協力輔翼に依り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり』又『我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し、其の朕が意を奉戴し朕が事を獎順し相與に和衷共同し益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を別つに堪ふることを疑はざるなり』と仰せられ、教育に關する勅語には『我が臣民克く忠に克く孝に億兆

心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華』と仰せられ、而して又『天壤無窮の皇運を扶翼すべし』と仰せられたり。即ち古來億兆一心皇運を扶翼し來れり。立憲政體を採用せられたるは、天皇が臣民の經國の重任につきて『負擔を別つに堪ふる』ことを認めて、益々其の輔翼を期し給へるに由る。臣民たるもの至誠以て聖意に奉答せずして可ならんや。

西洋の歴史には暴君尠からず。之が爲に君主が主權を有する事は甚しく惡感を以て迎へらる。此は君主が主權の性質を理解せず、之を財産權の如き權利と同視し、自己の利益の爲に存する者として行使したるが故にして、人民の迷惑たること甚しく、君主が主權を有するは國の利益を壟斷する者にして、人民の利益之が爲に掠奪せらるゝ結果を生ずる傾向あり。此の故に人民悍然として君主に抵抗し、多數の力を以て君主を掣肘し、憲法を定めて相互の勢力範圍を協定したり。此の如くして幸福の状態に在るものは之に甘んじたるも、君主にして其の協定に忠實ならず、利欲を逞しうして公益を損すること忍び難きに及びて、遂に革命の勃發を見、主權人民に在りとの宣言を實現するに至りたるもの、佛

蘭西其他に於ける顯著なる事實なるが、要するに君主が封建制度の遺習として土地人民を私有財産視したる弊竇に基因せる國家の變動なり。

然るに我が國に於ては、國家の組織自然の秩序を基礎とせるが故に、上下の親み格別にして、君は民を愛し民は君を尊び、各其の私を棄て、公に殉ひ、君主の統治が私有財産の處分の如きものならざること固よりにして、主權の行使よく其の本來の性質に協ひ、皇威の擴張は國家の利益にして臣民に幸福たること普く信せられ、外國に於て有りしが如き衝突を現せざるのみならず、立憲政體の採用によりて愈々益々君臣の間を密接せしめたること、他邦の人民が漸次其の君と離隔して、或者は遂に之を滅亡せしめたるが如き比にあらざるなり。近く明治天皇が至公至正聖德無比におはしまし、外國の社會主義者と雖も、讚歎し奉る外なかりしが如きは、天資の絶倫に因すること勿論なれども、獨り明治天皇のみならず、我が國の君主は國體上悉くかくおはしますべき理由あるなり。要するに、我が國家は人民同志の契約によりて成立したるにあらず、相匹敵するものが干戈を以て雌雄を決したる結果にもあらず、其の基礎は極めて自然的

に成立し、皇室の主権者におはしますは自明の道理にして、天然の秩序上斯くあらざるべからざる關係にあり。たとひ國家てふ法學的名稱を附せざるも、社會上、自然の狀態上、皇室は斯の人民の主権者におはしますまざるを得ざるなり。かの憲法の認知によりて、國法上に於てのみ尊嚴なる君主の如き、基礎の薄弱なるものにあらずして、何等の名稱によらず、何者の説明をも待たずして自ら主権者の地位におはしますなり。君主の名稱に拘るが如きは末の末のみ。是れ我が國體の最も優秀にして、他の弊竇に超然たる所以なり。

### 第三章 國體の淵源

國家發生の外形と内容——國體の内外因

國家發生の外形と内容

各國の國體が實際に於て種々に相違せる大略は前章に之を述べたり。但し其の真相は、更に遡りて、此の如き狀態の現出するに至れる、淵源の攻究に進むにあらざれば、之を判然たらしむること能はざるなり。我が國家が血族團體の發達したる者にして、祖先崇拜の信念に本づき、主権は家長權の基礎を有するとは、一般に承認せられたる説なり。吾人も亦前章に於て、這般の説明を爲し、現在の國家體制の歴史を明にしたり。然れども此は未だ外形發生の説明に過ぎずして、内容淵源の説明にあらず。人類古代の歴史を觀察すれば、祖先崇拜は到る處に行はれたることあり。家族制度氏族制度は如何なる民族も之を経過せざる者なかりしが如し。然らば、同型の制度が一方に於て特別の發達を爲し他方に於て然らざる所以は別に之を説明する理由なかるべからず。それにはかくも言ふことを得べし、即ち全民族が單一なる氏族より發達したるか、優秀なる

一氏族によりて他の氏族が統御同化せられて發達したる等の場合に於て、他の外部勢力の之を破壊する者なくして、無難に年處を経れば、おのづから族父統治の國家を現出すべしとの説明も成立すべし。然れども此は單に一面の解釋にして、未だ全般を悉せる者にあらず。父子の天然的秩序は族制社會の結合を成就せしむれども、個人性格の如何によりては、此の結合を破壊し去る事も亦之なきにあらず。祖先崇拜の起源を、西洋の學者は祖先の靈を怖るゝに出づとなし、穂積陳重博士は之を否認して、人情の當然なる事を其の祖先崇拜と日本の法律と題する書に論せられたるが、日本人の思想よりいへば然らざるべからず、是亦國民性の問題なり。國家社會の體制は、一面に於て國民性格の實現なれば、外部に他の原因なきに於ても、其の内部の性格よりして、族父統治的體制を破壊することなきにあらず。親子の關係は人類天然の關係なれども、親子の情愛は必ずしも各民族同様ならず。民族によりて深淺厚薄の存すること疑ふべからざるなり。これ家族制度が各民族に一樣の結果を齎らさざる一部の理由なり。此の如く觀察し來れば、國體の淵源の攻究は、世間在來の程度以上に歩武を進

むること甚だ必要なり。

凡そ事物の成立には其の内因と外因との結合を要し、内因は同じくとも外因を異にするか、外因は同じくとも内因を異にするれば、其の所産は同様なるを得ず、況して内因と外因といづれも共に相異なるに於てをや。然らば國體の内因たり外因たるものは何ぞといふに、前段既に其の一端を挙げたるが、其の内因の最も根本的なるものとしては國民性——勿論その最も本質的なるものにして、一層適切にいへば民族性若くは人種性——を指摘せざるを得ざるべし。這般の性情が國家成長の内的法則を決定する所の根幹基礎たるものなる事は、社會學文明史學の教ふる所にして、移して以て國體の説明に供し得べきなり。而して這般性情の國家内容としての發展は、單獨に行はるべきものにあらずして、必ず其の外圍の諸勢力に依據せざるを得ず。所謂外圍の諸勢力とは土地、氣候、產物、他の社會等一切の外的状態を總稱するものにして、此等外的状態との關係即ち境遇は國家の成立發達に相當の限定をなす、これ即ち外因なり。這般内外相依の關係は疑ふべからざる事實なれども、其の作用の程度に至りて

は、固より千趣萬様に於て、之を概言すべからず。印度に哲學的宗教が發達し、歐羅巴に自然科學が發達したる、其の實現の方面は異なれども、均しくこれ印度歐羅巴人種の知識を追求する人種的特性の作用なりと解せられ、外圍の制限も大なれども、特性の抜くべからざる事是に由りても明なるが、希臘の地勢は其の住民の性情如何に拘らずして、其の古史上數多の小國家を成すべき國土なりきと稱せらるゝは、性情以上に外力の優勢なるを示す者にして、内因の作用と外因の制限と、いかなる程度に相依れるかは、甚だ知り易からず。仔細に之を研究すれば、通常人種若くは民族的特性と認め居るもの、内にも、外圍の影響の多くを發見することあるべし。たとへば日本民族の美を好愛する性情の如きは、先天的性情なるか、或は民族を圍繞せる明媚なる自然界の然らしむる所のもの、即ち後天的なる習俗なるか、判斷に苦まざるを得ざるが如し。加之尙も其の淵源に遡及すれば人種そのものが如何なる要因によりて構成せらるゝか、容易に斷すべからざる有様なれば、内因外因の相依る程度如何の問題は結局明答を與へ難き案件なり。されば此處には唯大體の推定を試むるに過す。思

ふに其の最先最始の發端は内因の外因に待つ所最も大にして、一面に於て内因、他面に於て外因、二者別つべからざる關係に存すべきが如し。國體の淵源は窮極此の點に到達すべし。

とにかく我が國土の形勢、氣候、產物、國內若くは國外との交通の關係、其の他國民的生活に影響すべきあらゆる外的事情が、家族的國家の自然的發達を助成するに好都合なりしは想像に餘ある事柄にして、假に我が民族と同様な民族的特性を有し、又同型の國家を組織し來りたる他の民族ありとするも、四圍の事情にして、這般の好況に在らざるに於ては、必ずしも本來の組織を維持し得ざるべし。況して其性情の等しからざるに於てをや。單に家長權を中心とする族制的國家の現出は、社會發達の一徑路として有り觸れたる事實なれども、其の萬世一系の帝國として發達せざる所以は、其の性情と境遇との我と等しからざる結果に他ならず。而して此の性情と境遇とは、互に因となり果となり、年處を経るに隨ひて、益、其の特色を發揮するに至れるものなり。以下項目を分ちて、其の關係の大概を擧ぐ。

## 一、性情

## イ、知の方面

現世的實際的——知能活動の方向——知性の着實と國體

我が日本民族の特性を現世的實際的なりといふは衆説の一致する所なり。知性の特色こゝに存すること疑ふべからざるが如し。支那民族も現世的なることは相似たり。儒教の五倫五常を重んじ怪力亂神を語らざるは勿論、陰陽五行の説にても現世の吉凶禍福のために消災除厄の法を講じ、老莊者流の思想及び神仙隱逸譚を尊信する者と雖も無爲長生を希望し、人世の繫縛に累せられずして、而も人世に遊樂せんことを欲するものなれば、均しく現世的にして來世的にあらず。然れども實際的なる事に至りては、我と支那民族とは同日の談にあらず。彼の空理空文を喜んで實際に拘はらざるは、其の學問文章を發達せしめたる長處なれども、而も理想に比して實生活が向上せざる所以の短處なり。始めて支那思想が輸入せられし際、故障を見ずして受容せられしは、其の神靈的本尊を

現世的實際的

有せざると、現世基本の徳教なるとの故にして、漸々模倣の結果其の短處をも感受するに至りては、識者の非難を受けしこと、彼の山上憶良が、三寶を禮拜して日として勤めざるとなく、百神を敬重して夜として闕きたること鮮く、龜卜の門巫祝の室往きて問はざるはなく、孔子、曾子、道人、方士等に至るまで、其の尊信する所の者甚だ多方面なりしに拘らず、異俗先生を戒めて三綱を指示し五教を開き、其の惑を反さしめんために、長歌を作つて之に遣りし事にも知らるべし。佛教は無量無邊の福德果報を生じ得べき佛といふ神靈を戴き來りたるが爲に、直に在來の敬神の觀念と衝突し、遂に採用せられたれども決して本來の性質の儘に於てせられず、國民は自己の特性に順應せしめて之を現世的實際的なるものに變形せんことを勉めたり。即ち其の理論的冥想的なる方面は少數なる専門の研究者に委ね、世俗は單に之を信仰する功德即ち報酬として、天變地異其の他人事上百般の災厄を消除する實効を得んことを欲求したり。所謂日本の佛教にも、時代相當の變遷ありて、其の組織一樣ならざれども、目的は上述の基礎に立ち、其の工夫の成るべく簡單に、其の方法の成るべく容易な

らんことを尙び、偏に實際的に之を淘汰し來れり。  
此の如きは國民の知力の薄弱なるによりて然るにはあらず、深邃なる學理を味ふ能力の缺けたるによつて然るにあらず、學理を解し思想を味ふ能力の缺如せざることは、現時の國民の疑はざる所なるべし。唯知能活動の方向の、内に向はんよりも寧ろ外に向ひ、冥想に没頭せんよりも寧ろ現實に活動せん事を欲するによりて起る所の結果なり。されば異種の文明に接觸すれば、之を咀嚼するに苦まざるのみならず、よく其の長短を識別して取捨拆衷することを得て、儒教も佛教も、其の本國に於けるよりも、我國に於て多く其の効用を發揮したり。西洋の學術に對しても、這般の徑路を取りつゝあること明らかなり。かゝる性情なるが故に、現在に超出せる奇異卓拔なる理論を案出する事の如きは、國民の長處と稱するを得ざる所にして、かゝる意味の事柄に於ては、他の民族に一籌を輸することあるべきかと思はるれど、其の代りに、飽くまで着實なる一點は、我が日本民族の強點なること疑なく、國體の發生維持存続と此の特性とは相待つて離るべからざる關係にあるなり。

予は前章に於て、我が皇室の此の國に君臨し給ふべきは、天成自然の秩序にして、我が民族社會の原始状態に於て、當然の關係なるべき事を叙べたるが、其の自然的成果を尊重し、無上の信仰を以て之に服従し、傳來の組織構造を愈益鞏固ならしめ、天壤無窮に之を隆昌ならしめんことを期し、其の必ず然るべきを確信するに至りたるは、國民知性の最も着實なるを證するものにして、若し國民の性格に、空理を愛し空文に泥み、變革を好み新奇を喜び、輕佻浮薄にして、突飛妄動する缺點あらんには、如何ぞ這般國體の成立維持を見るを得む。既存の國體を擁護して萬世渝らざる國民と、屢之を變革して守る所なき國民とは、其の國民性に於て相當の差異なきを得ざるなり。山鹿素行は「配所殘筆に、『神代より人皇十七代までは悉く聖徳の人君相續あり、聖賢の臣輔佐奉りて、天地の道を立て、朝廷の政事國郡の制を定め、四民の作法、日用衣食家宅冠婚葬祭の禮に至るまで、各其の中庸を得て、民安く國平に、萬代の規模立ちて、上下の道明なるは、是聰明聖知の天徳に達せるにあらずや』といへり。然り、萬代の規模立ちて、敢て動くことなきは、即ち中庸の徳着實の性の致す所なり。國



民の知性明かなる時は、此の國體は愈々鞏固なるべし。

□、情の方面

天性柔順——國體と人情——愛忍の性と革命

『漢書』に我が國人の性格を評して『天性柔順』といひ、後漢書に『仁にして生を好む』といへるは、外人の觀察なれば、自惚の評と違ひ的確なるものと認め得べし。素盞鳴尊が、天照大神との誓約に勝ち給へるに乗じて、大神の營田の畔を壞ち溝を埋め、大嘗聞しめす殿に屎し給ひし時、大神之を咎め給はずして、屎の如くなるは酔ひて吐き散せるものぞ、畔を壞ち溝を埋めたるは土地を惜みて然するぞと、詔り直し給ひしは寛恕の至れるものといはざるべからず。大神のみ然おはせしにあらず、天宇受賣命の如きも、『手弱女にはあれどもいむかふ神、面勝つ神なり』とて、猿田毘古神の天降降臨の途に立塞がりて、上は高天原を照し下は葦原中國を照せる威風堂々たるに、對立して問答せしめられたるほどの勇敢なる神なれども、一方に於ては、其の寛仁なる氣象を以て能く衆人を化し、大殿祭の祝詞に讃せるが如く、『親王諸王諸臣百の官人等を己が乖々あらしめず、

邪心穢心なく、みや進めに進め、みや勤めに勤めしめて、咎過あらんをば見直し聞き直しまして、平らけく安らけく仕へしめす『美德を有せられたり。此の如く悪事をも善事に見直し聞き直し語り直すといふ事は、對者に與ふる同情の極めて甚深なる結果にして、人情の至美なるものといはざるべからず。其の他八十神に憎まれ給ひし大國主神の御事蹟にても、火闌命に惱され給ひし火遠理命の御事蹟にても、結局寛仁大度なる處に、最後の勝利の歸すべき事になり居り、孰れも以て國民性の特長を窺知すべきなり。這般の性格は皇室と臣民との間に不可離の關係を保ち以て國體を鞏固ならしむべき最強の執着力たるものなり。たとひ外國の事例が如何にありとも、時に如何なる不逞漢の出づることありとも、我が君民一心一體の事實に影響あらしめざるものは、此の敦厚なる人情なり。我が國家の原始の状態を想像するに、其の成立發展は實に此の人情の自然に基づけるものにして、君民の關係は本來の自然的狀態以外に逸すること能はざる秩序にあり。爾來其の關係が益々神聖となりて永遠動搖する所なきは、國民性の敦厚にして、其の本を忘れざる温情の渝らざるものあるが故なり。勿

論我が國體の淵源及び其の鞏固なる事は單に此の一點にのみ歸すべきにあらず、皇祖の靈德歴代の御治績、内は常に萬民の信賴する所にして、外は以て遠人を懐柔するに足り、皇威之に由りて隆々たることは、多言を要せずして明なれども、根本に於ける此の人情の力、即ち君は臣を愛し臣は君を尊ぶ、情誼の力に依ること大なり。之について思ひ合せらるゝは、紀維貞の著國基といふ書に「仲尼祖述堯舜憲章文武上律天時下襲水土」(中庸)の一章を釋して左の如き説あること是なり。

此の章、仲尼遠くは堯舜に原づきて其の道を述べ、近くは文武に徴して其の法を明にし、天の時寒煖の度に律り、水土嫩惡の宜に襲ることを言へり。西土の俗上古より三代に至るまで皆代徳革命を以て常道と爲し。天を以て主と爲し、民を以て本と爲す。民の厭ふ所は天必ず之を廢し、民の歸する所は天必ず之を佑く。徳衰へ勢弱き者は、天更に臣民中の聰明なる者をして、代りて以て天人に主たらしむ。……代徳革命は他無し。水土風俗之をして然らしむるなり。獨り孔子、代徳革命の天地の大經萬世の定法に非ざるを知りて、

殘忍の性  
と革命

特に君臣の道を立てんと欲しき。然るに因襲の久しき、之を一朝に改むること能はず。故に能く其の教を修めて其の俗を易ふること能はず。能く其の政を齊へて其の宜を易ふること能はず。其の地に非ずして之を樹うるも生せず。大聖といへども之を如何ともすること能はず。其の天の時に律り、水土に襲りて、以て教法を垂るゝも、亦已むを得ざるなり。……孔子大聖にして深く天地の經を察し、洞に百王の跡を観る、能く革命の俗水土の薄惡に因り、斯の國は斯の俗に非ずば、治を爲すべからざることを察す。是に於て兼ねて百代の禮を考へ、春秋を作り以て天地の經に則りて萬世不易の法を寓し、堯舜を祖述し文武を憲章し、以て水土に襲り時俗に隨ふ。之を中庸の道と謂ふ。而して所謂水土の薄惡といふ事については左の説明あり。

漢土の國たる、海に瀕することの遠きは數千里に至る。鱗介の屬致し易からざるものあり。故に上は王公より下は庶人に至るまで、牛羊鷄豚を家に畜ふこと猶菜の園に在るが如し。大牢小牢を以て天地を祀り、以て神明を祭り、以て賓客を饗す、……牛羊を殺すを視ること猶菜蔬を刷するが如く、未だ嘗て

惻怛の色あらず。是を以て仁厚の風壞れて、暴厲の俗作り、日に變じ月に化し、遂に凶年饑歲に至りて人相食むこと猶禽獸の如く然り。人道の廢、極まれりと謂ひつべし。

要するに、水土薄惡なるが故に、自ら殘忍の感情を養成することとなり、隨つて上下左右相親む念薄く、つひに革命の國體を爲せりとの説なるが、國民の性情と國家の體制との間には、蓋し此の如き關係あるなるべし。支那人に殘忍の性ある事は幾多の證ありて掩ふべからざる所なり。紀氏の説理なきにあらず。夏の桀、殷の紂、周の厲王、幽王、秦の始皇はいふも更なり、齊の易牙は其の子を煮て桓公に食はしめ、漢の高祖は其の功臣彭越の肉を醬にして天下の諸侯に分賜し、以て其の心膽を寒からしめ、劉玄徳が小沛に敗戦して走るや、劉安といふ獵師は、玄徳に饗せむために其の妻を斬りて其の肉を煮たり。其の言語、文章、政令、刑戮、皆峻厲の氣に滿てり。西洋の史書を繙きて、其の風俗を察するも、殘忍の事跡は枚擧に遑あらず。特に目立ちて感せらるゝのは、支那にても西洋にても仁君の甚だ稀にして、暴君の甚だ多き事なり。されば彼の國民に、

國王は壓制を行ふものなりとの感想あるは、偶然ならざるなり。ペルシャの古王カンビセス平生酒を嗜みしをば、寵臣ベレキサスベスといふもの王の健康の爲に憂へて諫めしに、王怒りて直に酒を命じ、大盞數杯を傾けて、其の體力の酒に衰へざるを示し、ベレキサスベスの子を召して殿堂の一隅に立たしめ、之を標的として父の目前に射殺せり、同國の有名なるダリユス王の暴虐も之に譲らず。其の戦役に赴くに當りて、一老翁の三子を有するものを強迫して悉皆隊伍に列せしめんとしたれば、老翁其の一人を家に留めむことを哀訴せしに、王同情したるが如き聲を以て、然らば三子を悉く汝の爲に留めんと言ひ終るや、命を下して三子を殺し、其の屍を老翁に與へたり。尙ペルシャには人をして己の父を打殺さしめたるチヨスロースといふ王あり、遂には己も其の長子シロースに位を奪はれ獄に投せられて、利鎌を以て其の身膚の此處彼處を刺され、虐殺にあひて死したり。シロースは兄弟をも殺害したり。アゼンスのドラコの法律といふものは、血を以て墨に代用して之を書き記したりと稱せらるゝ程殘酷を極むる法典なり。スバルタのナビスといふ王は、室内に容貌艶麗なる偶像を置き、其

の胸及び手臂には鋭き鐵釘を植ゑ、之に後の美服を被せたり。人を此の室に誘ひ來れば、偶像は兩手を出して緊しく其の胸に抱擁する仕掛になりをり、抱擁せられたるものは苦痛に堪へずして救を求む。王即ち己の所要の金を出さしめて之を許せり。ローマの古王セルウキウス、チユルリユスといふもの、其の女チユルリアの婿タルクインに殺されし時、チユルリアは夫の篡奪を祝せむため、其の許に至らんとして車を馳せて街路を過ぐるに、御者が父王の死骸の道路に横はれるを見て之を避けんとせしを大喝して叱し、屍の上に車を進めしめ、些も哀痛の色なかりき。ローマは帝政時代となりて連續暴君を出せり。チベリウスといふ帝は、多く人を殺したるために、屍骸累々として道路に充ちたり。其の次のカリグラは、全國の人民の頭一つにてあらんには、之を刎ぬること一撃にして足らんと歎息したり。其の次の次なるネロは人を殺したること最も多く、其の母と后とをも殺したり。ローマの城市に火を放ちて、其の炎焼するを見つゝ城樓に酒宴せしを以て、ネロは古來暴君の最なる者と稱せらるれど、之に類するものを擧ぐれば夥しき數なり。ロシアには王にしてイヴンといふ本名に

『恐嚇者』といふ綽名を副へて稱へらるゝ王あり。君たるものが然るのみにあらず、人民も亦甚だ殘酷なり。帝王にして非業の最期を遂げたるもの、是亦枚擧に遑あらず、其の繼續的にかゝる事の現はれたるをいはゞ、ローマに於ては西曆百八十年より二百八十四年まで百四年の間に二十四人の帝相繼いで立ち、其の中天命に死したるものは僅に二人に過ぎず。其は帝が皆部下に擁立せられたる大將なるにより、各の軍隊が己の大將を立てむことを欲して、前帝を殺害せるなり。ギリシヤ人が其の國家の恩人に殘酷なりしことは史上に明かなる所なるが、カルセージ人も其の軍隊の司令官が敗戦したる場合には之を磔刑に處したり。即ち王といはず、人民といはず、すべて感情の殘酷なるは、其の先天的性情の致す所なり。我國に於ては武士が天下に横行したる時代に、殺伐の風習過酷の刑法ありと雖も、其の仁厚に長せるは他の匹儔にあらざるなり。然らば則ち我が國民の無窮に皇統を奉戴するは、一は其の感情の溫和敦厚なるに由るといふも誣言に非ざるべし。即ち我が國體は其の根柢の一部を此の感情の力に托することを知るべきなり。但し此の敦厚と殘忍との相違は獨り水土のみに由るもの

にあらず、又家族的結合の結果のみにもあらず、一層根本的な理由ありて國民性に這般の差別ありと思はる。柔仁といひ、殘酷といふ事の如きは其の結果にして、沒我的若くは主我的なる特殊の傾向が、其の性情の基礎なるべし。

## ハ、意の方面

尙武の性——武の神髓——國體と意力

國民が勇武果敢なる特性を有せることは著明の事實なり。天神は諸冊二尊に此の國の修理固成を依任し給ふに當り、授くるに天瓊矛を以てし、二尊之を以て海を探りて般能取盧島を得、茲に修理固成の端を開き給へり。大國主神は廣矛を以て大業を成就し、政權を避くるにあたりて之を天孫に献じ、以て皇運を祝福し給へり。天祖の天孫を降し給ふにあたりて授け給ひし神器の中には、天叢雲劍あり。其の他崇神天皇は矛盾を幣物として、大坂神黒坂神を祭り給ひ、垂仁天皇は弓矢横刀を諸社に納めたまひしなど、武器の尊ばれしは尙武の明證なり。素盞鳴尊の高天原に上り給ふや、天照大神が武裝して其の所由を問ひたまひしを初として、神武天皇、景行天皇、仲哀天皇、神功皇后の御親征等はいふ

尙武の性

も更なり。歴代武事を忽にし給はねば、我國は夙に四隣より畏敬せられたり。這般の事柄は既に普く人の知悉せる所なれば、こゝに事々しく列擧するに及ばざるべし。たゞかゝる事實を現し來る所の國民の本性に對しては、特に考察を加へざるべからず。

武の神髓

抑も武の神髓は剛毅果敢なる精神力に存す。身體の強壯、腕力の剛健、動作の敏捷、技術の熟練等は、此の精神力を實現する所以の基礎たり手段たるものなり。而して武は通常武器を使用する事柄について多く之を稱すれども、其の精神力は人事百般の方面に發現せらるべきものにして、即ち個人日常の起居動作より始めて、國家永遠の事業に至るまで、其の惡を去りて善に就き、弊を捨て、利を取り、向上進歩の法を講ずること、此の健全なる精神力の致す所ならざるはなく、怠惰放埒なる優柔不斷なる薄志弱行なる氣質の能くし得る所にあらざるなり。氏族政治驕傲の弊極まりて、蘇我氏の僭上となるや、斷然之を顛覆して大化の大改新あり、藤原氏の情實政治文弱の弊極まりて、政綱紐を解くに至るや、武門勃興して一世の紀綱を維持し、幕府政治因循の極國家の進運を阻

害するに至るや、王政復古せられて今日の隆昌を致せる等皆此の勇武果敢なる氣象の然らしめたるものといはざるべからず。平安朝の末期における官人柔弱の弊は數百年來の太平と、主として佞佛崇文の病膏旨に入れるとの結果なるべきが、之に荒療治を施して、國家の衰弱を矯救したるは、實に活潑潑地なる國民精神、平たくいへば所謂日本魂の發動に外ならず。此の氣象國民性の根柢に横はれるが故に、我がこの舊國の命運日に日に新にして、常に常に勃興的勢力を有し、或る時期に於て一時非運に際會することあるも、其の勢力いつしか勃發して、世態を一新するなり。外國の文明を攝取し包容し同化して、常に卓越せる新文明を醸出するも、専ら此の活潑なる實行力の効果に外ならざるなり。かゝる精神力によりて、社會の秩序、國家の命脈は確實に保持せられ、團體の本幹と枝葉との間に密接なる連絡統一を存し、遠心力を控制して求心力を張り、其處に皇室を中心として恒久滄らざる鞏固なる團結を形成することを得たり。且つ又社會の通弊として、長日月の間には其の内部に病毒を鬱結し、遂に腐敗自滅する憂あるに對しては、此の精神力の自新的作用の効果によりて、能く這

力  
國體と意

般の憂患を除き、永遠に進運を持続するを得ること、前述の史跡に徴して之を知るに足るべし。然らば則ち此の國家の建設國體の成立と其の興隆永續との基礎として、此の意力の特性が重要な地位を有する事亦疑ふべからざるなり。

仁と勇——藹然たる氣象——三種の神器

國民性と國體との關係は、尙他に幾多の説明をなし得べし。たとへば至誠、純潔、單簡、淡泊、敬虔、熱烈、快活、豪壯等の性と國體との關係も之を論ずるに足るべけれども、今は其の詳細に及ばず。とにかく之を分析して論述したるのみにては、其の意を盡し難き所あるが故に、更に之を總括して一考せむ。蓋し人間の精神は渾然たる精神にして分割せらるべきものにあらずれば、上に掲げたる特色の如きも、其の作用をそれ〴〵特殊の方面より觀察して、其の著しき一端を挙げたるものに過ぎず。實際に於ては此等の諸特色相關聯して一精神より發動し來ることいふまでもなし。されば、其の寛仁敦厚といふも勇武果敢といふも、兩者相容れざる底の二作用にあらずして、統一せられたる一精神の二

仁と勇

方面に外ならず。蓋し勇武果敢といへば、殺伐殘酷なることを聯想し、寛仁敦厚といへば、柔懦軟弱を聯想することあるべきも、此く程度を失したるものは國民の尙ぶ所にあらざるなり。即ち天照大神は一旦素盞鳴尊を疑ひて武威を示したまひしかど、御疑解くるに至りては聊も介意し給はず、其の不善の行をも寛恕し給ひ、暴戾堪へ難きに及びて、天石屋に隠れ給ひき。或は嚴或は寛其の極端に至らざるなり。歴代の天皇一方には兵馬を統帥して遠く親征し給ふ事もおはします間に、時に臨んで歌など詠ませ給ふ。臣下にありても此の如し。蓋し武を尙べども、血を見ることを好むにあらず、統治の目的たる『平らけく安らけき』状態を來さむがために其の障害を除くに過ぎず。維新以來我が國が屢々戰爭を行ひたるを見て、外國人などは往々我が國民を以て好戰者と評する趣なるが、此の如きは決して我が國民性を了解せるものにあらず。我が皇室の武を用ひ給ふや、決して之を弄び給ふにあらざること、歴史の證明する所にして、最近の二大戰爭の由來を考へても知らるゝなり。藤田東湖の『弘道館記述義』に曰く夫れ日出の郷、陽氣發する所、地靈に人傑に、食饒に兵足る。上の人は好生

藹然たる  
氣象

愛民を以て徳と爲し、下の人は一意上を奉ずるを以て心と爲す、其の勇武に至りては則ち皆天性に根ざせり。此れ國體の尊嚴なる所以なり。抑も所謂勇武とは惟勁悍猛烈以て其の威を逞しうするのみに非ず、蓋し亦必ず忠愛の誠に發す。請ふ其の略を論せん。素盞鳴尊蛇を斬つて劍を獲、おもへらく是神劍なり、敢て私す可きにあらずと。大己貴神其の平國の矛を献じて曰く、天孫若し此を以て國を治めたまはば、必ず當に平安なるべしと。是の時に方りて、素盞鳴尊は罪を天祖に獲、大己貴命は將に國を天孫に避らんとす。而して管に朝廷を怨みざるのみならず、乃ち其の寶器を献じて以て奉上の誠を輸す。其の忠愛の厚き如何ぞや。若し夫れ五瀬命は薨せんとするに臨みて慷慨劍を撫し、逆虜未だ滅びざるを以て憾と爲し、日本武尊は疾篤き時懷を雄刀に寓し情を歌詞に發し給ふ。其の感憤悲壯、從容嫺雅又復如何ぞや。後世に至るに及びても、士猶廉恥を重んじ怯懦を卑み、名を汗し先を辱むるを以て戒と爲す。忠義孝烈其人に乏しからず。丹心血誠天日に誓ひ金石を貫き、而も其の跡迫らず、流風馨れるが如く、餘情掬す可き者、皆上世遺俗の然らしむ

る所なり。之を要するに、自ら一種萬然たる氣象あり、海外異邦の企て及ぶ所に非ざる者也。蓋し國體獨り尊嚴なるを得ず、必ず天地正大の氣に資するあり。天地の氣獨り正大なるを得ず、亦必ず仁厚義勇の風に參するあり。然らば則ち風俗の淳漓には國體の汗隆繁る。在上の君子心を留めざる可けんや。敦厚の性と勇敢の性と、其の根本を一にすること、此の説明に盡きたりといふべし。東湖はかゝる氣象を一種萬然たるものと認め、天地正大の氣の參する所となせり。思ふに此の二方面の同根なるのみならず、所謂着實の性もまた其の眞率至誠より出づる點に於て、敦厚勇敢なる性と同根なる者なり。伊勢貞丈の「神道獨語」に、「漢土の人の性質は大抵多智巧曲殘忍なり、天竺の人の性質は大抵愚痴貪欲放逸なり、我が日本の人の性質は大抵廉直淳朴強勇なり。其の性質の異なるに隨ひて風俗をなす事も亦異なり」といへり。かく云ひ顯せば、其の同根なること更に明瞭なり。「中朝事實」には左の如くいへり。

三種の神器

神代の靈器一ならず、而して天祖唯三種の神寶を以て天孫の表物と爲し、大神唯寶鏡を以て神勅を詳にすること此の如し。蓋し鏡は本、明なるべきの象

あり。之を琢き之を磨きて息まざれば、則ち新にして暗からず。襲藏深秘以て顧みざれば則ち日に暗くして新ならず。猶人君明にすべき質あるが如し。之を致し之を盡して止まざれば、則ち其の知日に新なり。威を高くし下を遠ざけて以て規らざれば、則ち其の徳正しからざるなり。夫れ人君の道、要は其の知を明にするに在り。其の知明ならざれば則ち寛仁と云ひ果斷と云ふも其の節に中らず。知至りて而る後徳と云ひ勇と云ふ、以て之を行ふべし。古より人君を稱するに明暗を以てす、其の寄重い哉。

此は人君の徳を云へるものなれども、推して何人にも適用すべし。仁に偏せず勇に過ぎずして其の中庸を得るは實に知の効なり。根本に於て一なるにあらずんば自ら此の如くなるを得ざるべきなり。則ち所謂正大の稱も亦此の意味を有して適當すべし。

此の如きは我が國民の理想たるのみにあらず、東西思想の其の歸を一にする所にして、實に人性の極致なり。儒教に於ける知仁勇は即ちそれにあらずや。西洋の理想も、知情意の完全なる發達を期する以上亦之に達せざるべからざるな



り。然らば則ち之を以て我が國民の特性と稱するの實いづくに在るかといふに、其の理想上の標的に止らずして具體的事實たる點にあり、其の國民性としての發達の圓滿なる點にあり。我が國の成立は平穩に自然的に實現せられたり。我が國家は天皇が『神ながらしるしめす』なり。これ國民の性情の順當圓滿なる自然的發達と相伴へり。我が國にては知仁勇、知情意といふが如き事の理論を構成すること甚だ後れたり。されど之が實行に至りては、其の理論に長せる國民に比して優るとも劣らざるなり。神器がおのづから知仁勇三徳の象たることは先哲既に詳説あり。これは大體に於て似たる故往々比論せらる。神器の象徴する所之に盡きたりとはいふべからず。鏡は實に皇祖の靈として祀られたまふもの、知仁勇の知に充つるは一端の一端のみ。とにかく皇祖の之を以て皇孫に授け給へるは至極の御訓戒にして、其の御訓戒の體を具へて存するが如く、列聖臣民の之に答へ奉れる誠意も亦具體的に實現せられたり。國體これなり、其の効果これなり、其の貴きこと豈區々たる言説の比ならむや。さりながら其の圓滿を特長とせる性情も、時に中庸を失せしことなきにあらず。

所謂神ながらなる上代は、清明素朴偏僻を認めざるが如くなれども、外國との交際追々頻繁となり、異種の文物輸入せられ、國內の事情亦漸く變化を來すに至りてより、平安朝の文弱時代を導き、一轉しては、武家政治の武強時代を現出したる等、或は仁に偏し、或は勇に僻せしことあり。蓋し其の偏僻の原因は、常に自覺の不明に在り。智の徳、鏡の明即ち皇祖皇宗の遺訓の雍蔽せられ閉却せられし結果なり。而して其の自覺不明時代は統治作用の圓滿ならざりし時代にして、國內の或部分に禍機を伏藏したり。即ち國體上の不健全時代なり。明治維新は健康快復、新發展の努力にして、其の民性上に期せし所は、發達の圓滿に在り、顯現の調和にあり。今日の進運は實に其の所期成就の賜物にして、明確なる自覺の効果なり。國體と民性との關係大要此の如し。

## 二、境遇

原始的社會狀態と國體

境遇は國家の體制に相當の性質傾向を附與す。或る土地に或る國家の成立する

以前、數個の小社會散在し、其が結合して一權力の下に統轄せられたるものならんには、其の權力は基礎を原多數社會に托せざるを得ずして、自然共和的體制を取らざるを得ざるべく、少くとも日本の國體に類するものを成立し得べからず、或は支那の如く、或は米國の如くなるべし。漠然たる人類の群が共同の外敵に當らんがために、武力ある個人を戴いて、之に社會的結合の權を附與し、遂に常習を成して君主國を現出したりとするも、必ずしも萬世一系の觀念之に伴隨すべきにあらず。國家の建設若くは擴張が征服の結果なる場合に於て、被征服者が新主權者に對して柔順ならざる關係にありて、國家が社會的分裂の素因を有するに於ては、主權の維持は甚だ容易ならず、隨つて國風は革命的なるべし。

我が日本民族の原始的状態は如何ありしならんか。之を古典によりて想像するに、血族團體として、其の系統秩序の頗る整然たる團體なりしを思はしむ。其の構造は既に屢いへるが如く、親子の關係を基礎とする純粹自然の發達にして、かゝる構造に於ては、主權の血族首長の系統に存すること當然の事實なら

ざるべからず。我が國體は人爲を待たずして、自ら斯くあらざるべからざる淵源を有せるものといふべし。

### 1、地理的狀態

風土と國體——我國の天然

地積の廣狹地形の開窄等は社會的團體の大きさを決定す。土地廣濶に過ぐる時は、異民族の侵入を來し易く、一血族團體の自然的發達は阻碍せらる。土地狹隘に過ぐる時は、民族發展の基礎に缺くる所あり。山岳河川海岸の狀態は交通の便否に關して文明の程度に影響す。交通易きに過ぐる時は民族の分離移動を易からしめ、文明の移植社會の發達に益すると共に、團結を弱からしむる憂あり。交通難きに過ぐる時は外敵の侵入を防禦するに便あると共に、自體の擴張に損あり。産物豊饒に過ぐる時は勤勉勞作の念を殺ぎ、缺乏に過ぐる時は畏縮退嬰の習を生じ、共に社會の進歩を妨ぐ。風土氣象の社會人心に影響する所決して尠ならずして、直接には社會の物的基礎を決定し、間接には心的作用に影響して、社會の内的狀態を決定す。國體も亦隨つて此の地理的狀態に關聯せざる

を得ざるなり。

我が國土の温帯に位し、氣候中和に、土地肥沃に、山海の産物豊富に、風光も明媚にして、而も其の天恵過大ならず、社會の發達に適度の要件を具へ、國內に山岳の聳立するものあれども、國家統一の障礙たらず、四面環海の形勢は、一方には萬里の波濤に棹さすべく、其の氣宇を廣濶ならしめ、一方には外敵の侵入に對する保障となれるが如きは、我が日本民族が神ながらに構成したる血族團體の自然的發展を助成し、異民族を包容するに當りても、よく其の同化に成功し得るほどの鞏固なる國家を建設し、皇室を中心として無窮に之を奉戴する至純なる國體を樹立するに與つて大なる力ありといはざるべからず。水土と民性と國體と相關聯する有様は、前掲紀氏「國基」の論にも明に、又かの東湖の正氣歌に、山水の秀麗を揚言せる類、古人既に多く之に言及せり。今更多辯を要せざるべきなり。

ロ、經濟的状態

生活の状态——農業と國體

社會の産業的組織は、其の生活の状态よりして、其の成員の心的作用に多大の影響を及ぼすものなり。狩獵若くは漁獵によりて生活する社會、遊牧によりて生活する社會の如きは、農業によりて生活する社會ほどに、其の生活の堅實ならざるは明かなり。一定の土地に定住して、規則的の勞作を營み、豫算あり餘裕ある生活をなすは、農業にあらざるは能はず。商工業の如きは高等の職能なることいふまでもなしと雖も、目前の利害に敏にして永遠の考慮に長せざる弊を生じ易く、其の堅實の程度は固より農業と同日の談にあらず。智識を發達せしむることは有るべけれども、道義を發達せしむることは比較的長處にあらざるなり。古代數千年前に於て、其の冒險心を發揮し、遠方の物資を交易して東西に横行し、商業の繁榮を以て名を史上に垂るゝ國、フイニシヤの如き、カルセーシの如きありて、世界の文明史上に貢献を爲せりと雖も、其の榮華の跡、電光の一闪に過ぎざるもの、實に其の文化の性質、生活の基礎に原因の存すべ

きを思はしむ。其の生活は個人の富を爲すには便宜なれども堅固なる國家を建設するに適せざるなり。狩獵游牧の業を以て生活の基礎となすものに於ては固より然り。而して我が日本國が古來農業を重んじ來り、御即位後の大嘗祭年々の新嘗祭等最も重要な祭祀が農事に關して行はるゝが如き事實を觀れば、萬世一系天壤無窮と稱する悠久なる觀念の基づく所、偶然ならざるを知るに足る。此の如き境遇は、我が國體の成立に最も適當なる境遇なるべく、商工立國の境遇は個人主義、民主主義の發達に好箇の地盤たるべし。

上來論述せる所委曲を盡さゞれども、我が民族の境遇の我が國體の成立に可なる所以は、大略證し得たりと信ず。而して這般の境遇は、實に前述國民性の特質の繋る所なれば、更にこの境遇と國民性との關係に論及し、たとへば其の長久、遠大、着實、敦厚、力行、共同、感恩等の性質の農業生活に伴ひ、家族生活に必須にして、風土に相應する事の如きを説明し、國體と國民性と境遇との相關の次第を一層明にせんこと、無用ならざるべしと雖も、今は之を讀者の推

農業と國體

知に委すべく、唯史上の一例を掲げて本章を結ばむ。西曆紀元前百六年ギリシヤのアテネの首府アツチカにドリァといふ民族侵入し來りし事あり。時にアテネにはコドロスといふ人王たりしが『王死すればドリァ人勝たす』との豫言を得て、一夜潛に敵陣に入りて戦死し、之によりて豫言の如くドリァ人勝たす、アツチカ全きを得たり。是に於て人民大に之を感謝し、將來何人と雖もかゝる仁君に代り得るほどの王はあるべからずとて、王政を廢して貴族政治を行ふ事にしたりと云ふ。仁君を記念するために王政を廢することは、日本人の想像し得ざる所なるが、畢竟彼が個人主義にして、系統血脉等の事を重んぜざるに因るなるべく、個人主義と君主政體とは相合はざる所あること斯に見るべし。然らば則ち君主國の存在すべき心的基礎は、如何なる主義に成立すべきか、察するに餘あるなり。

## 第四章 國體の精華

斯道——國體と國民道徳

斯道

前項所説の諸の淵源は、勅語に宣はせたる斯道即ち惟神の道、皇道、古道の基礎たるものにして、すべての日本的なるもの、原動力を醗酵する素因なり。されば斯道發生の一方面は即ち國體成立の事實にして、斯道と國體とは相依り相叶ひ互に因たり又果たり。皇祖皇宗は其の神ながらの御位を中心とし神髓として、最も自然的に圓滿に、將來の發達無際涯なるべきやう無理の無き規模を以て、即ち「宏遠に」、此の國家を肇造し給へり。而して其の肇造や特に權力の樹立勢威の振作を意味するものにあらずして、生民子愛の天職を全うし給ふものなり。即ち肇國の宏遠は樹徳の深厚と相埃つといはざるべからず。かくして上は一意下を愛撫し給ふと共に、下は一意上を奉戴し、億兆一心の至誠こゝに凝りて、上の仁慈となり、下の忠孝となる。これ即ち國體の精華なり。

國體と國民道徳

凡そ國民の道徳は、其の國家の體制社會の組織等に基づき、それ相當の形質を

具ふべきものなり。目的に適ふを以て「善」とする倫理上の原則は恆に唯一不變なりといへども、其の目的を達すべき方法に至りては、千差萬別なり。換言すれば、行爲の目的は一なれども、行爲そのものは、場合の異なるに伴ひて恆に異ならざるを得ざるなり。たとへば醫藥の目的は、疾病を療治するに在ること、古今異なること無しと雖も、療法なり藥品なりは、今と古と大に同じからず。此は管に時代によりて異なるのみにあらず、一々の場合に應じ一々異ならざるべからず。最も大なる價值は、最も適切なる行爲に存すべければ、國民道徳の内容は各國各別なること當然なり。世には眞理の唯一なることを論據として道徳標準の相對的なること、徳教の變遷すべきことを否定せむと欲する論者なきにあらねど、其は膠柱の膠見なり。要するに、善の唯一不變なるは、其の抽象的の意義に於てのみ然るものにして、具象的の行爲は決して一定せるものにあらず。尙たとへば、國家の治安を維持する事は、國民の目的として同一なれども、之を實現すべき行爲は君主國民と民主國民と同一なるを得ず、君主に忠なるべきは、君主國に於て必要な所なれども、民主國、今日の支那の如き國に

ては、有害の行爲なるが如し。此の如くなるが故に、我が國體には、國體上當然の精華あり。

### 一、皇位の尊嚴

尊王の熱情——天皇の神性——内外尊嚴の差違——君命と神

意——忠道と孝道——忠君と愛國

我が國家の主權は、天成自然の秩序として、我が皇室の固有に屬せるものなること前に詳述せり。其の成立や實に天成自然なり、故に之を争ふものあることなきは勿論の理なり。人の家庭に於けるや、自ら親たり子たり、子として親の親たることを認めざることを得べからざるのみならず、其の恩愛の加被識らずして到り、求めずして來り、之を尊び之を敬はざらんとするも得べからず、これ人情の必至なり。我が皇室の我が臣民におけるは、此の如き關係の更に偉大なるものにして、根源の深く恩頼の厚き、人間の力とし徳とし光として何者も之に如くものあるべからず。此の尊信は國初に溯るほど感情的にして、無上無限の尊嚴を感ずる極、自ら宗教的熱情を伴ひ、皇祖を日神と仰ぎ天皇を現人神

情  
尊王の熱

と稱へ奉り、以て格段の尊敬を致せり。こは蓋し國民の境遇多幸にして、他の不幸なる或る國民が、親に離れて他人の間に苦楚を嘗むる孤兒の如き生活を爲せる結果、天上に慈愛の神を假想して自ら慰むるに至れるが如き状態に陥らず、恰も慈母に保育せらるゝ赤子の如き恩愛に浴するによりて、固より架空の神を設くるを要せず、現實に惠澤の源泉たる皇室を渴仰する外餘念なく、随つて皇祖及び其の代表たり延長たる天皇を神として尊敬するに至れり。而して此は嘗に古代の信念たるに止まらず。天皇が最も多く神性を有したまふべき事は恆に我が國體上の當然なり。即ち亦國體の精華なり。何となれば、天皇の御地位の衆庶を超越して絶對に尊貴なる結果として、天皇の私人的意欲は自ら抑制せられ、公人たる理想的性格自ら發揮せられ、鏡の物を照すが如く、公平無私に天下を知ろしめし、統治の本能を實現したまふに至るべければなり。實際に於て明治天皇は這般の神性を成就したまひたりしこと世に明らかなる所なり。其は固より天皇の不世出の英主におはしたる天資にも因ることなれども、我が國體がおのづから然らしむる點の存する事にも注意せざるべからず。皇位が單に比

較的に優秀なる地位たるに止りたらんには、君主と臣民との間に権力争奪の禍機自ら包藏せられ、君主は其の尊嚴を侵されざらむことを念とし、臣民は其の福利を奪はれざらむことを心がけて、動もすれば相疑ひ相圖るに至るべけれど、父子の倫の如き、天然的に超ゆべからざる秩序を基礎とせる我が皇位は、君主と臣民との間に、絶対に對抗的思想を容れず、親が其の子の福利を増進するに餘念なきが如く、天皇は専ら臣民の繁榮を望ませられ、猜疑嫉妬の如き情の其の間に蟠るべき餘地なく、自ら公平無私におはすべし。人間はたとひ下賤なるものにて、生活上の安全に満足し若くは他人の信頼を受け一箇特別の地位に立つ名譽を感じ、其の地位上の責任を自覺する等の場合に於ては、其の思想を高尙にして相當に公平無私に近づくを得べきものなり。たとへば親の子に於ける、親分の乾兒に於けるが如し。況して衆庶無限の信頼を受け絶対無比の尊貴におはす我が天皇に於てをや。『奴隷を祖先に持たぬ帝王の無いやうに帝王を祖先に持たぬ奴隷も無い』といふなる、奴隷帝王彼此なき西洋にて、『王は惡を爲さず』といふ法理上の諺あり。但し實際には大に惡を爲したる帝王もある事なる

が、我が國の天皇は、眞實に、超然として公平無私におはしますべきやうに、國體が成り居るなり。

體制此の如くなれば、史上の事實思想上の産物、悉く這般の特色を含有して成しきものを指摘すれば、素盞鳴尊が出雲の國に降りて、奇稻田姫を納れ給はむとするに當り、其の父母足名椎手名椎は尊の何人におはしますかを反問し、天照大神の御同胞なる事を知るに及びて、『然坐さば恐したてまつらむ』と白せり。大國主神及び事代主神が其の經營し給ひし國土を天孫に献じ給ふに當りては、恭順敬仰の誠意感するに餘あり。天孫降臨の際には、上は高天原を光し、下は葦原中國を光すといふ程の猿田彦神が、謹み畏みて御迎へに參りて嚮導し奉れり。神武天皇御東征の際、處々の國つ神謹んで奉迎せし中に、長髓彦の抗して服せざりしは、饒速日命を天つ神の眞の御子と信じたりしが故にして、其の頑愚にして、過を改めざりしは憎むべしと雖も、天つ神を奉戴する素志は認むるに足るなり。其の他垂仁天皇の御代に、山邊大鷲が、御子本牟智和氣命の爲に、

鵠を捕へむとして、之を紀伊、播磨、近江、美濃、尾張、信濃、越の諸國に追跡せしが如き、多遲摩毛理が、橘を求めんために常世の國に赴き、歸り來れば、天皇崩御の後なりしにより、御陵の側に泣哭して死せしが如き、雄略天皇の御世の小子部栖輕、推古天皇の御世の河邊臣が、孰れも、『雷神といへども皇命に逆はむや』の語を遣せるが如き、偏に皇室の尊嚴を畏みたる事實は枚舉に遑あらざるなり。而して上古に於ては、此の如く尊嚴なる天皇も田野に遊幸して賤女と問答し給ふ如き親しみを有し給ひしかど、中古以來儀制愈々整ふにつれ、常に深宮にのみおはして、下民を覽そなはず機會も稀になり、維新前までは、衆庶天顔を拜すれば、盲すとさへ言ひ習はされたり。今日の尊嚴觀は固より此の如くならず、時代相應に理性的なるに至れりと雖も、而も之を理性的に考察すればする程、尊嚴の感益と確實なるを覺ゆるなり。

内外尊嚴の差違

今我が天皇の尊嚴と、外國の君主の尊嚴との異同如何を考察するに、即ち國體の相違に比例し、大なる徑庭の存するものあり。歐洲諸國人の其の君主を視るや、其の專制時代に於ては、誅求者、強者、暴君等の聯想を免れず、憲法を設

けて之を規制したる現代に於ては、唯世襲の大統領、行政長官以上に及ばず、所謂君主神聖の思想も、我が國民が皇室に對して感ずるものとは、頗る其の意味を異にせり。彼の君主は、固より國民の兄弟たり友人たる關係上、其の親たる地位を占むるを得ず。親に類するものもあるも義父繼父以上なるを得ず。仁愛も忠義も作爲的形式的にして、眞情の流露せるものにあらざるが故に、其の君臨の態度至公至正なり難く、君民互に汲々として其の權利利益を防護するに腐心し、上下一體の團結をなすを得ざるなり。少しく其の例を舉げて之を證せむ。

英國憲法の最初の條文たる大憲章には左の條項あり。

第五十五條 凡そ朕の定めたる不正不法の罰金及び國法に背反して科したる過怠金は悉く之を廢止するか、然らざるも之を下條記す所の國安維持の任ある廿五諸侯若くはカンタベリー大僧正スチープン及び其の共に職を行ふに適せりと爲す者と合議して行ふ所の判定に委すべし。云々

第六十一條 神明の顯榮及び王國の改進のため又朕と朕の諸侯との間に起りたる不和を解かむがため朕は以上數項の事を允許したり。朕は此の事を確



實永遠ならしめんことを欲し、此に朕の臣民に與ふるに下記の保證を以てす。即ち諸侯は國內にて其の適任と認むる廿五名の諸侯を選擧し、被選者は力を盡して、朕が彼等に許與し此の憲章を以て之を確認したる平和及び自由を保持遵行するを計るべし。若し朕又は朕の裁判官官吏其の他諸有司にして如何なる狀況に於けると如何なる人に對するとを問はず、右の義務を行はざるか將た其の何たるに拘らず平和安固に關する箇條を破り、而して其の罪前記二十五名の諸侯中より更に選ばれたる四名の諸侯の知る所となる時は、其の四諸侯は朕に、若し朕外に在る時は朕の裁判長官に、其の苦情の趣旨を開陳して速に救濟せられん事を請ふべし。此の場合に於て其の事の朕或は裁判長官に告知せられたる日より計算し四十日以内に、朕之に救濟を與へざるか或は朕の國外に在るとき朕の裁判長官之に救濟を與へざるときは、四名の諸侯は其の旨を二十五名諸侯中の殘員に告白すべし。此の場合に於て二十五名の諸侯は其の苦情の救濟其の望む所の如くならざる間は、全國の衆庶と共に朕が城廓土地其の他の所領を押ふる等、彼等の能

くする百方の手段を盡して朕を掣肘強迫すべし。但し朕並に朕が后及び子女の身體は毫も犯すべからず。又苦情の救正を得たる時諸侯は舊の如く朕に服従すべし。又王國內に在る者は其何の人たるを問はず前掲の權利を執行するが爲に二十五諸侯の命令に従ひ、且つ彼等に力を協せて出來得べきだけ朕を掣肘することを誓約するを得べし。朕は此の如き誓約を爲さんと欲する者に完全なる自由を與へ、敢て之を妨ぐることなかるべし。

第六十二條 上記の如く二十五諸侯と協同し朕を掣肘強迫するを欲せざる臣民には朕之をして上記誓約を爲さしむるの命令を發すべし。云々

右の諸條にて、英國の君主が人民に對して占むる所の地位、並に其の一身につきて有する不可侵の程度も明瞭なるべし。されば此の憲章を母として産出せられたる國々の憲法上に於ける君主の地位の尊嚴の程度も亦想像するに餘あるべし。獨逸は帝王の權力の強盛なる邦國なれども、其の社會黨が帝室に敬意を有せざること甚しく、爲に帝室の儀禮上不都合なる事件の起ること往々新聞紙上に散見す。其の他は推して知るべきなり。

仔細に之を考ふれば、我が皇室の尊嚴は、人間の思考する尊貴渴仰の對象を、悉く皇位の一中心に總括統合し給へる、而も其がわざとにあらずして、自ら然ある故に存す。或る國民は宗教を信仰すること厚くして、神を君と對等以上に置き、君命と神意と二箇の中心を立て、時には神威を以て君權を抑へ、時には互に相排し、之がために人心の分離を來し、君位の尊嚴を傷つけたること、歐羅巴の中世史などに其の例乏しからず。西曆千七十七年、獨逸國王兼神聖羅馬皇帝ヘンリー四世が、羅馬法王グレゴリー七世と衝突したる時は、ヘンリー王先づ法王の廢位を宣言したるに、法王ヘンリー王を破門せしかば、王大に之に懲り、三日間寒風積雪の裡に立ちて哀願し、僅に面謁謝罪を許されたるが如き事件あり。爾後法權極めて盛にして、歐洲諸帝王一人も之に抗爭するを得ざるに至り、王位の尊嚴も法王の權勢より分派したる一裝飾たるに止りたり。現代は政教分離して、又此の如き事態を生ずる憂なしと雖も、隨つて又神威により王威の有力を信せしむる事も爲し得べからざるに至れり。英國王も露國皇帝も、今日に至るまで、一方に於ては宗教の首長たるにより、神威を其の尊嚴の淵源

とせること、尙古の如くなれども、而も其の神の前には王者も匹夫も平等ならざるべからざるを如何にせむ。我國に於ても宗教的の神あり、神話上の神あり、神社に奉祀せらるゝ神の中にも種々の區別あるべけれど、皆皇室以上の尊貴として思惟せられたるものにあらず。幾多の神の中に、天照大神は最も尊貴なり、然れども大神は皇室の御祖先なり。天皇と天照大神とは御一體なり、皇位神位二ならざるが故に、天皇をば現つ御神と大八洲知ろしめすといふ。其他の神々たる、高天原に於て天照大神に奉仕せられたる神、若くは皇室の肇國樹德に貢獻せられたる神は、固より皇室以外に國民思想の別箇の中心點として存在せらるべくもあらず、今日の別格官幣社の諸祭神の如きに至りては言ふも更なり。要するに、我が皇室及び國民の尊崇する我が神社の諸神は、いづれも皇室の御祖先若くは皇運の扶翼者に外ならざれば、敬神のために忠君に支障を生ずるが如き結果は毫末も起り得べからざるのみならず、神威は常に皇威を擁護し發揚す。然るに佛教渡來してより、至尊を以て入道し給ひ、三寶の奴と仰せらるゝが如き、違例の事も現はれたるが、此は一時の變態に止り、如何に佛法全盛の

時代にても皇大神宮は聊も佛臭に侵されず、内侍所には僧尼の献品を許さざるが如き嚴制格守せられ、佛の力も及ばざる所あることを示せり。但し佛法感溺時代は、自覺晦冥の時代にして、大體に於て宜しからざれども、遂に之を以て貫くを得ざる處に、我が國體の強點存せり。白河法皇は御歷代中崇佛の點に於て、屈指の御方におはしませども、叡山の不逞を憤らせ給ひて、諸社に左の御告文を寄せ給ひしことあり。

伏して惟ふは、王法は如來の附屬に依りて國王興隆す。是を以て佛法は王法を保護りてこそ流布すれ。若し憲法に非ずば、何ぞ住持すべけんや。方今寶籙を逃ると雖も、脱履を樂むと雖も、幼齡の主を愛念し、朝家の政を扶持せり。今も今も、宗廟社稷の基を、繼體守文の君を安んぜんとして、水月の空觀も其の心を亂り、煙霞の逸遊も其の思を煩して、緇徒の惡念をも、顧みず畏れず、偏に國家の爲に、専ら王法の爲に、其の道理に任せて、朝憲を行はむと欲す。抑も我が朝は神國なり。鎮守の誓願長垂無窮なり。神は非禮を享けざれば、恣に非道を以て訴を致せる黨類、縦ひ忿恚を成すとも、豈受用あ

らんや。然れば則ち冥鑒を施し、神力を加へて、此の如きの衆徒の中に、暴惡の輩を徵肅せしめて事無く故無く有らしめ給へと、念ほしめしてなむ。

王法は常に正道を旨とすれば、教法は之を稗補すべきものにこそあれ、教法を笠に着て王法を蔑にするが如き事あるべきにあらず。かゝる場合に偏に王法の爲に、専ら國家の爲に其の道理に任せて朝憲を行ふこと、實に日本流の大主義なり。即ち皇位の尊嚴の發露なり。如何なる宗教も、此の大主義に融合して皇運を扶翼するものは、我が國家に受容せらるべきも、然らざるものは排斥せらるべし。蓋し我が國體は決して國民思想上に二箇對等の中心を設くることを許さず、又其の必要の存するものなければなり。國家の統治は元來至公至正なるべきものなり。我が國體は此の本質を發揮する事に最も能く堪ふる所のものなり。然らば則ち之と一致せずして別に公正を標榜し得べきもの何處にか存せむ。要するに、君と神との歸一、これ國體の一精華にして皇位尊嚴の一基礎なり。或る國民は血族本位の社會組織を有し、孝道を以て至極の道義となせり。支那の如きこれなり。此の國に於て垂簾の政行はれたるは孝道主義より來るものに

して、天子よりも天子の母は更に尊く、天子も其の制を仰がざるべからざるなり。我が日本の道徳も孝道を疎にせずと雖も、天皇は即ち無上至尊にして、太上天皇は既に至尊にあらず、皇太后も然り。これ皇位絶対の主義に基づくものにして、孝道は別物なり。顯宗天皇御位に即き給ふや、其の父尊の雄略天皇に殺され給ひし事あるを含み給ひて、皇太子をして、天皇の御陵を發かしめて讐を報い給はむとしたり。父の讐は俱に天を戴かざる孝道を立てたまはむとなり。然るに皇太子之を諫めて、父の讐なりと雖も、天皇にておはしたれば、之を辱め奉るべきにあらずと仰せられしかば、天皇嘉納し給ひき。支那人は孝道爲本の民族なり。然れども其の孝道爲本の民族が、國民道徳として其の主義を貫徹するに支障なきを得るかといふに然らず。若し其の一國家を組成せる血族團體にして、全く單一の血族なる時は、固より支障を見ずと雖も、古代の支那の如く一國家内に多數の血族團體を有する時は、其の中の一血族のみ君主と同血族なるを得て他は然らざるが故に、君主の利害と他の血族の利害と相一致せざる場合に忠孝の衝突を來さざるを得ず。此の際に於て孝道を以て一貫せんとせば、

國家を解體せざるべからざるに至るべし。忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならずとは、這般の場合の苦衷なり。此の苦衷は上述の場合のみならず、舊朝滅びて新朝起るが如き時に於ても免れざる所なり。即ち支那歴史については、明朝忠臣の孝子は清朝の忠臣たり得ざるが如し。我が國に於ては、かの雄略天皇の有名なる御遺詔に宣へるが如く、『區宇一家、義は乃ち君臣にして情は父子を兼ねる』點よりいへば、忠孝固より一本なるのみならず、皇室と宗支の關係なくとも、君臣一體なる以上、忠の裡に自ら孝は含まれ、忠なれば又孝なることを得るものなり。我が國體は此の如く常に君臣一體ならしむる結合力を有するなり。これ君主の至公至正の統治より來る當然の結果なり。其の革命無きより來る忠孝の一致は固より論なし。かるが故に、聖武天皇が大伴佐伯氏に賜へる詔の中に、大伴佐伯の宿禰の祖先の忠誠を賞し給ひて、さて『子は祖の心を成すいし子にはあるべし。この心を失はずして明き淨き心以て仕へ奉れ』と望ませ給へば、かの氏は、『人の子は祖の名絶たず大君に服ふものといひつげる』ことを揚言して、聖旨を感佩せり。尙萬葉集中の『大君のみことかし

こみ父母を齋瓶とおきて參出來にしを』の歌、源雅頼の「子をおもふ道にぞ祈るすべらぎに仕ふるあとをたがへざらなむ』の詠等皆味ふべく、忠道を以て孝道を攝するものといふべし。要するに君と親との一本一致これ亦國體の一精華にして皇位尊嚴の一基礎なり。

忠君と愛國

或る國民は主權の人民に在る事を其の國の原則とするにより、王者は人民の爲の君たるのみ、一個の職員たるのみ。されば人民側より見て有利ならざる場合には、之を廢罷して、新に人民の意に協へるものを推舉するに至ること自然の數なり。西洋に於ても、近く支那に於ても、這般の理由を以て革命を行へり。而して其の際に於ては忠君者は愛國者たり得ず、愛國者たらんとせば、不忠を敢てせざるを得ざるなり。我が國に於ては主權君主に在りて、而して古來皇室は統治の最も完全ならんことを念とし給へば、主權に主權の實効あり、皇室の利害は國家の利害にして相背馳することなく、皇化の陵夷は國民の不幸、皇威の發揚は國力の振張を意味すること、國民の確信にして國史の明證する所なり。かの君權の滅殺を以て民力の發展と解するが如きものとは雲泥の相違といはざ

るべからず。一言に云へば、これ君と國との一體の關係にして、忠君愛國其の揆を一にするもの、亦實に國體の一精華たり、皇位尊嚴の一基礎たること明なり。

此の如く觀じ來れば、我が國體の精華として、敬神も、孝行も、愛國も、皆忠道と一致するものなり。即ち他國に於ては、君主以外別に一の大中心たり得べき幾多の勢力も、我が國に於ては皇室以上に存立せざるのみならず、常に一致協同して愈々皇室の大を成し、悉く皇室中心主義に歸着するものなることを知るべし。これわが國體上當然の結果なり。

## 二、皇室の慈仁

統治の目的——統治の性質

前掲後漢書の所載の如く、『仁にして生を好む』こと、これわが民族の天性なり。而して皇室の御統治は最も此の特質を發揮し給へり。天孫降臨の際における天祖の神勅には、豊葦原の水穗國を安國と平らけく知らしめせと仰せられたり。

即ち平安を以て統治の目的とせさせ給へるなり。かるが故に、皇室の御勤めは蒼生愛撫の外になく、天壤無窮の寶祚は此の平安の大保障たり。肇國宏遠、樹德深厚の勅語は此の大保障を立てたまへる皇謨を説明し給へるものならんか。元明天皇の詔に、

遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に座して、此の食す國天の下を撫で賜ひ、慈み賜ふことは、辭立つにあらず。人の親の己が、弱兒を養ひ治す事の如く、治め賜ひ慈み賜ひ來る業となも隨神念ほしめす。と宣へるは、よく御歷代蒼生愛撫の御精神を宣明し給へるものと拜察す。皇室の神を祭らせ給ふことの厚きはいふまでもなき事なるが、延喜式に載せられたる祝詞の數々を讀むに、いづれも天皇御一身の御安泰を祈らせたまふものにあらずして、天下萬民のためならざるはなし。聖武天皇の御世の崇佛事業の如きは後世の議する所なれども、天皇御自身は、其の詔に宣へるが如く、『三寶を興隆するは國家の福田』と信じ給ひての事にして、之が適否は別とし、御精神はなほ蒼生愛撫の外に出でざるなり。わが皇室はかくの如く愛民を専らとし給ふ

が故に、其の御仁慈は遠く異國までも聞えたりしもの、如く、崇神天皇の御世に意富加羅の王子が、『日本國に聖皇います』と慕ひて歸化せし事あり。此の御代には異俗譯を重ねて歸化せり。又孔子が桴に乗りて海に遊ばんといひし其の目的國は我が國なりきと傳へらる。

歐羅巴あたりにては、帝王が其の國の租税を宮室の用にのみ費消せずして、國家公共の事に使用するに至れるは、至極近世の事なりと稱せらる。即ち公私の區別判然たらず、帝王が土地人民を支配するは、自家の私有として支配するものなりとの思想なりしなり。封建制度は這般の觀念を基礎とするものなり。近世に至りて、帝王の支配は私有物の處分を爲すが如き性質のものにあらずして、國家の公事なること明なるに至れりとの事なるが、我が國に於ては、古來天皇の統治は『うしはく』にあらずして『知るしめす』なり、私的性質のものにあらずして、公的性質のものなること周知せられ、天皇の御地位は至公至正鏡の物を映すが如きものとせられたり。這般の思想は、後世に於ては、支那思想の嚴に君主の私心を戒めたるに相適ひて、政治道德の修養上、彼より資したることも亦尠か

らざるべしと雖も、我が民族固有の思想は、教へられずして統治の公事なることを識認したりしなり。こは家長の家庭を治むる行爲の性質を一顧すれば了解せらるべき事柄にして、我が國體上の當然なり。かの歐洲諸國の君主が封建諸侯の成り上りたる性質に基づき、支配の觀念が自ら所有權行使の實を有するとは同日の談にあらず。かるが故に歐洲國民が幾多の犠牲を供して始めて獲得したるが如き權利自由幸福は、其の名こそなけれ、實は夙に之を與へられたり。歐洲に於ては、專制政治といへば、直に人民に對する壓制政治と解せられ、隨つて又專制君主即ち暴君と速斷せらるゝ有様なるが、わが國に於ては專制の昔も立憲の今日も、皇室愛民の精神に何等變更なく、唯方法の異なるのみなるは、頗る他國と趣を異にせり。即ち立憲政體も國民の慶福のために、天皇の採用し給へる制度に外ならず。

我が天皇の天下を統治したまふは、照る日の如く曇なきことを目的とし給ふ。其は我が國の如き國柄にては、自然然あらせ給ふなり。人民と權利の繩張を争ひ、居常汲々として自家の地位の擁護に勞せざるを得ざるが如き君主は、時に

人民に對して慈仁を加ふる事もあるべけれども、隱然自家防衛の手段を講ずるに急ならざるを得ず。隨つて常に至公至正を期することは困難なり。されど我が國の如き國體にては、君臣の分明にして、臣にして君を犯すもの之あることなく、君としては臣を憚りて自ら防衛し給ふ必要もなく、上下相和して至公至正の統治こゝに行はるゝを得るなり。これ即ち我が君臣の關係が水臭き他人行儀に因するものならずして、父子の關係たる易ふべからざる秩序に基づけるが故なり。父子の關係にても、養父子の間柄は、如何に親密なるも、幾分遠慮疎隔の存するを免れず。我が皇室はかゝる人爲的地位におはしまさるが故に、臣民との間、寸分の疎隔なく、至誠直に感通す。要するに皇室の慈仁は一は天性の素質におはしまし、一は國體の然らしむる所なり。

### 三、臣民の忠誠

皇運の扶翼——献身的道德

臣民が皇室に忠なる事實も亦皇室愛民の事實の如く、事々しく之を例證するを

要せざるべし。『海ゆかば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、のどには死なじ』の立言は、臣民忠勇の精神を共鳴せしむると今も昔も渝る所なし。時代異なり職務異なれば、手段方法は同一なるを得ず、換言すれば、立憲時代には立憲時代相當の方法によらざる可らずと雖も、其の精神に至つては一貫せり。これ實に君主の個人的身意に忠なるのみならず、實に其の公的天職に貢献するものにして、所謂皇運の扶翼は愛國の努力なり。由來國民の公事の爲に私事を殉する精神は、天性的に養成せられたり。否天性自然の傾向の徹底する所這般の發顯を見るものなるべし。前段には天皇の祭祀を重んじたまふと偏に國家民人の爲にして、御一身のためにあらざることを述べたるが、臣民が祈禱を行ふも國家皇室の隆昌を第一とす。神社の祭祀は固より此の如くなれども、佛教を採用するに至りても、此の主義を變へず、天皇は國家のために、臣子は君父の爲に、佛寺を造營せり。後世個人的安心の爲に宗教を信すること厚きを加ふるに至りても、武士道の爲に其の信仰を擲つが如き事實讃せられたり。其の有名なる一例としては、『武將感狀記』なる『參州一向宗逆亂の時、參州の士民こ

献身的道

の宗門多きによりて、大半源君(家康)に叛きて、國中二つに分る。源君戦危き所に、土屋長吉、これも一應叛賊に與し、が、自ら忍びずして、黨を離れて源君に降る。明日の合戦に進み出で、『君の恩は昭々として近く、佛の罰は冥々として遠し。よしや死後には紅蓮焦熱の苦を受くとも、生前まのあたり君と仰ぎて、その危急を救はずば、義に於て人倫にあらず、これ畜生道に入りたると同じ。汝等この理を曉らば、早く降りて罪を謝せよ』と、槍を提げてかゝりけるが、惜むべし、廿三歳にて鐵砲に中りて死せり。然れどもこれより士衆その義に感發して、引別れ、源君に降りしかば、賊遂に平夷す』の一語の如きものあり。死後極樂に往生するか地獄に墮つるかは、個人の私事なり、公事にあらず。私益のために公道を踏み迷はざるが日本人の精神なり。右の例は皇室に對するものにあらずれども、皇室に對してはそれ以上と推定することを得べし。此の如きもの獨り宗教に限るにあらず、すべて何事も私を去りて公に就くなり。所謂犠牲の精神なり、没我献身的道德なり。國民が這般の公德に長せる所以は、君と臣と、國家と個人と、同心一體なる本來の組織より觀ても當然なるが、父子兄



弟血族相合體すべき天性より觀ても自然なり。即ち要するに是亦國體の精華なり。

以上の三項は我が國體に基づきて必然派生すべき道義の大要を説明せるものなり。今便宜上別ちて三項となしたれども、是亦かの國民性におけるが如く、綜合して考へざるべからざるものなり。即ち尊嚴と慈仁と誠忠と、見地は異なれども、之によりて説明せらるゝものは一の國體そのものなり。尊嚴なるが故に慈仁なり、誠忠なり。慈仁なるが故に誠忠なり、尊嚴なり。誠忠なるが故に尊嚴なり、慈仁なり。要するに國體此の如くなるが故に此の如き道義を生ず、道義此の如くなるが故に此の如き國體を失はず、悉く皆亦依存の關係なり。凡そ強大は弱小を吸引し併合すること自然界人事界一般の通則なり。朱に交はれば朱くなり、渦に近づけば卷かれ、火に投ずれば焼かる。其の主力大なればすべての物之に歸向して敢て悖らざるものなり。思ふに各國民皆其の歸向すべき中心點を有せざるはあらず、支那思想の天の如き、耶蘇教國民のゴッドの如き、

皆その最後の判斷に任ずるものなり。而して若し此の中心の勢力が鞏固ならず、或は中心唯一ならずして數箇の勢力併立するが如き場合には、國民思想の分裂を來し、延いて國家混亂の不幸を見るを免れ難く、結局國民の不幸たらざるを得ず。我が國に於て幾多の道義的勢力が常に一箇の皇室中心主義に歸向し、皇室を天の地位、ゴッドの地位に置きて只管之を尊崇するは、畢竟皇道の善美にして國體の鞏固なるによりて、すべてのものが同化し盡さるゝ結果にして、國民の大幸といはざるべからざるなり。凡そ完全なる國家は最も鞏固なる組織を有せざるべからず。而して最も鞏固なる組織は、最も確實なる統一を有せざるべからず。國家の根柢的、中樞的勢力にして確立不動ならば、枝葉尖端に於て動搖する所あるも、遂に收拾すべからざるに至らず。而して此の如き状態が、舊態の保守に可なるのみならず、新事物の消化に堪ふるものなることは、人體の強壯なるが如きものなり。完全なる國家は必ず右の如き要件を具ふべきものにして、かゝる國家に於ては、其の國體の熔爐に投せられたる物は、道徳も宗教も悉く其國家の特色に混同化合すべき運命に導かれ、君主國ならばおのづか

ら忠孝一致となり、忠君愛國一致となり。忠君敬神一致となる。我が日本國は最も明に其の完全なる國家としての性質を發揮せるものといはざるべからざるなり。

## 第五章 國體の自覺

國民自ら其の國體を意識し在ること、即ち其の自覺は、時に顯晦なきにあらず。固より既に成立せる國體は、個人の意識に對立して儼存すべけれども、之を儼存せしむる所以の根柢は、結局國民の信念に外ならざるが故に、其の信念明確ならず、之を重視せざるが如き狀況に陥れる時は、即ち國體の尊嚴の傷つけられたる時に於ては、我が國史に於ては、かゝる場合は恆に皇威陵夷國勢不振の時期なり。之に反して、國體の自覺の明確旺盛なる場合は、恆に皇道興隆國運發展の時期なり。要するに、國體の汗隆と國民の安危とは密接に相關係す。以下其の自覺史の梗概を叙述せむ。

### 一、建國史の傳誦

史書の材料——即位の詔——語部——天神壽詞——出雲國造神壽詞——祝詞

史書の材

「古語拾遺」に、「蓋し聞く、上古の世は未だ文字あらず。貴賤老少口々に相傳へ、

前言往行存して忘れざりきといへり」とあり。其の口々に相傳へたりし事の主なものは、第一には皇室の歴史にして、次は臣民各氏の由緒なり。「古事記」「日本書紀」の如きは、かゝる類の傳説を記せるものより編纂せられたるものなり。其の一氏族に關するものは、かの氏文といふものありて、氏の由緒を傳へたるが、此は直接國家の歴史を傳ふるものにあらずれども、間接には又國家に關係せざることあらず。皇室の歴史として傳誦せらるゝものは、即ち國家の歴史に外ならずして、建國の由來に其の緒を啓き、天祖が天孫をして此の國土を統治せしめ給ふ事實、天祖の皇統萬世一系、天壤無窮に皇位を踐み給ふべき所以を明にするものなり。此等の傳説は、事に臨み機に觸れて、幼時より國民の頭腦を薰陶し、皇威赫々たる現存の事實と共に國體の觀念を鞏固ならしめたり。文武天皇御即位の詔は、「續日本紀」に左の如く掲げられたるが、此は文武天皇以後のみならず、上古より歷代此の如くなりしにて、御即位の際にはに恆に皇位の淵源を一般臣民に宣らせ給ひしものなるべし。

現つ御神と大八島國知らしめす天皇が大命らまると詔りたまふ大命を、うこな

即位の詔

はれる皇子たち王たち臣たち百の官人たち天の下の公民諸聞こしめさへと詔る。高天原に事始めて、遠天皇の御世、中今に至るまでに、天皇が御子の生れまさむ彌繼々に、大八島國知らさむ次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依さし奉りし隨に(聞こしめし來る)此の天つ日嗣高御坐の業と、現つ御神と大八島國知らしめす倭根子天皇の授け賜ひ負せ賜ふ貴き高き廣き厚き大命を、受賜はり恐み坐して、此の食國天の下を調へ賜ひ平げ賜ひ、天の下の公民を、恵み賜ひ、撫で賜はむとなも、神ながら思ほしめさくと詔りたまふ天皇が大命を諸聞こしめさへと詔る。云々

古來皇室には、上古の事蹟を語り傳ふる部族ありて奉仕し、之を語部といひき。後小松天皇の御代の大嘗祭の時までは、舊儀を存したりしが、其の後絶えたり。此の語部が大嘗祭に際して奏せし古詞は、建國の故事なりしなるべし。「出雲風土記」國引の條並に安來郷の條は、語部の古詞ならんといふ、さもあるべし。此の大嘗祭に中臣の奏する天神壽詞には、

現御神と大八島國知らしめす大倭根子天皇が御前に天神の壽詞を稱辭定めま

語部

天神壽詞

つらくと申す。高天原に神留り座す皇親神漏岐神漏美の命を持ちて、八百萬の神等を集へ賜ひて、皇御孫命は高天原に事始めて、豊葦原の瑞穂國を安國と平けく知ろしめして、天つ日嗣の天つ高御座におほましめて、天つ御膳を長御膳の遠御膳と千秋の五百秋に、瑞穂を平らけく安らけくゆ庭に知ろしめせと事依さしまつりて、天降しまつりし後に、中臣の遠つ祖天兒屋根命、皇御孫尊の御前に仕へ奉りて、云々

出雲國造  
神壽詞

とありて、神漏岐神漏美の御前に天忍雲根命を遣し、皇御孫尊の御膳水は現國の水に天つ水を加へて奉らむと白さしめしに、天の玉櫛を授かりて、之を刺し立て、夕より朝まで、天つ詔詞の太詔詞を告らば清水湧出すべく、之を天つ水と聞こしめせとの命あり、この命に隨ひて聞こしめすゆ庭の瑞穂を以て天皇の御膳を調べ、大嘗祭を奉仕する由を述べ。出雲國造は、其の新任の時、掛けまくも畏き、明御神と大八島國知ろしめす、天皇命の大御世を、手長の大御世と齋ふとして、出雲國の青垣山内に、下石根に、宮柱太しき立て、高天原に千木高知ります、伊邪那岐の日まな子、かぶろぎ熊神の大神櫛御氣野

命(素盞鳴尊をいふ)、國作りまし、大穴持命二柱神を始めて、百八十社に座す皇神等を、某が弱肩に太櫛取掛けて、いづ幣の緒結び、天のみかげと冠りて、いづの眞屋に、倉草をいづの席と蒔り敷きて、いづへ黒まし、天の碓わに齋籠りて、しづ宮に鎮め仕へ奉りて、朝日の豊榮登に、齋ひの返事の神賀の吉詞を奏したまはくとまをす。

と序して、  
高天の神王高御魂神魂命の皇御孫命に、天下大八島國を事依さし奉らし、時に、出雲臣等が遠つ祖天穗比命を、國體見に遣はし、時に、天の八重雲を押し別けて、天翔り國翔りて、天下を見廻りて、返事申し給はく、豊葦原の水穂國は、晝は五月蠅なすみなわき、夜は火瓮の如く光く神あり、石根木立、青水沫も事問ひて、荒ぶる國なり。然れども鎮め平けて、皇御孫命に、安國と平らけく知ろしめさしめむと申して、己命の兒、天夷鳥命に、布都怒志命を副へて、天降し遣はして、荒ぶる神どもを撥ひ平らげ、國作らし、大神をも、媚鎮めて、大八島國現事顯事さらしめき。云々

の功業を述べ、次に天穗比命を祖とせる出雲國造の由緒を述べ、御代の榮を祝して神寶を献する旨を奏す。此の詞を出雲國造の神壽詞といふ。昔出雲國造新任せられたる時は、負幸物を賜はり、國に還りて一年の間潔齋したる後、國司、國造及祝部子弟等を引率して上京し、玉、横刀、鏡、倭文、馬、鶴等を献じ、吉日を卜して神壽詞を奏し、更に後齋一年の後又上京して之を奏する例なりしが、鈴木重胤は、此の神壽詞の大較凡ては天穗日命の故事を擬せる者なりとて、『其は一に任出雲國造は右の神等を國見に降らしめ給ふに比ひ、二に賜出雲國造負幸物は、其の出立に臨みて、兵器及祿物を賜ひし事の有りけむを擬す。三に國造の國に在りて齋爲て、皇神等に仕奉る事は、天夷鳥命などの大國主命を媚鎮め給ひしに容り、四に神寶を擎ぐる事は、大國主神の平國廣矛以下の神寶を皇御孫命に献り給へるを、天夷鳥命など取持しつゝも、猶禮實を献り給ひし例を引き、五に神壽詞を奏す事は、和順ひ給へりし大神の御言を取傳へて復奏し、又己命の大神を齋ひて皇御孫命の御代をまさきく在らしめ奉らむと申し給へりし事の如く物する事にて、凡ては神代の趣を模擬びたる者なり。返事とは彼人の

還りて申す言をいふ意なり』と説明せり。其の他祝詞の中には、大祓に

高天原に神留ります、皇が親神漏岐神漏美の命以ちて、八百萬の神等を神集へに集へ賜ひ、神議りに議り賜ひて、我が皇御孫命は、豊葦原の水穗の國を、安國と平けく知ろしめせと事依さし奉りき。かく依さし奉りし國中に、荒ぶる神どもをば、神問はしに問はし賜ひ、神掃ひに掃ひ賜ひて、語問ひし磐根樹根立、草のかき葉をも言語やめて、天の盤座放ち、天の八重雲をいづの千別に千別きて、天降し依さし奉りき。かく依さし奉りし四方の國中と大倭日高見の國を安國と定め奉りて、下つ磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知りて、皇御孫の命のみづの御舍仕へ奉りて、天の御蔭、日の御蔭と隠り坐して、安國と平らけく知ろしめさむ。云々

とて國中の罪を祓ひ、大殿祭に

高天原に神留ります皇親神魯企神魯美の命以ちて、皇御孫命を天津高御座に坐せて天つ璽の鏡劍を捧げ持ち賜ひて、言ほぎ宣り給ひしく、皇我がうづの御子皇御孫の命、これの天つ高御座に坐して、天つ日嗣を萬千秋の長秋に、大

八洲豊葦原瑞穂の國を安國と平らけく知らしめせと言寄さし奉り賜ひて云々とて、皇居宮殿の安泰を祈れるなど、祭事政事の大事ある場合には、恆に建國の故事を語り出づる習なりしこと知るべし。橘守部は、『古事記』を以て、幼語り御伽噺の類と視たるが、實に然りとせば、國史を基礎とする國民教育は、上古より既によく行はれたるものと認めらる。

## 二、大化の改新

族制政治——馬子の弑逆——蘇我氏の僭上——入鹿の誅戮——國體の諭示——  
大化の改新——儒教の好影響

上古の政治は氏族政治、族制政治などと稱せられ、氏々其の官職を世襲し、社會上の階級は即ち官職上の階級たる有様なり。而して天皇の直接の統御を受くるものは、大臣大連と稱し、臣姓氏族若くは連姓氏族の長たるものにして、氏の大小により階級的に上下相服屬せり。かくして御料地の外全國の土地人民の大部分は皇室の直接の統御を受けざる制度なりしかば、國初の簡單なりし時代、又は族長等が忠誠を缺かざりし時代には、何等不都合なかりきと雖も、後には族

長跋扈の弊を現出せり。眉輪王が安康天皇を弑して圓大臣の宅に逃れ入りし時、雄略天皇使を遣して之を求め給ひしに、大臣答へて、『蓋し聞く人臣事ある時は王室に入る。未だ君王の臣の舍に隱匿するを見ず。方今坂合黒彥皇子眉輪王と深く臣が心を持みて臣の舍に來れり。誰か忍びて送りまづらんや』と云ひし事の如きは、以て族長の勢威甚だ盛なるに至れるを知るに足るなり。蘇我氏に至りて遂に不臣を極めたり。

崇峻天皇の五年、蘇我の馬子其の部下漢直駒あやのあたこまをして、天皇を弑し奉らしめぬ。此は天皇が日頃馬子の驕傲を憎み給へるより、いつかは罪せられむことを測りて先んじ奉りしなり。此の如き大逆を行ひし者は我が國史上馬子唯一人なり。彼自立の志を以て之を行ひしにあらねど、其の神聖を犯し奉れる罪至大といはざるべからず。後、駒が馬子の女を偷みし時、馬子駒を責めて、其の天皇を弑せし罪を鳴らし、に、駒答へて、『我當時大臣ある事を知りて天皇ある事を知らざりき』といひし由なるが、此は誇張の辭なるべしと思はるれど、大臣の權勢のために皇威の雍蔽せられたりし事以て見るべきなり。但し流石の馬子も弑逆の

汚名を他に嫁せむとせしは此の事實によりて明なるべく、又以て國體の尊嚴を反證するに足る。

蘇我氏の  
僭上

皇極天皇の元年には、蝦夷己が祖廟を葛城の高宮に立て、又、舉國の民百八十の部曲を發して、豫め雙つの墓を今來に造り、一を大陵と曰ひて大臣の墓と爲し、一を小陵と云ひて入鹿の墓と爲し、更に悉く上つ宮の乳部の民を聚めて墓所に使役するに至り、上つ宮の大娘姫王憤りて、『蘇我臣國政を專擅して多に無禮を行ふ。天に二日なく國に二王なし、何に由つてか意に任せて封民を役せむ』と歎じ給ひしが、此の御一族は後に蘇我氏に亡ぼされ給へり。同二年には蝦夷病によりて朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬し、其の弟を物部大臣と呼び、三年には家を甘檮岡に雙べ起て、蝦夷の家を宮門と曰ひ、入鹿が家を谷御門と曰ひ、男女を稱して王子と曰ひ、家外に城柵を作り、力人をして兵を持ちて守らしめたり。

『日本紀』に記して曰はく、『四年春正月、或は阜嶺に、或は河邊に、或は宮寺の間に、遙に見るに物ありて猿の吟ふと聽ゆ。或は一十、或は二十許。就いて之を

入鹿の誅  
戮

視れば、物は見えずして尙鳴嘯の響を聞く、其の身を視るを獲ず。時人曰はく此は是れ伊勢大神の使なり』と。伊勢大神の看過し給はざる所即ち事國體に關するが故ならざらんや。この歳六月三韓進貢の日、天皇大極殿に御す。中大兄皇子殿上に入鹿を誅し給ふ。天皇驚きて其の故を問ひ給へば、皇子、『鞍作一名入鹿の盡ことごとくに天宗を滅して日位を傾けむとす。豈天孫を以て鞍作に代へむや』と答へ給へり。皇子法興寺を城と爲して備へ給ひ、諸皇子、諸王、諸卿大夫臣連伴造國造悉く皆隨ふ。是に於て漢直等眷屬を聚め、蝦夷を助けて軍陣を設く。中大兄皇子將軍巨勢德陀臣をして、『天地開闢のときより君臣始めてある』事を説きて、起つ所を知らしめ給ひしかば、賊徒退散し蘇我氏滅びぬ。

國體の論  
示

皇子、入鹿が日嗣の位を傾けむとする由を奏し、尙蝦夷の軍に人を遣はして、君臣の大義を諭さしめ給ひしを以て見れば、其の罪の容易ならざるものたりし事察せらる。其の僭上既に上述の如くなれば、其の嫌疑決して輕きを得ざるなり。蓋し蘇我氏が這般の不臣を敢てせしは、其の勢力の過大なるに増長しての事に相違なければども、其の外來氏族に接し、外邦の文物に親しむと厚かりしよ

大化の改新

り、自ら尊皇心を傷けしにもよるべし。

古來の族制政治は、蘇我氏の滅亡によりて廢せられ、新に官制を設けて能によりて之に任じ、天下に郡縣の制を布かれぬ。之を大化の改新といふ。是より先遣唐留學生の歸朝せるもの、唐制の模倣すべきことを建言せし事あり、蘇我氏の變なくとも、改新の勢既に成りつゝありしもの、如し。而して今や、皇室と一般臣民との間に介在して驕傲不遜なりし大奸を除くことを得たれば、時勢を一新するに絶好の機會到來せるものといはざるべからず。即ち新朝廷は其の稜威の發揮に乗じ、先づ能く億兆の心を一にし、諸般の大改革に着手せられたり。孝德天皇御即位の初、皇太子と大槻樹の下に群臣を集めて盟はしめ給はく、天は覆ひ地は載す。帝道は唯一なり。然るを末代澆薄にして君臣序を失ふ。皇天手を我に假し、暴逆を誅殄し、今共に心血を瀝ぐ。今より以後、君に二の政なく、臣は朝に貳あることなし。若し此の盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐ちて、皎たること日月の如くならん。

これ深く蘇我氏の行迹に鑑み給ひし結果なり。されば天に雙日なく國に二王な

し。是の故に天下を兼併して萬民を使ふべきは唯天皇のみと奏して、皇太子率先して、私領の土地人民を返上し給ひ、こゝに悉く子代、入部、屯倉、部曲の民、處々の田莊を廢し、土地と臣民とは悉く皇室の直接御支配の下に置かるゝこととなり、族長政治の爲に遮られたりし天日の光、再び明に國民の頭上に照り、帝德海内に遍く、國體の自覺大に明瞭を致せり。

且つ又大化の改新は常に内治上の必要に迫られて行はれしのみにあらず、唐國と交通の結果、彼の郡縣の治に倣ふべき氣運を生じ、之に促されたるためにもあれば、改新後の國政は、内治外交ともに大に振作せられ、古來の皇室中心主義諸種の方面に實現せられ、皇威益々發揚せり。其の國民思想興奮の有様は國史の記事「萬葉集」の歌等によりても窺知せらる。即ち積極的に時代に適する新制度が追々完備するに至りしを始として、一方には神社の崇敬、國史の編修といふが如き國粹發揮の事業も進捗し、歌の類には、皇統の連綿たるを讚美せる詞、天皇の神聖なることを謳へる詞、我が國の他國に比して長處を有せる事を謳へる詞等目立ちて見ゆるものあり。尙又かの「天覆地載」といひ、「天無二日」といふが

儒教の好影響



如き、天子は國を家とする本分よりして、直に指して國家といふが如き、(書紀には此の用例數多あり)、又種々の民本主義の格言の如き、一方には皇位の尊嚴を明にし、一方には統治の公正を期するにつき、相當の貢獻をなしたるものにして、儒教の好影響を此に認むるを得。

### 三、清麿の忠誠

道鏡の非望——國體擁護の神宣——皇室の崇佛

奈良朝時代は上述の如き景況の下に漸々推移し、内外諸種の思想の混淆したりし過渡時代なりき。この間に僧道鏡の事件あり、**國體の自覺に關し大なる刺激を與へたり。**神護景雲三年九月、大宰の主神習宜阿曾麿といふもの道鏡に媚び、八幡の神教と矯りて曰く、『道鏡をして皇位に即かしめば天下太平ならむ』と、道鏡之を聞き深く喜びて自負せり。天皇和氣清麿を床下に召して宣はく、『昨夜の夢に八幡の神使來りて、大神事を奏せしめんがために、尼法均を請ひ給ふといへり。宜しく汝清麿相代りて往きて彼の神命を聽け』と。發するに臨みて、道鏡

道鏡の非望

國體擁護の神宣

皇室の崇佛

清麿に、大神の使を請ひたまふは、我が即位の事を告げんが爲なりと語り、重く慕るに官爵を以てせり、清麿行きて神宮に詣づ。大神託宣したまはく、『我が國開闢以來君臣定まりぬ。臣を以て君とすること未だこれあらざるなり。天つ日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人宜しく早く掃除すべし』と。清麿歸りて奏すること神託の如くなりしかば、道鏡大に怒り、奏して清麿の本官を解き、出して因幡の員外の介とし、尋いで除名して大隅に流せり。道鏡が此の如き非望を抱くに至りしは、歴代の佛法の尊信甚だ厚く、聖武天皇孝謙天皇に至りて、其の獎勵を極め給へるに因せり。稱徳天皇重祚して大嘗會を擧げたまふや、『朕は佛の御弟子として菩薩の戒を受け給ひてあるが故に、上つ方は三寶に仕へまつり、次は天社國社の神たちも敬ひまつる云々』と宣ひ、其の大嘗祭は出家をして白衣に相雜りて仕へ奉らしめ給ひ、『帝の出家しています世には出家の大臣もあるべし』とて道鏡に大臣禪師を授け給ひ、次いで又太政大臣の官を授け、文武百官に詔して太政大臣禪師を拜賀せしめ給ひ、後遂に大舍利現はれたりとて法王の位を授け給ふ程に至れり。固より道鏡其の者に對する特別の御寵遇にも因る

ものなるべしと雖も、當代の流行物たる佛教の媒介によらずば、道鏡もかほどの榮達を見ること能はざりしなるべし。此の際又儒教をも一顧するを要す。路真人豊永といふもの道鏡の師たり、清麿の發するに臨みて語りて云く、『道鏡若し天位に登らば、吾何の面目を以てか其の臣たるべき、吾二三子と共に今日の伯夷たらむのみ』と。清麿深く其の言を然りとせり。當時の思潮に於ける外教影響の幾微以て察すべきなり。とにかく此の事件の發生を機會として、國民の精神に國體尊重の觀念を扶植し、後世をして、規を此の一言の託宣に取らしむるに至りたるは、獨り清麿直言の功のみにはあらざるべしと雖も、與つて力あることは勿論にして、護王大明神の號決して溢美にあらざるなり。

#### 四、相門の擅權

藤原氏の功績——擅權と皇位

藤原氏は、天兒屋命以來の名門にして、鎌足、中大兄皇子を奉じて蘇我氏の誅戮に大功あり、續いて大化の新政を翼賛して國家の元勳たり、其の子不比等は

藤原氏の  
功績

持統、文武、元明、元正の四朝に歷事して、律令選定の功あり、官は右大臣に累進し、薨後正一位太政大臣を贈られ、稱徳天皇崩御の時に際しては、藤原百川光仁天皇迎立の功ありし等、其の積勢の頗る大なるものあり。文徳天皇の御代に及びて、藤原良房太政大臣に任せられ、清和天皇幼冲にして即位したまふや、外祖父として攝政たり。太政大臣、攝政は從來皇族の任にして、不比等の薨後太政大臣を贈られたるを除き、全く先例なき事なり。良房、基經の如きは勳勞も之ありと雖も、大權に狎れて勢威を張りたるの咎は免るべからざるものあり。爾來藤原氏の嫡流は、功なきも單に其の門閥によりて、常に此の大任を拜し、他氏族をして對抗することを得しめず、宇多天皇が、菅原道眞を登庸して藤原氏を抑へむと企てたまひし事も行はれず、平將門は皇族の出にてありながら一檢非違使を望んで興へられず、源高明は冤を蒙りて流適せられ、朝廷の要職は悉く藤原氏の專占に歸したり。其の擅權の甚しき、影響を皇位の繼承に及し、文徳天皇が御希望に反して、良房の女の出なる惟仁親王を立て、皇太子と爲したまひしが如きを始として、華山天皇の兼家道兼に欺き誘はれて讓位したまへる、

擅權と皇  
位

三條天皇の道長を憤りて、遂に讓位したまへる、小一條院の道長を憚りて自ら皇太子を辭したまへる等は、其の最も著しきものなり。藤原氏同門の間に於てすら、相競ひて攝關長者の地位を争ひしは、畢竟皆己外戚となりて、其の外孫を天皇に戴き、以て私福を恣にせむことを望みしに外ならず。而して風流の末枝には熟すれども、經綸を有するにあらず、武事を解するにあらず、遂に紀綱を紊亂せしめて收拾すること能はず、武門物興の勢を馴致したり。後三條天皇英邁の資を以て、其の藤原氏の出にあらざるを利とし、大に其の權を抑へ、關白敎通をして唯員に備はるのみとなし、儉素を旨とし躬行を先にし、正義を重んじ情實を排して、勵精治を圖り皇權を恢復し、積弊を廓清したまひしが、累代の頽勢遂に挽回すべからず、藤原氏の擅權を抑止し得たるは慶すべかりしも、爾後數代の院政亦好結果を擧げず、遂に武門擅權の世となれり。畢竟するに、大權の下に移り政綱の紐を解き、蒼生をして塗炭の苦を嘗めしむるに至りしは、藤原氏が輔弼の大任を負ひて、其の職責を全うせず、私欲のために公道を破りたる罪に歸せざるべからず。さはれ其の擅權不遜は實に代々皇室に親近して皇

威に狎れたる結果にして、勿論異志ありての事にあらず。其の行迹大權侵犯の廉ありと雖も、國體の根本に觸れたるものにあらざるは辨を待たず。院政に至りては、人臣擅權の跡を絶ち、大權皇室に存するの實を失はざりきと雖も、亦甚だしき變態と稱せざるべからず、要するに大公至正の體にあらざるなり。

## 五、武家の跳梁

紀綱の弛廢——承久の亂——國民的良心の權威——皇威の陵夷——元寇

奈良朝の崇佛政治は、稱徳天皇の崩御を一段落として、一頓挫を來し、光仁天皇を経て桓武天皇に至り、雄大なる尙武政治に復したるが、爾來泰平百五十年、其の間唐風の模倣大に盛にして詩文の流行を來し、加ふるに佛教界亦豪傑輩出して大に其の慈悲忍辱主義を鼓吹したりしかば、古來の武強の風漸く銷磨して優美婉柔の習を爲し、陰陽道の禁忌亦人心を束縛し、世事を厭ひ風月を友とし、迷信に惑溺し宗教に没頭し、漸次文弱の弊を現出せり。

延喜頃より以後は、宮廷は佳人才子の風流に賑ひたれども世上は往々靜謐ならず。所謂藤原時代は、政治は情實を専らとし、風俗は華美となり、紀綱弛廢して人民塗炭に苦む有様となれり。院政は即ち藤原氏の擅權を否認し皇室親政の古に復されたるものなれども、未だ人民の疾苦を救ふに至らず、平清盛の權勢を得るに及びて、實權又これに移り、獨り人民を苛政に苦めしのみならず、上皇をさへも幽し奉るが如き不臣を敢てせり。これ實に國民古來の信念たる天皇神聖の實を傷つくること甚しきものなれば、清盛は之がために上下の憎惡を受け、賴朝をして其の勃興のために好辭柄を作らしむるに至れり。されば賴朝が實權を握るや、再び藤原氏及び清盛の覆轍を踐まず、一意皇室を尊重するの態度を執れり。其の幕府政治は實に爾後七百年間の變則政治の俑を成せるものにて、單に應急施設としてのみ辯護せらるゝに過ぎざれども、政治の實質に於て、平安末期の施政に優る所大なりしは争ふべからず。これ民心を得たる所以なり。然れども賴朝の後繼者は賴朝の如く皇室を敬はず、遂に承久の變におけるが如き不臣を演出せり。

此の亂は後鳥羽天皇が、武家を倒して皇權を恢復し給はむの叡慮より起りたるが、官兵のいまだ東下せざるに先ち、關東の兵雲霞の如くに集り、忽ちに西上して京都に侵入し、泰時時氏の二人直に廢立を行ひ、後鳥羽、土御門、順德三上皇を隱岐、佐渡、土佐に流し奉れり。環視の人民目を聳てざらんや。泰時ある時、明惠上人を訪ひしに、上人其の事の頗る人臣の分を超えたるを非難せしかば、泰時之に答へて、父義時の意衷を述べて曰く、『若し御一統あらば皇室に於て親しく一統の政治を禍四海に充ち、煩ひ一天に普くして安き事なく、人民大に愁ふ行ひ給はゞの意。是私を存じて隨ひ申さるにあらず。天下の人の歎きに代りて、たとへば身の冥加盡き、命を落すといふとも、痛むべきにあらず。周武王、漢高祖既にこの儀に及ぶ歟。其は猶自ら天下を取りて王位に居せり。是は若し關東運を開くといふとも、この御位を改めて、別の君を以て御位に即かせ申すべし、天照大神正八幡宮も何の御咎め有るべき』と。義時の眞意實際此の如くなりしなるべし。其の行迹極めて不臣にして、皇位の尊嚴を傷つけたること甚だ大なりと雖も、其の胸臆に於て、猶一點國體觀念の犯すべからざるものあり、周武、漢

國民的良心の權威

高の所爲に倣ふの極端に至らざりしは、さすがに國民的良心の權威なほ儼然たりしを證するなり。これより先、泰時關東勢の總大將として發足するや、其の翌日唯一騎鎌倉に引返し來りて、『若し道の邊にも、鬪らざるに辱く鳳輦を先立て、御旗をあげられ、臨幸の嚴重なるに參りあへらば、其の時の進退如何侍るべからむ。この事を尋ね申さむとて一人馳せ侍りき』と問へるに、義時之に答へて、『賢しくも問へるをの子かな。正に君の御輿に向ひて弓を引く事は如何あらむ。然ばかりの時は、兜を脱ぎ弓の弦を切りて偏に畏まりを申して、身を任せ奉るべし。然はあらで、君は都に御座しましなから軍兵を賜はせば、命を棄て、千人が一人になるまで戦ふべし』といへり。又以て義時の心術を了解するに足るべし。

蓋し至尊を犯して廢立を謀り、皇位の繼承に容喙せしは、承久の際及び其の後の北條氏に於てのみ之を見るにあらず、藤原氏の所爲既に然り。唯此は武人なるだけに、其の行動猛烈に失し、彼は長袖者なるがために陰險なるの差あり、其の程度は五十歩百歩に過ぎざらんか。いづれにしても、擅權の結果此に至り、

皇威の陵夷

然も國體の根本に觸るゝの念あつて然るにあらざるは明にして、其の信念の動かざるものあるは、専ら皇室の積威に由るものといはざるべからざるなり。源平時代より此の時代に及びて政綱の弛廢し皇威の衰へし事は類例枚舉に遑あらず。今その一二、簡單なるものを擧ぐれば、『百練抄』六條天皇仁安元年七月の條に、

近日仁和寺の邊の女の夢に云く、天下の政不法なるに依りて、賀茂大明神日本國を棄て、他所に渡り給ふべし云々。去月并に今月上旬兩度此の夢あり。仍つて賀茂社司等并に攝政の第に參りて之を申す。

とあり。皇道の振へる時は神威も顯著なり、皇道衰ふれば神威亦輕し。隨つて祈請も聽かれず、靈驗もあらたかならず。神此の國を見捨て、他所に渡り給ふと夢みるも一種の示顯なるべし。『源平盛衰記』第四十卷には、

昔は宣旨と申しぬれば、神佛もこれを背き給はざりけり。末世なればにや、當世は云甲斐なき人民に至るまで、勅命を輕んずること悲しけれ。

の一節あり。「愚管抄」といふ書、順德天皇の御代の人の著なるが、國體に關して

左の如く記せり。

國王には國王ぶるまひ能くせむ人のよかるべきに、日本國の習ひは國王種姓の皇統の人ならぬすぢを國王にはすまじと、神の代より定めたる國なり。漢家の事は、たゞ詮にはその器量の一事きはまれるをとりて、其れが打勝ちて國王とは成ることゝ定めたり。此の日本國は初より王胤は外へ移る事なし。臣下の家又定め置かれぬ。其の儘にて如何なる事いで來れども、今日まで違はず。百王の今十六代順德天皇第九十四代にはしませばかくいふ残りたる程は、この様はふつと違ふまじきなり。

此の書の著者が、國體のかくあるべきを信じたりしは稱すべしと雖も、その百王と限れるは如何。こはかの經文に百王といふ語あるを實數と解して然りしものなるべきも、時勢の心細さにかく感じたるものならん。自覺の程度危しといはざるべからず。さはれ義時すらも一分の良心あり、國民の信念何ぞ悉く冷却せむ。「源平盛衰記」に、高倉宮以仁王の御失敗を記したる後に、帝位非人力事の一條を立て、皇族といへども、帝位は豫期すべからざる例を挙げ、又帝王に向

元寇

ひて弓を引く者の、六十日保てば大果報なること等を記せり。元寇の際の北條時宗の祈願文には「永作皇室之砥柱」の語あり。正傳寺の住持宏覺禪師といふは、當時何人の命をも待たず、熱誠を籠めて祈願を爲したるが、其の願文には、「大衆某甲、今在王地、樹下石上、草衣木食、滴水寸土、無非朝恩」至心發願、一心諷誦……蒙古怨賊、聞之恐怖、萬國降伏、皆歸聖德」等の語句あり。當時は舉國忠君愛國の精神發揚せられたり。

## 六、建武の中興

北條氏の滅亡——中興成る——吉野遷幸——世態人情——  
名分の嚴守——神皇正統記

承久の役は不幸にして皇室の不利に歸し、北條氏の權勢益々強盛を致せり。加ふるに、皇室には大覺寺持明院兩統の御不和ありて、持明院の御統は、北條氏を引きて其の援としたまへるより、事態大に紛糾し、皇位の繼承に屢々紛議を醸し、大權の行用に故障頻出せり。後醍醐天皇、後宇多院の皇子として、大統を紹ぎ給ひし時、寶算已に三十一、從來の天皇が常に幼冲にして即位し給ひしが

北條氏の  
滅亡

如くならず、且つ天資固より英邁にして、銳意興復を圖りたまふ。恰も好し、北條氏は貞時死して高時人心を得ず、内管領長崎高資貪濫にして秕政多く、叛いて之に抗するものあるに至り、北條氏の勢威稍々傾けり。天皇即ち諸國の武士を徴したまひ、事漏れて一旦收まり、更に護良親王等と再舉を謀りたまふ。高時諸將を會して之を議せしに、長崎高資は承久の例に倣はむとし、二階堂貞藤は、君君たらずと雖も臣は以て臣たらざるべからずとし、臣節を効して、天威の霽れんことを待つべしといふ。高時此の名分論を採らずして兵を上げて宮闕を犯す。天皇笠置に幸して四方勤王の士を召す。楠木正成勅を奉じて兵を舉げ、誓つて興復を期す。其の間に行在陥り、賊天皇を要して、神器を北條氏擁立の新主院光嚴に傳へむことを乞ふ。天皇毅然として之を拒み給ふ。高時天皇を隱岐に遷し奉りしが、元弘二年五月正成大に賊軍を破り、三年二月天皇伯耆に還幸し、勤王の士四方に響應し、五月足利高氏等六波羅を陥れ、新田義貞高時を滅し、六月車駕京師に還幸し、光嚴院を廢し中興の業成れり。爾來天皇萬機を親裁し給ひ、國體發揮せられ、皇威赫々たりしが、當時の世態は平安朝の時の如

中興成る

くならず、天皇の新政は武士の狀態に適せず、加ふるに賞罰明ならず、裁決當を失し、内謁頻に行はれしかば、大奸尊氏をして漸く其の鴟梟の慾を逞しうせしめ、衆心又離れたり。建武二年北條高時の子時行兵を起して鎌倉を攻むるや、尊氏請ひて之が征討を許され、尙征夷將軍に任せられむことを請ひて許されず。即ち辭せずして發し、亂平ぐに及びて師を班さず、自ら征夷將軍東國管領と稱し、新田義貞を誅せむことを奏し、之を名として兵を舉ぐ。義貞東下して之を討ちしが克たず、尊氏追躡して西上し、天皇叡山に幸したまふ。時に源顯家義良親王を奉じ、陸奥の兵を率ゐて來り援ひ、義貞正成等と夾擊して、大に尊氏の軍を破る。尊氏其の敗戦を以て朝敵たるが故となし、後伏見法皇の宣旨を請ひ、延元元年更に大舉して九州より東上す。官軍敗績して正成戦死し、天皇又叡山に幸し給ふ。尊氏京師に入り豊仁親王光明を擁立す。而して後醍醐天皇の神器を持して笠置におはしますを不利とし、伴りて降を乞ひ、天皇を京師に迎へ、神器を其の主<sub>光嚴</sub>に傳へ給はむことを要望す。天皇即ち偽器を授け、密に吉野に幸し、兩朝分立の觀を呈せり。時に延元元年十二月なり。楠木正成の子正行、行宮

吉野遷幸

を衛り、新田義貞は北陸、菊池武重は筑紫、大館、土居、得能諸氏は四國、義貞の子義興は上野、源顯家は奥州に在りて義を徇へしが、三年五月顯家戦死し、同七月義貞戦死してより官軍振はず。同九月結城宗廣憤死し、翌四年八月天皇亦崩じたり。其の御有様を太平記に記して曰く、『主上苦しげなる御息を吐かせ給ひて、妻子珍寶及王位臨命終時不隨者、是如來の金言にして、平生朕が心に有りし事なれば、秦穆公が三良を埋み、始皇帝の寶玉を隨へし事、一も朕が心に取らず。唯生々世々妄念ともなるべきは、朝敵を悉く亡して四海を泰平ならしめんと思ふ計なり。朕則ち早世の後は第七の宮後村上を天子の位に即け奉りて、賢士忠臣事を謀り、義貞義助が忠功を賞して、子孫不義の行なくば、股肱の臣として天下を鎮むべし。之を思ふ故に、玉骨は縦ひ南山の苔に埋もるといへども、魂魄は常に北關の天を望まんと思ふ。若し命を背き義を輕んぜば、君も繼體の君に非ず臣も忠烈の臣に非じと、委細に綸言を殘されて、左の御手に法華經の五卷を持たせ給ひ、右の御手には御劔を接して、八月十六日丑剋に遂に崩御なりにけり』と。遺詔を拜して官軍の將士益々勇奮し、新田義助、北畠親房等

孜孜として興復を圖りしが効乏しく、正平二年には楠正行戦死し、賊行宮を犯し、天皇賀名生に幸し給へり。時に京師にては、光明院位を崇光院に譲り給へり。正平六年尊氏直義隙あり、直義の東奔したるに際し、尊氏これを追撃せんとして、後顧の憂を除かむため、降を乞ひて崇光院を廢し、正平の年號を用ふ。官軍此の機に乗じて京に入り且つ足利氏を攻めしが、尊氏の子義詮のために京都を復せらる。義詮即ち後光嚴院を擁立す。先に後醍醐天皇の授けたまひし偽器だに存せず。藤原良基の言により、尊氏を劍とし良基を璽として禮を擧げ給へり。十三年四月尊氏死して義詮嗣ぎ、二十二年義詮死して義満嗣ぎ、義満の代に及びて、足利氏の勢威愈々強く、官軍は新田氏、楠氏、菊池氏の族益々微に、征東將軍宗良親王、征西將軍懷良親王の如きは、金枝玉葉の御身を以て、多年櫛風沐雨の困苦を嘗め給ひしが、遂に利あらず。元中元年楠氏亡ぶるに及び、義満即ち官軍の積衰に乗じて和議を請ひ、後龜山天皇之を納れたまひ、京師に還幸し給へり。義満驕傲無禮なりしが、天皇固く持して屈辱を却け給ひ、儼然として後小松天皇に讓位し給へり。後醍醐天皇吉野に幸してよりこゝに五十七年



世態人情

なり。

此の間の世態人情を「太平記」等によりて考ふるに、名教の廢れたりしこと驚くに堪へたり。「建武記」の童謠に、「この頃都にはやる物、夜討強盜謀論旨、召人早馬、虚騒動、生頸還俗自由出家、俄大名迷者、安堵恩賞虚軍、本領離る、訴訟人、文書入れたる細葛、追従譏人禪律僧、下剋上する成出者云々」と見えたる如く、秩序紊亂の世なれば、不逞の徒其の野心を恣にし、下位に在りて長上を剋する者、事變に乗じて成出づる俄大名續出し、下衆の勢力強くして、之が頭首たむものを逆に強迫し、戦争あれば恩賞を期し、少くとも本領を安堵せむを望めば、不利なる側には隸屬せず、勝色ある方に争ひて附隨するが故に、勢の可なる時は、軍の集ること雲霞の如くなるも、一朝危しと見る時は、蜘蛛の子を散するが如くなり。全くの利益本位にして名分本位ならざる者、大多數此の如し。尊氏を始として之に阿附せしものは皆此の流なり。されば尊氏の初勤王を装ひて後に背反し、直義と戦ふに際しては又降り、自家の都合次第にて、帝王をも或は立て或は廢し、反覆常無かりしが如く、直義直冬其の他の諸將大抵此

名分の嚴守

の如し。此等の徒を率ゐて新政を行はむとし給ひし後醍醐天皇の大業の成らざりしは偶然ならず。失敗の原因は單に秕政の故のみにあらざるべし。「伯夷叔齊飢ゑて何の益かありし」の語を以て節を二三にせしむる世なり。武家黨の將士が名分を蔑みし道義を輕んせし事例は之を筆にするに忍びざるものあり。此の如き場合に當りて、天皇の毅然として尊嚴を保ち給ひ、笠置陷落の後關東の兩大將より、先づ三種の神器を渡し給ひて、持明院新帝へ進むべき由を奏聞せし時、主上藤房を以て仰せ出され、「三種神器は古より繼體の君位を天に受けさせ給ふ時、自らは是を授け奉る者也。四海に威を振ふ逆臣有つて、暫く天下を掌に握る者ありといへども、未だ此の三種の重器を自ら專にして新帝に渡し奉る例を聞かず。其の上内侍所をば笠置の本堂に捨て置き奉りしかば、定めて戦場の灰塵にこそ落ちさせ給ひぬらめ。神器は山中に進みし時、木の枝に懸け置きしかば、遂にはよも吾國の守と成らせ給はぬ事あらじ。寶劔は武家の輩若し天罰を願みずして玉體に近づき奉る事あらば、自ら其の刃の上に伏させ給はん爲に、暫くも御身を放たる、事あるまじき也」と仰せられければ、東使兩人も六波羅も、

言無うして退出し、尙翌日に龍駕を廻して六波羅へ成し進せんとしけるを、前臨幸の儀式ならでは、還幸なるまじき由を強ひて仰せけるに力なく、鳳輦を用意し袞衣を調進しけるに、三日迄平等院に御逗留ありて六波羅へ入らせ給ひしが如き、諸皇子が東西に征戰に勞し給ひしが如き、後龜山天皇が敢然として義滿の無禮を却け給ひしが如き、楠木正成が『正成一人未だ生きてありと聞召され候はば聖運遂に開かるべしと思食され候へ』と奏して宸襟を安じ、『七生報國』の遺志に萬世を感奮せしむるが如き、新田義貞が『とても討死をせんずる命を、謀叛人と謂はれて、朝家の爲に捨てたらんは、無からん跡までも、勇は子孫の面を悦ばしめ、名は路徑の尸を清むべし』とて兵を挙げ、名和長年が『忝くも一天の君の勅諭を蒙りながらいかで子細を申すべく候。たとひ千度萬度身を滅し命を失ふと申すともなか辭し申すべく候』と奉答して頼まれ奉りしが如き、後醍醐天皇隱岐へ遷幸の際、殿法印良忠が召捕られて六波羅へ出されし時、越後守仲時、齋藤十郎兵衛を使として、『此の比一天の君だにも叶はせ給はぬ御謀叛を御身なんと思立ち給はん事且は止んごとなし、且は楚忽にこそ覺えて候へ。先帝奪ひ進

せんために、當所の繪圖などまで持廻られ候ひける條武敵の至り重科雙びなし。隱謀の企罪責餘あり。計の次第一々にのべられ候へ。具に關東へ注進すべし』といはせしに、法印答へて、『普天の下王土に非ずといふことなし。率土の濱國民に非ずといふことなし。誰か先帝の宸襟を歎き奉らざらん。人たる者は喜ぶべきや。叡慮に代つて玉體を奪ひ奉らんと企つる事なじかは止んごとなきべき。無道を誅せんため隱謀を企てし事更に楚忽の儀に非ず』といひしが如き、一方の不臣に反して、名分の觀念の赫々たるものあり。北畠親房が『神皇正統記』を著して、國體を發揮したるに至りては、其の勤王の行動と共に思想上の功績偉大なるものあり。其の文に曰く、

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき日神ながく統を傳へ給ふ。我國のみ此の事あり、異朝には其のたぐひなし。此のゆゑに神國といふなり。……我朝のはじめは、天神の種をうけて世界を建立する姿は天竺の説に似たる方もあるにや。されども是は天祖よりこのかた繼體違はずして、唯一種ましますこと天竺にもそのたぐひなし。かの國の民主王も衆のために選び立てられ

しより相續せり。また世くだりてはその種姓も多く滅されて、勢力あれば下劣の種も國主となり、あまつさへ五天竺を統領するやからもありき。震且那又ことさら濫がはしき國なり。昔世素直に道正しかりし時も、賢を選びて授くる跡ありしにより一種を定むることなし。亂世になるまゝ、力を以て國を争ふ。かくれば民間より出で、位に居たるもあり、戎狄より起りて國を奪へるもあり、或は累世の臣としてその君を凌ぎ、終に讓を得たるもあり。伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたることすでに三十六、亂の甚しさいふに足らざるものをや。唯我國のみ天地開けし初より今の世今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事よこしまならず、一種姓の中におきても、自ら傍より傳へ給ひしすら猶正にかへる道ありて保ちましましたしける。是しかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり……

百王ましますべしと申すめり。十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官百姓などいふにて知るべきなり。昔皇祖天照大神天孫の尊に勅せしに、寶祚之隆當與天壤無窮とあり。天地も昔にかはらず、日月も光を改め

す。いはんや三種の神器世に現在し給へり。窮あるべからざるは、我國を傳ふる寶祚也。仰ぎ尊み奉るべきは日嗣を受け給ふ皇になんおはします……

文中北朝の帝を僞主と稱し、又

舊都には戊寅の歳の冬改元して曆應とぞいひける。吉野の宮には本の延元の號なれば、國々もおもひくゝの號なり。唐土にはかゝる例多けれども、この國には例なし。されど四とせにもなりぬるにや。大日本島根は本よりの皇都也。内侍所神璽も吉野におはしませば、いづくか都にあらざるべき……

此の君(後醍醐天皇)聖運ましくしかば、百七十餘年中絶えにし一統の天下を知らせ給ひて、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく徳もなき盗人世におこりて、四歳あまりが程宸襟をなやまし御世を過させ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなんや。今の御門(後村上天皇)また天照大神より已來の正統をうけましくぬれば、此の御光に争ひ奉る者やはあるべき。中々かくて靜るべき時の運とぞ覺え侍る。

と記せるなど、其の氣概を想察すべし。固より梟雄尊氏をしてすら、朝敵とし

ては遂に事の成るべからざるを覺らしめ、高時の部下にも二階堂貞藤の如き名分の意識あるものあり、齋藤和行は天皇の高時に賜りたる御告文を讀みたる科にて、血を吐いて死したりとせられし等、一般人民の思想にも、陰然として皇威の犯すべからざる自覺の存するを證すれども、尙不忠不義の著大なるものありしだけ、國體の發揮に一層努力せられしを見る。「正統記」に熱烈なる主張の存するは「愚管抄」の冷かなる國體觀の比にあらざるなり。尙徳川時代の勤王思想の此の時代の勤王思想に負ふ所多大なるに想到せば、眞實に當代における國體擁護の價値の大なるを解するに足るべきなり。

### 七、崇外自卑

外交の態度——大唐國——義滿と明國——自卑思想の一例

我國が三韓と交通するや、彼を以て附庸となし、たとひ文物の我より勝れたるものあるを知ると雖も、之がために彼を尊崇して我が上に置くことを爲さざりき。是れ固より國力の懸隔の大なるものありて、彼の模倣文明が何等輕重を爲

し得ざりしに由れり。支那と交通するに及びては、彼に就きて果して幾何の知識を有したりしか明かならざれども、其の一個の大文明國たることを知り、相當の尊敬を拂ひたりしにせよ、推古天皇より隋主に贈りたまへる親書には、「日出處天子致書日沒處天子無恙」とありて彼を對等視し給ひ、彼をして我が意氣の高きに喫驚せしめたるが、再度の國書にも、「東天皇敬白西皇帝」と記されたりき。されど、我が遣唐留學生の數十年滯在して彼の文物に感化せられたる結果は、崇外思想の喚起となりしこと、推古天皇紀三十一年の條に、唐より歸りたる留學僧が「大唐國は法式の備はり定れる珍らしき國なり。常に通ふべし」と奏したるにても、推量せられ、大唐國てふ一語は萬鈞の重さを有するに至りしを覺ゆ。國號に大字を冠することは其の朝のものとする事にて、外國より稱すべきにあらず。支那にても一度革命あれば、後朝の者前朝を大稱せざるなり。然るに我國にてはいつも彼の稱するがまゝに、大唐大明などと稱して怪ます。これ後には必ずしも自卑より出でたるにあらずして、深き意味もなきものたらんこと、秀吉の如き豪傑すら大明と稱せしにて知るべき事ならんが、初の崇拜が此の如き